

桑名市子ども・子育て支援事業計画

つながろう みんなのちから！ 発揮しよう くわなの子育て力！
～すべては子どもの笑顔のために～



平成27年3月

桑名市

「全員参加型の子ども・子育て支援」を目指して

近年、核家族化の進展や就労状況の変化等に伴って、子育て家庭を取り巻く環境は日々変化してきています。

このような中、社会保障・税一体改革として、平成24年8月に消費税関連法案とともに子ども・子育て関連3法案が成立し、少子高齢化社会にも対応した「全世代型」の社会保障制度への転換が図られ、子育て家庭への支援に消費税財源による安定した財源が向けられる時代になってきました。



桑名市では、この新たな子ども・子育て支援の制度を活用し、このたび「桑名市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画に基づき、着実に子育てしやすいまちづくりをさらに進め、子育て世代から選ばれるまちを目指してまいります。

私自身、今子育てをしている真っ最中です。私なりに子どもに関わり愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動し、その存在に感謝するなど、わが家に大きな喜びや生きがいをもたらしてくれています。ただ、ときには子育ての負担感や不安感を感じる時もあります。

子どもが健やかに育つためには、多くの方々に見守られ、支援を受けながら、保護者が安心して子育てができ、子育てを楽しむことができる環境を整える必要があると私は考えています。

本計画は、単に行政の施策の方向性を示すだけでなく、「本物力こそ、桑名力」を基本理念とする「桑名市総合計画」を踏まえ、全員参加型市政の一環として、一人ひとりの市民、地域、事業者、関係団体などのネットワークを構築し、桑名市に関わるすべての人々の協働による「全員参加型の子ども・子育て支援」を目指すものです。

本計画を実現するためには、「オール桑名」で取り組まなければなりません。計画の推進に対する市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたって貴重なご意見、ご提言をいただきました桑名市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました多くの市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

桑名市長 伊藤徳宇



目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	2
(1)	少子化の現状	2
(2)	子どもの育ち及び子育てをめぐる環境	2
(3)	国の取り組み	4
(4)	桑名市におけるこれまでの取り組み	5
(5)	桑名市子ども・子育て会議の設置	6
2	計画の位置づけ	7
(1)	法的な位置づけ	7
(2)	他計画との関係	7
3	計画期間	7
4	計画の策定体制と手法	8
(1)	策定体制	8
(2)	ニーズ調査の実施	8
(3)	ヒアリング調査及びワークショップ等の実施	8

第2章 桑名市の子ども・子育て支援を取り巻く状況

I	人口や世帯等の状況	10
1	人口構造	10
(1)	人口の推移	10
(2)	人口ピラミッド	11
(3)	子ども数の推移	12
(4)	外国人数の推移	13
2	出生の動向	14
(1)	出生数・出生率の推移	14
(2)	合計特殊出生率の推移	15
(3)	第1子出生時の母親の平均年齢の推移	15
(4)	低体重児出生率の推移	16
(5)	乳児死亡率の推移	16
3	世帯の状況	17

(1) 子どものいる世帯	17
(2) 家族類型	17
(3) 平均世帯人員	18
4 女性の就業状況	19
(1) 女性の就業率	19
(2) 女性の産業別就業状況	20
5 婚姻の動向	21
(1) 未婚率の推移	21
(2) 離婚件数の推移	22
II 子ども・子育て支援施策の状況	23
1 教育・保育の状況	23
(1) 幼稚園の利用状況	24
(2) 保育所（園）の利用状況	24
2 地域子ども・子育て支援事業の状況	25
(1) 妊婦健康診査	25
(2) 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	25
(3) 養育訪問支援事業	25
(4) 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	26
(5) 一時保育（一時預かり事業）	26
(6) ファミリー・サポート・センター事業	26
(7) 延長保育事業	27
(8) 病児保育事業	27
(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	27
(10) 学童保育（放課後児童クラブ）	28

第3章 ニーズと課題

1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	30
(1) 調査の概要	30
(2) 集計・分析について	30
(3) 調査結果の概要	31
2 ヒアリング・ワークショップ	39

(1) ヒアリング・ワークショップの概要	39
(2) ヒアリング・ワークショップの市施策等に関する意見のまとめ	40
3 課題のまとめ	49
第4章 計画の基本的な枠組み	
1 基本理念	52
2 施策の基本目標	53
3 計画の体系	57
(1) 計画の全体像	57
(2) 計画の体系図	58
第5章 取り組むべき施策の展開	
I 重点施策	62
II 具体的な施策の展開	65
1 子どもが主人公！ここで生まれ育って良かったと思えるまちに	65
(1) 生まれ育つ子どもへの健康支援	67
① 妊娠・出産への支援	67
② 母子の健康の保持と増進	68
③ 小児医療に関する周知・啓発	70
④ 子どもを守る医療体制の推進	71
(2) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	73
① 子どもの豊かな心と生きる力を育むための支援	73
② 家庭教育の推進	76
③ 個々の子どもに応じた支援	76
(3) 特別な支援を要する子どもへの支援	77
① 障害のある子どもや家庭への支援	77
② 外国人の子どもや家庭への支援	78
(4) 将来の親となる子ども・若者等への支援	80
① 乳幼児とのふれあい体験の推進	80
② 子ども・若者への自立・就労意識の高揚	81
③ 妊娠・出産を希望する夫婦への支援	82
(5) 子どもの人権を守るための取組	83

① 人権啓発の推進	83
② 児童虐待防止の推進	84
③ 社会的養護の推進	85
④ 子どもが意見を表明できる場づくり	85
2 育てる側を育て支える！ここで子育てしたいと思えるまちに	86
(1) 保護者の子育て力を育て支えるための支援	87
① 保護者の学びの機会の提供	87
② 地域における子育て支援を担う人材の育成	89
③ 子育ての楽しさや喜びの啓発	90
(2) 仕事と子育ての両立支援の環境づくり	91
① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発	91
② 働く子育て家庭を応援する保育等の環境づくり	92
③ 父親の育児参加や男女共同参画の促進	94
(3) 子育て家庭を支える相談支援と情報提供の推進	95
① きめ細やかな相談や家庭支援の推進	95
② 効果的な情報提供の推進	96
(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり	97
① 支援が必要な家庭の早期発見・支援	97
② 支援が必要な家庭に寄り添う支援	98
③ ひとり親家庭への支援	99
3 地域の子育て力！ここで育ち合い、支え合えるまちに	100
(1) 地域で子どもの育ちを支える体制の推進	101
① 地域住民による子どもの育ちへの支援	101
② 子育て世代の地域活動への参加促進	102
(2) 住民相互の支え合いの推進	103
① 住民主体の子ども・子育て支援の推進	103
② 住民活動推進の環境づくり	105
(3) 地域の身近な子育て支援の環境づくり	106
① 子育て支援センター事業の推進	106
② 身近な場での子育て支援の推進	107

(4) 公私立の壁をなくした子ども・子育て支援の推進	108
① 誰もが希望する教育・保育を選択できる体制づくり	108
② 公私立の壁をなくした地域ぐるみの子ども・子育て支援 の推進	109
Ⅲ ライフステージ別の取組・事業一覧	110
第6章 子ども・子育て支援の体制整備	
1 市町村子ども・子育て支援事業計画について	116
(1) 教育・保育提供区域の設定	116
(2) 量の見込みの算出方法	117
(3) 子ども数の推計	117
2 教育・保育の量の見込みと確保方策等	118
(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策	118
(2) 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保	120
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等	120
(1) 妊婦健康診査	120
(2) 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	120
(3) 養育訪問支援事業	121
(4) 利用者支援事業	121
(5) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	122
(6) 一時保育（一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保 育を除く））、ファミリー・サポート・センター事業（病児・ 緊急対応強化事業及び就学児を除く）	123
(7) 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）	123
(8) 延長保育事業	124
(9) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・ 緊急対応強化事業）	124
(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	125
(11) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	125
(12) 学童保育（放課後児童クラブ）	125
(13) 放課後子ども総合プランの推進	128
(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	128

第7章 計画の推進

1	計画の推進体制	130
(1)	全員参加型による推進	130
(2)	庁内の推進体制	130
(3)	関係機関との連携	130
(4)	事業展開にあたっての留意事項	130
2	計画の管理体制	131
(1)	計画の進行管理	131
(2)	計画の進行管理・評価に関する情報公開	131

資料

1	用語の解説	134
2	計画の策定経緯	138
3	桑名市子ども・子育て会議	140
(1)	桑名市子ども・子育て会議条例	140
(2)	桑名市子ども・子育て会議委員名簿	143
(3)	桑名市子ども・子育て会議分科会委員名簿	144
4	分科会からの報告・提言の概要	145
(1)	子どもが主人公分科会の報告・提言の概要	145
(2)	育てる側を育てる・支援する分科会の報告・提言の概要	148
(3)	地域の子育て力を育てる分科会の報告・提言の概要	152
5	その他	154

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景	2
(1)	少子化の現状	2
(2)	子どもの育ち及び子育てをめぐる環境	2
(3)	国の取り組み	4
(4)	桑名市におけるこれまでの取り組み	5
(5)	桑名市子ども・子育て会議の設置	6
2	計画の位置づけ	7
(1)	法的な位置づけ	7
(2)	他計画との関係	7
3	計画期間	7
4	計画の策定体制と手法	8
(1)	策定体制	8
(2)	ニーズ調査の実施	8
(3)	ヒアリング調査及びワークショップ等の実施	8

第2章 桑名市の子ども・子育て支援を取り巻く状況

I	人口や世帯等の状況	10
1	人口構造	10
(1)	人口の推移	10
(2)	人口ピラミッド	11
(3)	子ども数の推移	12
(4)	外国人数の推移	13
2	出生の動向	14
(1)	出生数・出生率の推移	14
(2)	合計特殊出生率の推移	15
(3)	第1子出生時の母親の平均年齢の推移	15
(4)	低体重児出生率の推移	16
(5)	乳児死亡率の推移	16
3	世帯の状況	17

(1) 子どものいる世帯	17
(2) 家族類型	17
(3) 平均世帯人員	18
4 女性の就業状況	19
(1) 女性の就業率	19
(2) 女性の産業別就業状況	20
5 婚姻の動向	21
(1) 未婚率の推移	21
(2) 離婚件数の推移	22
II 子ども・子育て支援施策の状況	23
1 教育・保育の状況	23
(1) 幼稚園の利用状況	24
(2) 保育所（園）の利用状況	24
2 地域子ども・子育て支援事業の状況	25
(1) 妊婦健康診査	25
(2) 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	25
(3) 養育訪問支援事業	25
(4) 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	26
(5) 一時保育（一時預かり事業）	26
(6) ファミリー・サポート・センター事業	26
(7) 延長保育事業	27
(8) 病児保育事業	27
(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	27
(10) 学童保育（放課後児童クラブ）	28

第3章 ニーズと課題

1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	30
(1) 調査の概要	30
(2) 集計・分析について	30
(3) 調査結果の概要	31
2 ヒアリング・ワークショップ	39

(1) ヒアリング・ワークショップの概要	39
(2) ヒアリング・ワークショップの市施策等に関する意見のまとめ	40
3 課題のまとめ	49
第4章 計画の基本的な枠組み	
1 基本理念	52
2 施策の基本目標	53
3 計画の体系	57
(1) 計画の全体像	57
(2) 計画の体系図	58
第5章 取り組むべき施策の展開	
I 重点施策	62
II 具体的な施策の展開	65
1 子どもが主人公！ここで生まれ育って良かったと思えるまちに	65
(1) 生まれ育つ子どもへの健康支援	67
① 妊娠・出産への支援	67
② 母子の健康の保持と増進	68
③ 小児医療に関する周知・啓発	70
④ 子どもを守る医療体制の推進	71
(2) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	73
① 子どもの豊かな心と生きる力を育むための支援	73
② 家庭教育の推進	76
③ 個々の子どもに応じた支援	76
(3) 特別な支援を要する子どもへの支援	77
① 障害のある子どもや家庭への支援	77
② 外国人の子どもや家庭への支援	78
(4) 将来の親となる子ども・若者等への支援	80
① 乳幼児とのふれあい体験の推進	80
② 子ども・若者への自立・就労意識の高揚	81
③ 妊娠・出産を希望する夫婦への支援	82
(5) 子どもの人権を守るための取組	83

① 人権啓発の推進	83
② 児童虐待防止の推進	84
③ 社会的養護の推進	85
④ 子どもが意見を表明できる場づくり	85
2 育てる側を育て支える！ここで子育てしたいと思えるまちに	86
(1) 保護者の子育て力を育て支えるための支援	87
① 保護者の学びの機会の提供	87
② 地域における子育て支援を担う人材の育成	89
③ 子育ての楽しさや喜びの啓発	90
(2) 仕事と子育ての両立支援の環境づくり	91
① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発	91
② 働く子育て家庭を応援する保育等の環境づくり	92
③ 父親の育児参加や男女共同参画の促進	94
(3) 子育て家庭を支える相談支援と情報提供の推進	95
① きめ細やかな相談や家庭支援の推進	95
② 効果的な情報提供の推進	96
(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり	97
① 支援が必要な家庭の早期発見・支援	97
② 支援が必要な家庭に寄り添う支援	98
③ ひとり親家庭への支援	99
3 地域の子育て力！ここで育ち合い、支え合えるまちに	100
(1) 地域で子どもの育ちを支える体制の推進	101
① 地域住民による子どもの育ちへの支援	101
② 子育て世代の地域活動への参加促進	102
(2) 住民相互の支え合いの推進	103
① 住民主体の子ども・子育て支援の推進	103
② 住民活動推進の環境づくり	105
(3) 地域の身近な子育て支援の環境づくり	106
① 子育て支援センター事業の推進	106
② 身近な場での子育て支援の推進	107

(4) 公私立の壁をなくした子ども・子育て支援の推進	108
① 誰もが希望する教育・保育を選択できる体制づくり	108
② 公私立の壁をなくした地域ぐるみの子ども・子育て支援 の推進	109
Ⅲ ライフステージ別の取組・事業一覧	110
第6章 子ども・子育て支援の体制整備	
1 市町村子ども・子育て支援事業計画について	116
(1) 教育・保育提供区域の設定	116
(2) 量の見込みの算出方法	117
(3) 子ども数の推計	117
2 教育・保育の量の見込みと確保方策等	118
(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策	118
(2) 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保	120
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等	120
(1) 妊婦健康診査	120
(2) 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	120
(3) 養育訪問支援事業	121
(4) 利用者支援事業	121
(5) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	122
(6) 一時保育（一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保 育を除く））、ファミリー・サポート・センター事業（病児・ 緊急対応強化事業及び就学児を除く）	123
(7) 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）	123
(8) 延長保育事業	124
(9) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・ 緊急対応強化事業）	124
(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	125
(11) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	125
(12) 学童保育（放課後児童クラブ）	125
(13) 放課後子ども総合プランの推進	128
(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	128

第7章 計画の推進

1	計画の推進体制	130
(1)	全員参加型による推進	130
(2)	庁内の推進体制	130
(3)	関係機関との連携	130
(4)	事業展開にあたっての留意事項	130
2	計画の管理体制	131
(1)	計画の進行管理	131
(2)	計画の進行管理・評価に関する情報公開	131

資料

1	用語の解説	134
2	計画の策定経緯	138
3	桑名市子ども・子育て会議	140
(1)	桑名市子ども・子育て会議条例	140
(2)	桑名市子ども・子育て会議委員名簿	143
(3)	桑名市子ども・子育て会議分科会委員名簿	144
4	分科会からの報告・提言の概要	145
(1)	子どもが主人公分科会の報告・提言の概要	145
(2)	育てる側を育てる・支援する分科会の報告・提言の概要	148
(3)	地域の子育て力を育てる分科会の報告・提言の概要	152
5	その他	154



第 1 章

計画策定にあたって

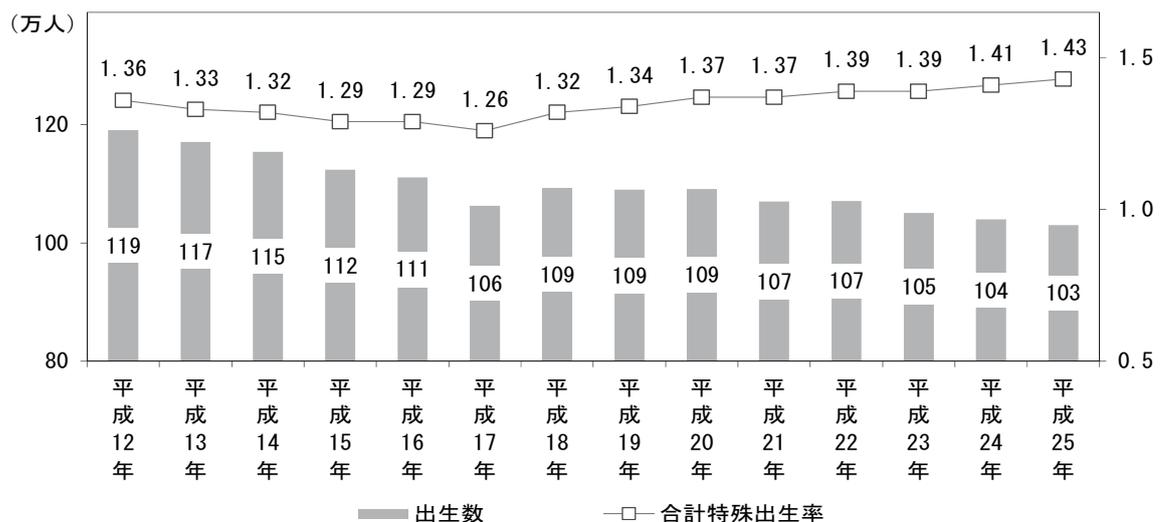


1 計画策定の背景

(1) 少子化の現状

- わが国の合計特殊出生率は、昭和46年から49年の第2次ベビーブーム期以降急速に低下を続け、平成元年にはそれまで最低であった昭和41年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、平成17年には過去最低となる1.26まで落ち込みました。その後は微増傾向であり、平成25年の合計特殊出生率は1.43となりましたが、分母となる15歳から49歳の女性が減少していること等から、出生数は減少を続けています。現在の人口を保つための合計特殊出生率は2.07と言われており、わが国の人口は減少しつつあります。
- 全国的に進む少子高齢化は、経済の発展を停滞させ、活力のない社会を招くとともに、子どもの成長にさまざまな影響を与えることが懸念されています。

図表 1-1 全国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

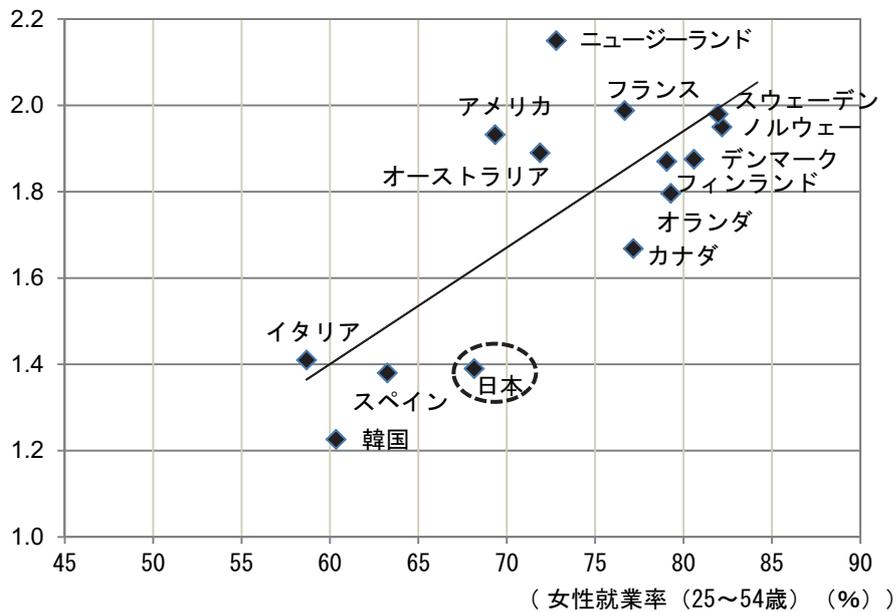
- 近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、近隣の住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得る事が困難な状況が懸念されます。
- 兄弟姉妹の数の減少により、自身に子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えているという懸念があります。
- 女性の活力による経済社会の活性化の視点等から、仕事と子育ての両立を希望する人々を支援する環境の整備が求められており、各国を比較すると女性の就業率が高いほど、その合計特殊出生率も高い傾向を示すとの報告もあります。この背景には各国

の子ども・子育て支援の状況や父親の家事・育児の参画状況、ワーク・ライフ・バランスの推進状況等の要素を含んでいることが考えられます。

- 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。
- 子育ての負担や不安、孤立感が高まっている状況の中で、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の防止が急務です。

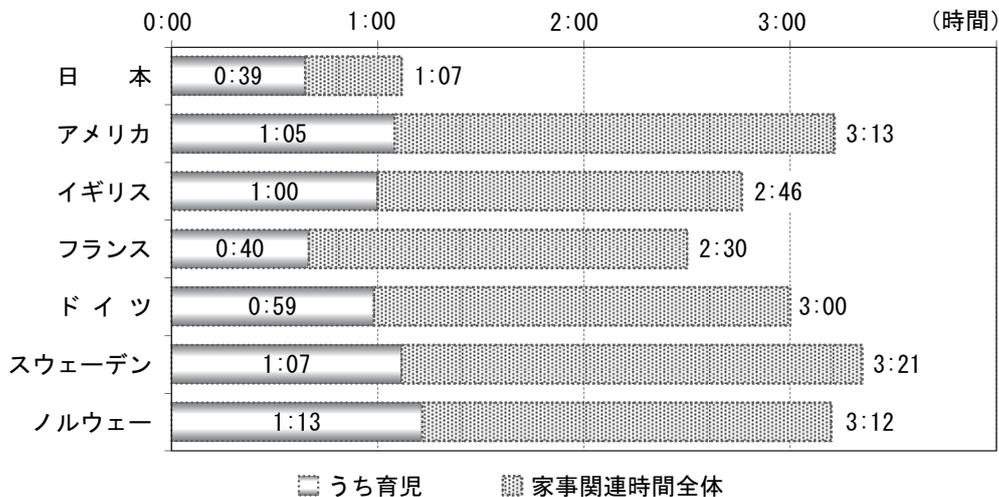
図表 1-2 各国の合計特殊出生率と女性就業率（2010年）

（合計特殊出生率）



資料：OECD Family database

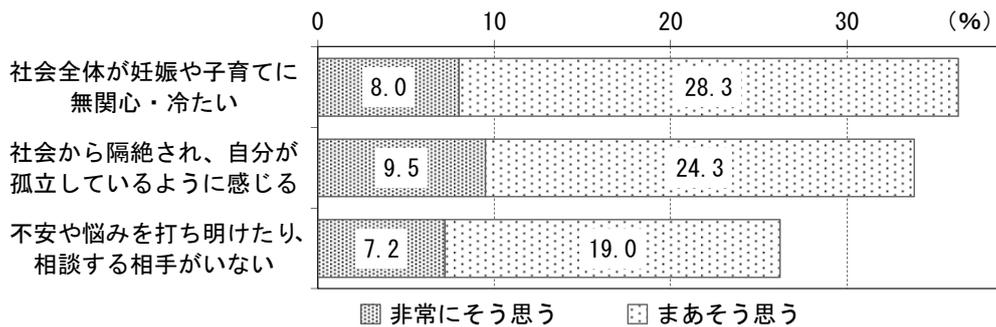
図表 1-3 6歳未満児をもつ男性の家事・育児時間



資料：Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”（2004）、
U. S. Bureau of Labor Statistics “American Time Use Survey Summary”（2006）、
総務省「社会生活基本調査」（平成23年）



図表1-4 妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識



資料:財団法人子ども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(平成23年)

(3) 国の取り組み

- 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年7月に地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が、それぞれ行動計画を策定し、実施していくこととされました。
- 平成22年1月、少子化社会対策会議を経て「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。このビジョンでは、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされ、平成26年度までの数値目標が掲げられました。
- 平成24年3月、「子ども・子育て新システム関連法案」が閣議決定され、その財源となる消費税増税法案とともに国会に提出され、社会保障・税一体改革関連法案として一括審議されました。そして、自民・公明・民主の三党合意により、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」には、次の項目等が盛り込まれています。
 - ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設
 - ②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
 - ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」)の充実
 - ④子ども・子育て会議の設置
- また、子ども・子育て支援法では、市町村には子ども・子育て支援事業計画、都道府県には子ども・子育て支援事業支援計画の策定が義務付けられています。



＜少子化対策、子ども・子育て支援施策の主な動向＞

平成2年	1.57ショック
平成6年	12月 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）、「当面の緊急保育対策を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）」を策定
平成11年	12月 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を策定
平成14年	9月 「少子化対策プラスワン」（厚生労働省）
平成15年	7月 「次世代育成支援対策推進法」の成立 7月 「少子化社会対策基本法」の成立
平成16年	6月 「少子化社会対策大綱」の閣議決定 12月 「子ども・子育て応援プラン」（少子化社会対策会議決定）
平成17年	4月 地方公共団体、企業等における「次世代育成支援前期行動計画」スタート
平成19年	12月 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」（仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定） 12月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（少子化社会対策会議決定）
平成20年	2月 「新待機児童ゼロ作戦」（厚生労働省）
平成22年	1月 「子ども・子育てビジョン」の閣議決定 4月 地方公共団体、企業等における「次世代育成支援後期行動計画」スタート 11月 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」（厚生労働省）
平成24年	8月 「子ども・子育て関連3法」の成立
平成25年	4月 「待機児童解消加速化プラン」（厚生労働省） 6月 「少子化危機突破のための緊急対策」（少子化社会対策会議決定）
平成26年	4月 「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の成立 ・次世代育成支援対策推進法が平成37年3月31日までの10年間延長

(4) 桑名市におけるこれまでの取り組み

- 本市は、平成16年12月に旧桑名市、旧多度町及び旧長島町が合併して現在の桑名市となりました。少子化対策に関しては、旧桑名市においては「桑名市子育て支援地域総合プラン」（平成13～19年度）を、旧長島町では「ながしま・子ども健やかプラン」（平成13～17年度）を策定し、それぞれのプランに基づいて保育の充実、母子保健事業の充実等、子育て支援施策を推進してきました。
- 平成15年度には旧3市町が共同でニーズ調査を実施し、平成16年度には合併後の新市に対応した「桑名市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」を策定しました。
- 平成20年度には、次世代育成支援後期行動計画策定のために、桑名市次世代育成支援行動計画策定委員会を設置し、当該委員会の分科会における細部にわたる検討を経て、ニーズ調査を実施し、平成21年度には、平成22年度から平成26年度を計画



期間とする「桑名市次世代育成支援後期行動計画」が策定されました。

- 前期行動計画がはじまった平成17年度からは、次世代育成支援行動計画を円滑に推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関して協議を行う次世代育成支援対策地域推進協議会を設立しました。毎年度、計画の進捗状況をチェックし進行管理を行うことはもとより、地域社会全体による子ども・子育て支援を念頭に、分科会において専門性の高い検討を行い、さまざまな提言を行ってきました。
- 次世代育成支援行動計画を具体化するにあたって、〈市民と行政との協働〉という本市における子ども・子育て支援の目指すべき方向性を施策・事業に結びつけるために、次世代育成支援対策地域推進協議会の果たしてきた役割は大きく、その役割は、桑名市子ども・子育て会議に継承しています。
- 桑名市民みんなで子育てを応援し、桑名市の子どもたちの笑顔を守り、虐待から守ろうという趣旨で、平成25年7月に「子どもの笑顔を守るまち くわな～子どもを虐待から守る都市宣言～」を行いました。

(5) 桑名市子ども・子育て会議の設置

- 国では、子ども・子育て支援新制度における政策決定の過程に、子育てをしている当事者やさまざまな立場の方の意見を取り入れることができるよう「子ども・子育て会議」を設置しました（子ども・子育て支援法第72条）。
- 本市においても、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、平成25年7月に「桑名市子ども・子育て会議条例」を制定し、それに基づき「桑名市子ども・子育て会議」を設置しました。子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければなりません。



桑名市子ども・
子育て会議の様子

2 計画の位置づけ

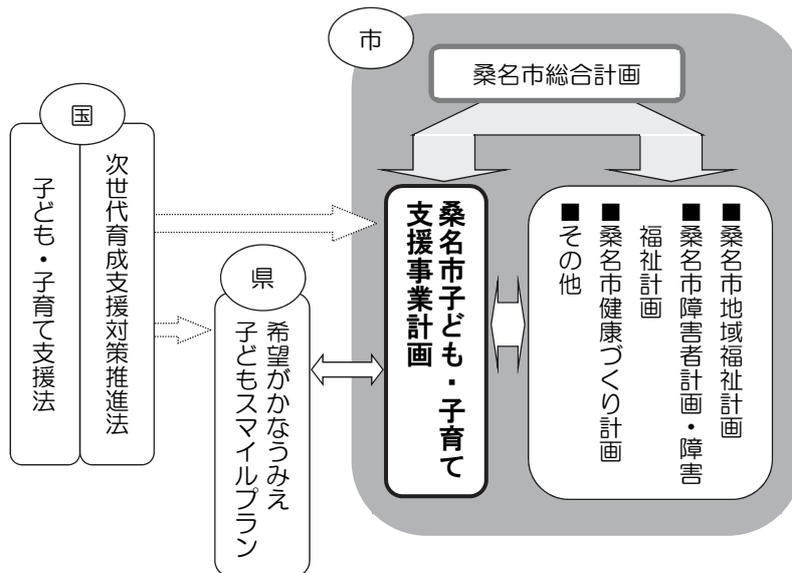
(1) 法的な位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画という位置づけを有し、同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画という位置づけもあわせて有しており、一体的に計画を策定するものです。

(2) 他計画との関係

- この計画は、「桑名市総合計画」はもとより、「桑名市地域福祉計画」「桑名市障害者計画・障害福祉計画」「桑名市健康づくり計画」等の本市の関連計画との調整を図りつつ策定し、推進します。

<計画の位置づけ>



3 計画の期間

- この計画の期間は、平成27年度～平成31年度の5年間とします。

<計画期間>

年 度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
桑名市子ども・子育て支援事業計画	→					→				
					見直し	次期計画				見直し



4 計画の策定体制と手法

(1) 策定体制

- 本計画の策定にあたっては、子育て中の当事者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係機関又は関係団体から推薦された者等20人以内で構成する「桑名市子ども・子育て会議」において、審議しました。会議では、グループワークの手法も導入しながら、丁寧に審議を行ってきました。
- また、本計画の骨子案の検討をもとに、「桑名市子ども・子育て会議」に「子どもが主人公分科会」「育てる側を育てる・支援する分科会」「地域の子育て力を育てる分科会」の3つの分科会を設置しました。各分科会では集中的な審議を経て、分科会としての報告・提言がまとめられ、計画策定にあたって、本市の子ども・子育て支援に関する課題の整理や施策の方向性の検討につなげていきました。

(2) ニーズ調査の実施

- 計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者を対象に実施し、特に就学前の子どもがいるご家庭には、全ての家庭を対象にニーズ調査を実施しました。なお、この調査の調査項目については、桑名市子ども・子育て会議でご意見をいただきながら作成しました。

(3) ヒアリング調査及びワークショップ等の実施

- 上記のニーズ調査の対象とならない方々や定型的な調査で把握することが難しい個別のニーズがあること等を配慮し、マタニティセミナーの参加者、子育て中の外国人、一人親家庭の保護者、発達に支援の必要な子どもの保護者、中学生、高校生等を対象にヒアリング調査を実施しました。
- また、子ども・子育て支援をめぐる地域の課題を把握し、市民と行政の協働による子ども・子育て支援の方策を考える場として、広く市民を対象としたワークショップや父親を対象とした座談会を開催し、幅広くご意見をいただきました。




第 2 章

桑名市の子ども・子育て支援を取り巻く状況



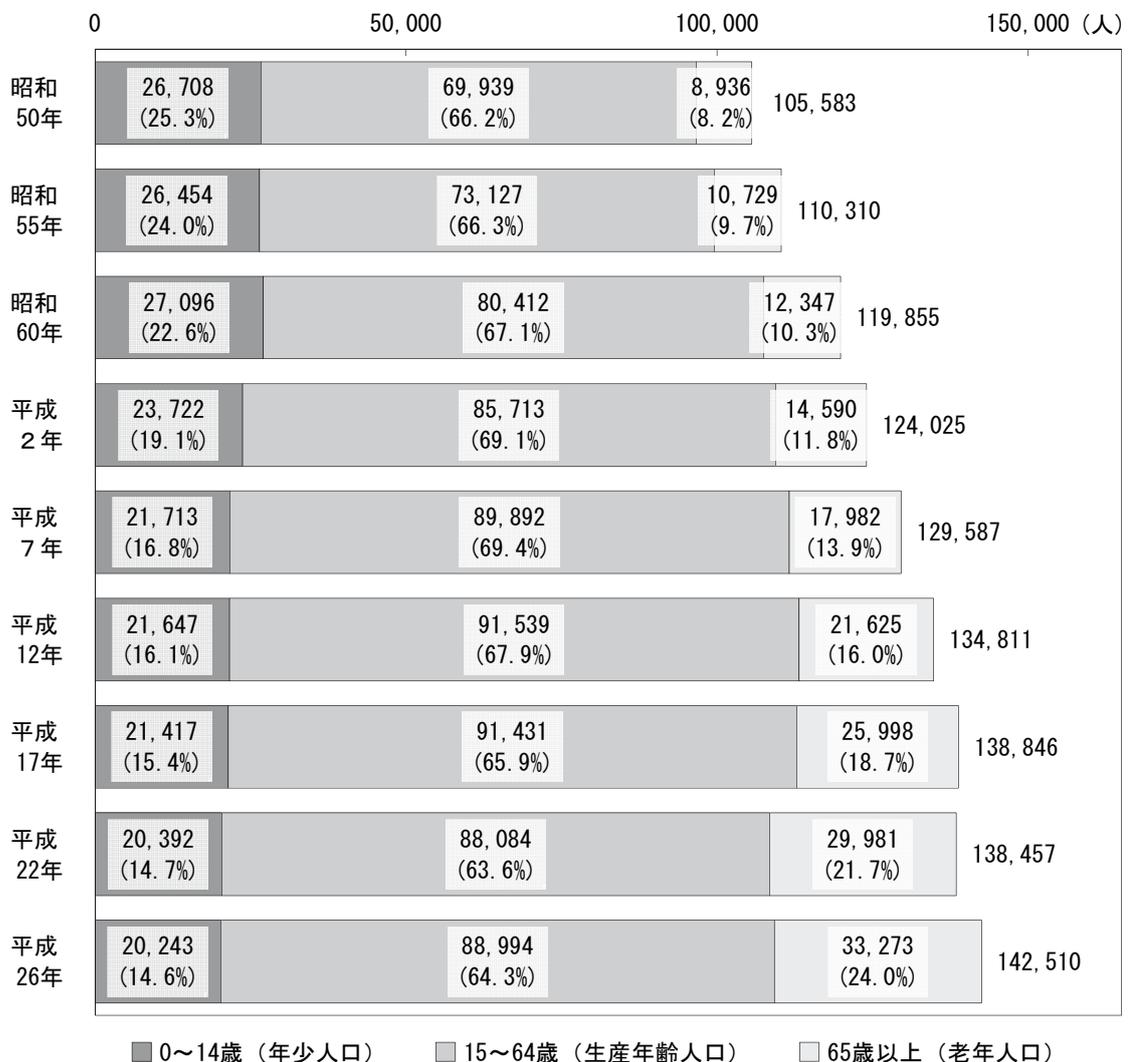
I 人口や世帯等の状況

1 人口構造

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成26年3月31日現在142,510人となっています。年齢別にみると、老年人口（65歳以上人口）が大幅な増加を続けています。年少人口（0～14歳人口）は昭和60年の27,096人をピークとしてその後は減少を続け、平成17年には老年人口が年少人口を上回りました。

図表2-1 人口の推移



（注）不詳を除く。

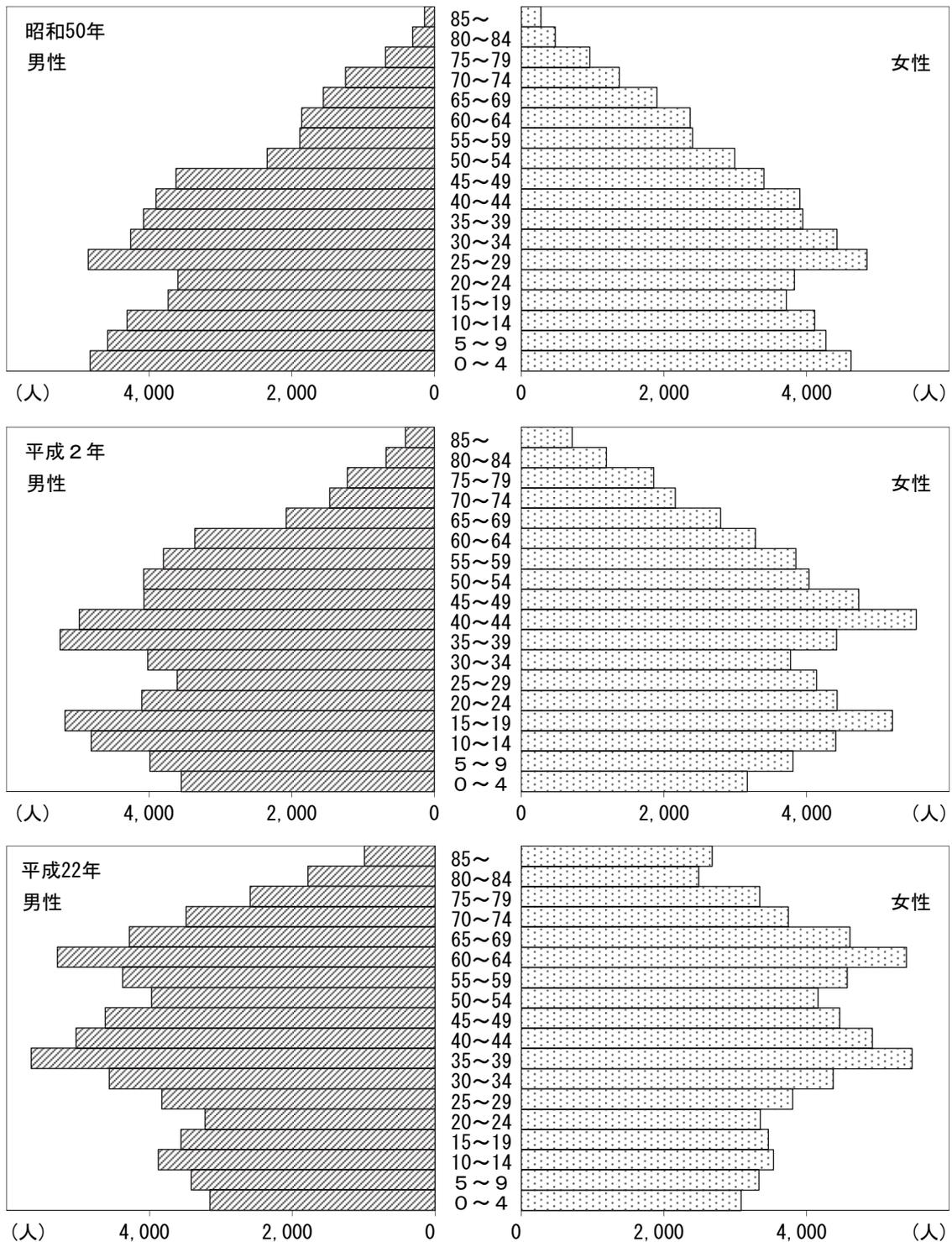
資料：平成22年までは総務省「国勢調査」。平成26年は3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口。



(2) 人口ピラミッド

昭和50年、平成2年、平成22年の人口ピラミッドを比べると、昭和50年の裾が広がった安定した形から、平成2年は団塊の世代と団塊ジュニアが突出したひょうたん型に、そして平成22年には低年齢層が減少するつぼ型へと変化しています。

図表2-2 人口ピラミッド



資料：総務省「国勢調査」



(3) 子ども数の推移

子ども数（18歳未満人口）は年々減少傾向にあり、平成26年3月31日現在では24,656人となっています。3歳階級別にみると、平成12年の時点では各年齢層とも4千人台を保っていましたが、平成17年には0～2歳が、平成22年には0～2歳及び3～5歳が、平成26年には0～2歳、3～5歳及び6～8歳が4千人を割り込んでいます。

図表2-3 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

単位：人

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
0歳	1,446	1,444	1,332	1,338	1,447	1,290	1,260	1,209
1歳	1,568	1,514	1,289	1,316	1,397	1,323	1,186	1,236
2歳	1,528	1,565	1,310	1,293	1,506	1,338	1,234	1,314
0～2歳	4,542	4,523	3,931	3,947	4,350	3,951	3,680	3,759
3歳	1,641	1,534	1,346	1,343	1,403	1,388	1,309	1,287
4歳	1,773	1,583	1,438	1,327	1,455	1,406	1,244	1,375
5歳	1,809	1,653	1,459	1,384	1,422	1,487	1,282	1,229
3～5歳	5,223	4,770	4,243	4,054	4,280	4,281	3,835	3,891
6歳	1,946	1,780	1,536	1,327	1,435	1,470	1,325	1,324
7歳	1,947	1,769	1,617	1,369	1,393	1,503	1,362	1,345
8歳	2,009	1,825	1,579	1,409	1,439	1,446	1,368	1,306
6～8歳	5,902	5,374	4,732	4,105	4,267	4,419	4,055	3,975
9歳	1,918	1,957	1,602	1,521	1,405	1,522	1,408	1,371
10歳	1,874	2,031	1,705	1,532	1,444	1,446	1,475	1,423
11歳	1,913	2,143	1,820	1,622	1,406	1,483	1,466	1,381
9～11歳	5,705	6,131	5,127	4,675	4,255	4,451	4,349	4,175
12歳	1,851	2,139	1,807	1,698	1,447	1,446	1,514	1,476
13歳	1,887	2,133	1,877	1,602	1,473	1,455	1,432	1,444
14歳	1,344	2,026	2,005	1,632	1,575	1,414	1,527	1,523
12～14歳	5,082	6,298	5,689	4,932	4,495	4,315	4,473	4,443
15歳	1,903	1,969	2,074	1,732	1,565	1,453	1,425	1,543
16歳	1,664	1,965	2,154	1,849	1,675	1,438	1,485	1,429
17歳	1,618	1,896	2,156	1,825	1,693	1,460	1,425	1,441
15～17歳	5,185	5,830	6,384	5,406	4,933	4,351	4,335	4,413
計	31,639	32,926	30,106	27,119	26,580	25,768	24,727	24,656

資料：平成22年までは総務省「国勢調査」。平成26年は3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口。



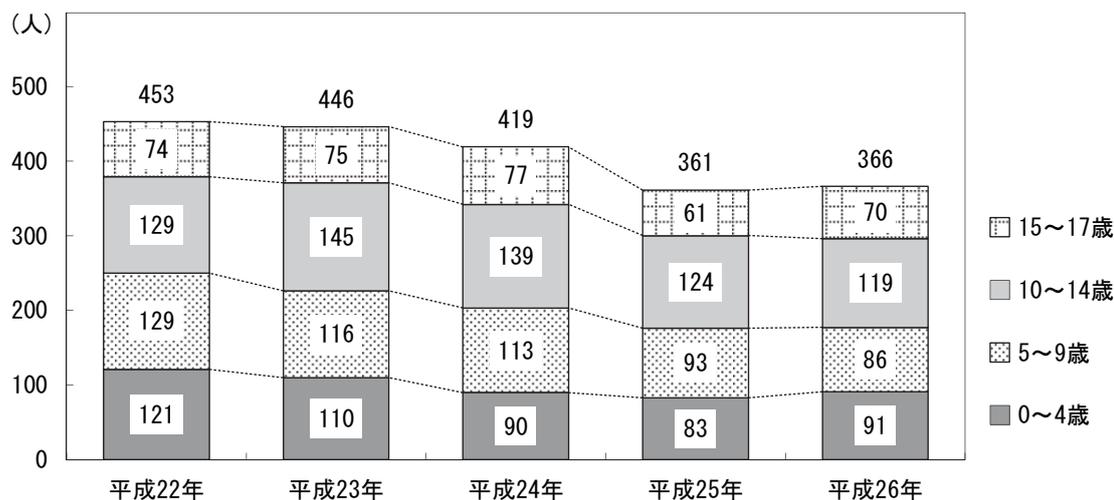
(4) 外国人数の推移

平成26年3月末日現在、本市の外国人の子ども数（18歳未満）は366人です。5年前の平成22年と比較して87人減少しています。年齢区分別にみると、10歳未満が大幅に減少しています（図表2-4）。

平成22年の本市の外国人の全体数は2,475人となっており、5年前から横這い状態にあります。国籍別にみると、増加の著しかったブラジル人はピーク時の733人から7割程度に減少し、代わりに、中国人及びその他の国籍の人が100人以上増加しています（図表2-5）。

文化や習慣に関する相互理解等、さまざまな問題があり、地域の中で外国籍の人と共に生きていくためのルールづくり等が課題となっています。

図表2-4 外国人の子ども（18歳未満）数の推移



資料：桑名市外国人登録人口（各年度末日現在）

図表2-5 国籍別外国人数の推移

単位：人

年	総数	韓国、朝鮮	中国	フィリピン	タイ	インドネシア	ベトナム	イギリス	アメリカ	ブラジル	ペルー	その他
12年	1,760	1,016	124	179	87	15	77	2	14	271	100	45
17年	2,423	856	241	170	24	22	23	5	17	733	195	137
22年	2,475	766	376	217	20	43	57	7	16	495	150	328

資料：総務省「国勢調査」



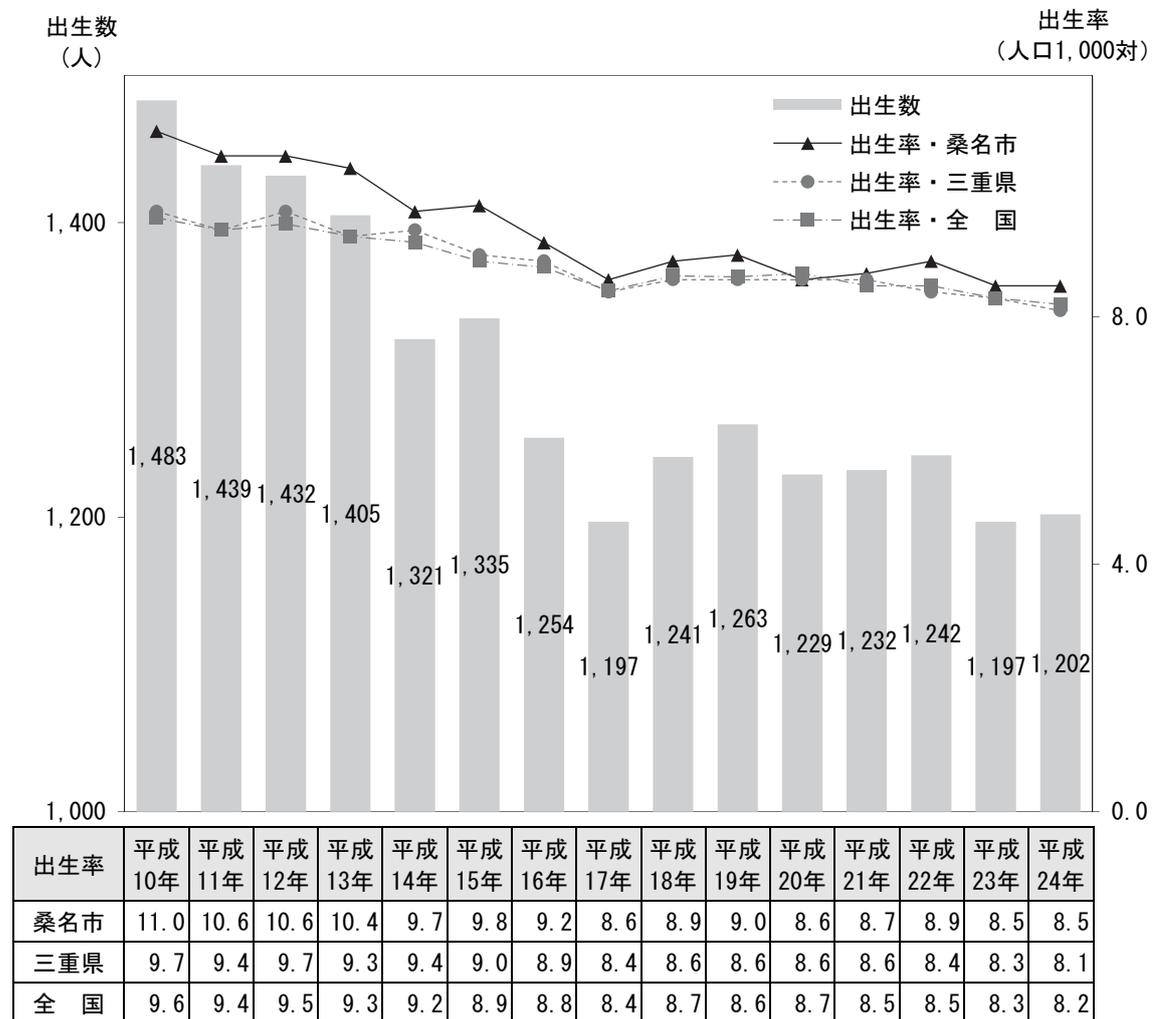
2 出生の動向

(1) 出生数・出生率の推移

本市における平成24年の出生数は1,202人です。平成16年以降は1,200人前後で推移しています。

出生率（人口1,000対）についてみると、本市は、概ね三重県及び全国より高い率で推移しているものの、その差は小さくなってきています。

図表 2-6 出生数及び出生率（人口1,000対）の推移



資料：人口動態統計及び桑名保健福祉事務所年報

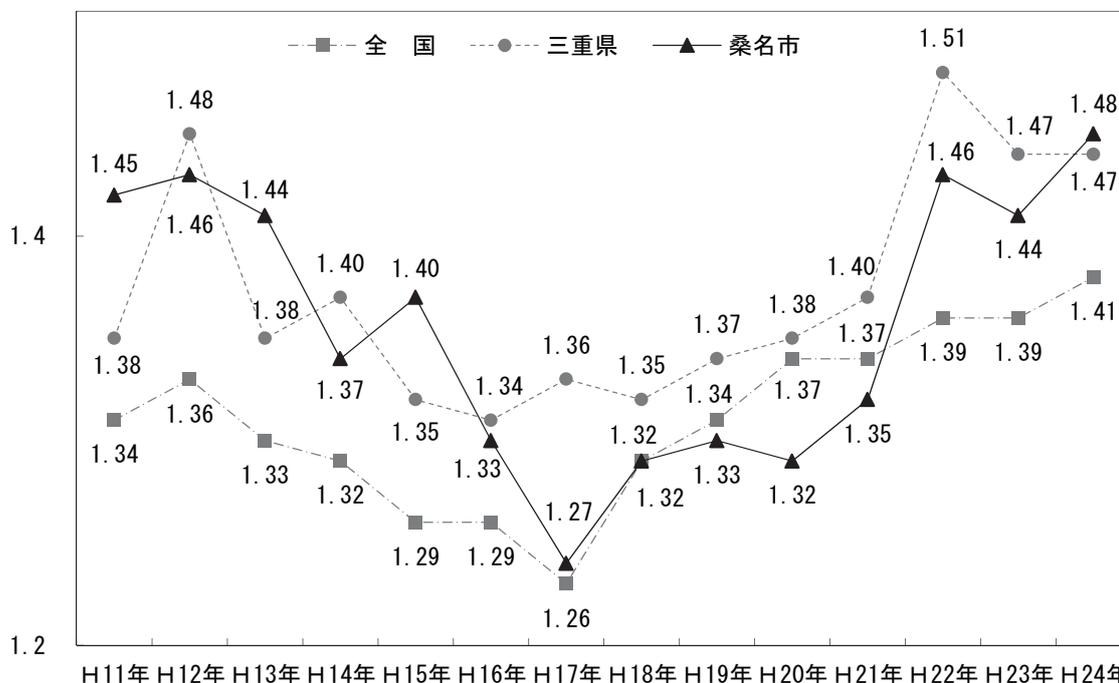


(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

本市においては、人口規模の関係から年によって多少ばらつきがありますが、全国と同じように平成17年までは低下傾向にありましたが、平成18年から上昇に転じ、平成24年は1.48となっています。

図表2-7 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計及び桑名保健福祉事務所年報

(3) 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

全国及び県の第1子出生時の母親の平均年齢の推移をみると、晩婚化の進展等により、年々高くなっています。

図表2-8 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

単位：歳

区分	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
三重県	26.8	27.4	28.3	29.0	29.9
全国	27.2	27.8	28.6	29.5	30.4

資料：厚生労働省「人口動態統計」



(4) 低体重児出生率の推移

出生時の体重が2,500g未満の低体重児の出生率をみると、過去10年間の平均は、本市は8.9%となり、三重県（9.0%）及び全国（9.5%）を下回っています。

図表2-9 低体重児出生数・率の推移

単位：%

区分		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
桑名市	数	126人	87人	117人	105人	126人	99人	119人	111人	104人	107人
	率	9.4	6.9	9.8	8.5	10.0	8.1	9.7	8.9	8.7	8.9
三重県（率）		8.9	8.7	8.6	9.4	9.2	8.7	9.2	9.2	9.0	8.9
全国（率）		9.1	9.4	9.5	9.6	9.7	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6

資料：人口動態統計及び桑名保健福祉事務所年報

(5) 乳児死亡率の推移

生後1年未満の死亡を乳児死亡、生後4週（28日）未満の死亡を新生児死亡といいます。通常、出生1,000対の乳児死亡率、新生児死亡率でみます。

図表2-10 乳児死亡数・率の推移

(率は出生1,000対)

区分		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
桑名市	数	6人	4人	3人	4人	3人	4人	4人	4人	3人	5人
	率	4.5	3.2	2.5	3.2	2.4	3.3	3.2	3.2	2.5	4.2
三重県（率）		3.0	2.3	2.2	2.8	3.8	2.6	2.4	2.4	2.5	3.3
全国（率）		3.0	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3	2.2

資料：人口動態統計及び桑名保健福祉事務所年報

図表2-11 新生児死亡数・率の推移

(率は出生1,000対)

区分		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
桑名市	数	3人	0人	3人	2人	2人	2人	2人	1人	2人	2人
	率	2.2	-	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	0.8	1.7	1.7
三重県（率）		1.6	1.0	1.2	1.6	1.7	1.4	1.1	0.9	1.1	1.0
全国（率）		1.7	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0

資料：人口動態統計及び桑名保健福祉事務所年報



3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯

本市の平成22年の一般世帯は51,461世帯、うち18歳未満親族のいる世帯は14,268世帯、6歳未満親族のいる世帯は5,667世帯となっています。総世帯数は増加していますが、18歳未満親族のいる世帯は減少を続けています。

子どものいる世帯の割合をみると、本市は三重県、全国に比べて高い率で推移していますが、低下傾向は同じです。

図表2-12 一般世帯の世帯数の推移

単位：世帯(%)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
桑 名 市	33,215 (100.0)	35,975 (100.0)	40,785 (100.0)	44,744 (100.0)	48,072 (100.0)	51,461 (100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	17,934 (56.6)	16,482 (45.8)	15,132 (37.1)	15,024 (33.6)	14,760 (30.7)	14,268 (27.7)
6歳未満親族のいる一般世帯	6,652 (20.0)	5,882 (16.4)	5,850 (14.3)	6,414 (14.3)	6,221 (12.9)	5,667 (11.0)
三 重 県	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(49.1)	(42.2)	(35.1)	(31.1)	(27.9)	(25.4)
6歳未満親族のいる一般世帯	(18.0)	(15.4)	(13.5)	(12.5)	(11.5)	(10.2)
全 国	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(45.4)	(38.5)	(31.8)	(27.9)	(25.3)	(23.1)
6歳未満親族のいる一般世帯	(17.3)	(14.2)	(12.3)	(11.4)	(10.5)	(9.4)

資料：総務省「国勢調査」

(2) 家族類型

平成22年の国勢調査から、子どものいる世帯の家族類型をみると、親と子どもからなる核家族世帯は、18歳未満親族のいる世帯が78.9%、6歳未満親族のいる世帯が83.8%となっています。

本市の子どものいる核家族世帯の割合は、全国(18歳未満79.9%・6歳未満83.7%)よりも低く、三重県(同76.3%・同80.9%)よりも高くなっています。

本市の18歳未満親族のいるひとり親世帯は、母子世帯が551世帯、父子世帯が65世帯です。平成17年(母子世帯526世帯、父子世帯76世帯)からは、母子世帯が25世帯増加し、父子世帯は11世帯減少しています。



図表2-13 一般世帯の家族類型

単位：世帯（％）

区 分	一般世帯数	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	再 掲	
		核家族世帯	その他の親族世帯			母子世帯	父子世帯
桑 名 市	51,461 (100.0)	31,846 (61.9)	6,464 (12.6)	389 (0.8)	12,473 (24.2)	606 (1.2)	75 (0.1)
18歳未満親族の いる世帯	14,268 (100.0)	11,253 (78.9)	2,933 (20.6)	62 (0.4)	20 (0.1)	551 (3.9)	65 (0.5)
6歳未満親族 のいる世帯	5,667 (100.0)	4,748 (83.8)	901 (15.9)	18 (0.3)	- (-)	114 (2.0)	4 (0.1)
三 重 県	(100.0)	(58.7)	(13.5)	(0.9)	(26.9)	(1.4)	(0.2)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(76.3)	(22.9)	(0.6)	(0.2)	(5.0)	(0.7)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(80.9)	(18.5)	(0.5)	(-)	(2.4)	(0.2)
全 国	(100.0)	(56.3)	(10.2)	(0.9)	(32.4)	(1.5)	(0.2)
18歳未満親族の いる世帯	(100.0)	(79.9)	(19.4)	(0.4)	(0.3)	(5.8)	(0.6)
6歳未満親族 のいる世帯	(100.0)	(83.7)	(16.0)	(0.3)	(0.0)	(2.8)	(0.2)

資料：総務省「国勢調査」（平成22年）

(3) 平均世帯人員

平成22年における本市の子どものいる世帯の平均人員は、18歳未満親族のいる世帯が4.13人、6歳未満親族のいる世帯が4.06人となっており、三重県よりはやや少なく、全国よりはやや多くなっています。徐々に世帯の規模が縮小していく傾向は、全国、三重県と同じです。

図表2-14 一般世帯の平均世帯人員の推移

単位：人

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
桑 名 市	3.59	3.44	3.15	2.98	2.85	2.69
18歳未満親族のいる一般世帯	4.55	4.55	4.50	4.36	4.24	4.13
6歳未満親族のいる一般世帯	4.69	4.69	4.46	4.23	4.14	4.06
三 重 県	3.40	3.25	3.05	2.88	2.73	2.59
18歳未満親族のいる一般世帯	4.54	4.56	4.51	4.39	4.25	4.14
6歳未満親族のいる一般世帯	4.76	4.73	4.54	4.32	4.18	4.14
全 国	3.14	2.99	2.82	2.66	2.55	2.42
18歳未満親族のいる一般世帯	4.39	4.39	4.35	4.24	4.13	4.06
6歳未満親族のいる一般世帯	4.53	4.50	4.34	4.18	4.10	4.06

資料：総務省「国勢調査」



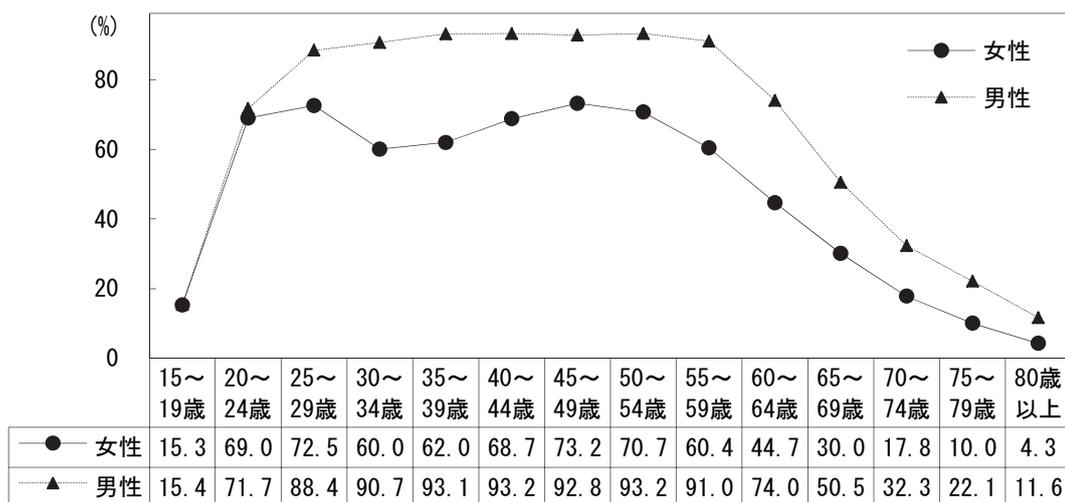
4 女性の就業状況

(1) 女性の就業率

男性の就業率は、25～29歳で85%を超え、30代～50代は90%台で推移し、定年退職を迎える60代から急激に低下していきます。これに対し女性は、20代の約70%から30～34歳には一旦60.0%まで低下し、30代後半から40代にかけて再度上昇していき、45～49歳で73.2%とピークに達し、その後徐々に低下する、いわゆるM字カーブを描いています。出産、子育てによって仕事を中断し、子育てが落ち着いた30代後半から再び仕事に就くという女性特有の就労状況がうかがえます(図表2-15)。

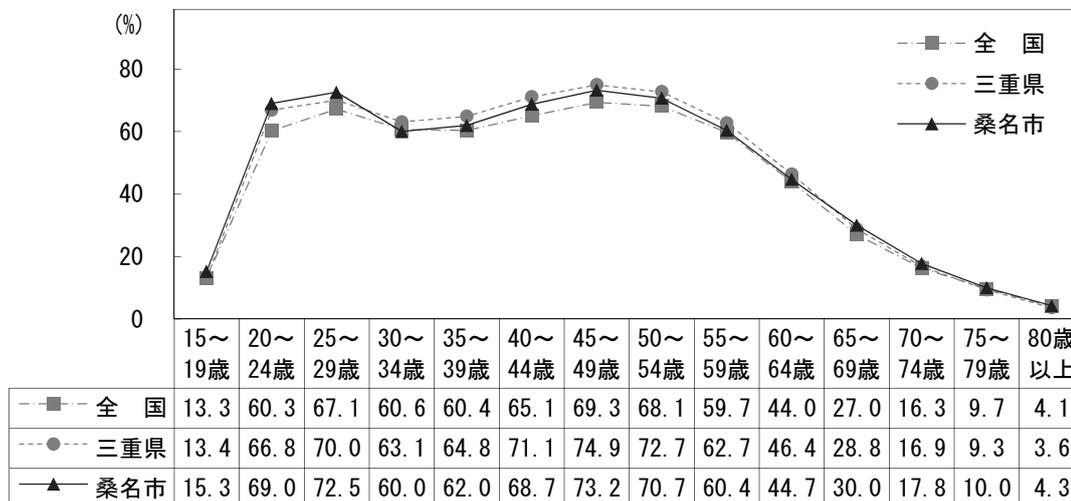
女性の年齢別の就業率は、三重県、全国と比較すると、ほぼ同様のラインを描いています(図表2-16)。

図表2-15 桑名市の性別・年齢別就業率



資料：総務省「国勢調査」(平成22年)

図表2-16 女性の年齢別就業率(国・県との比較)



資料：総務省「国勢調査」(平成22年)



(2) 女性の産業別就業状況

平成22年の15歳以上の女性就業者は28,984人です。産業別にみると、「卸売業、小売業」が21.7%と最も高く、「製造業」「医療、福祉」も10%以上と比較的高くなっています。

産業分類別にみると、「第3次産業」が75.6%を占めています。

図表 2-17 産業別にみた女性の就業者数

単位：人（%）

区 分	桑名市		三重県	全 国
計	28,984	(100.0)	(100.0)	(100.0)
農業、林業	444	(1.5)	(2.6)	(3.5)
漁業	109	(0.4)	(0.5)	(0.2)
鉱業、採石業、砂利採取業	6	(0.0)	(0.0)	(0.0)
建設業	790	(2.7)	(2.7)	(2.7)
製造業	4,540	(15.7)	(15.7)	(11.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	46	(0.2)	(0.2)	(0.2)
情報通信業	259	(0.9)	(0.8)	(1.8)
運輸業、郵便業	893	(3.1)	(2.7)	(2.4)
卸売業、小売業	6,292	(21.7)	(19.0)	(19.4)
金融業、保険業	1,006	(3.5)	(2.9)	(3.2)
不動産業、物品賃貸業	308	(1.1)	(1.0)	(1.7)
学術研究、専門・技術サービス業	569	(2.0)	(1.8)	(2.4)
宿泊業、飲食サービス業	2,739	(9.5)	(8.3)	(8.3)
生活関連サービス業、娯楽業	1,807	(6.2)	(5.4)	(5.1)
教育、学習支援業	1,788	(6.2)	(6.0)	(5.8)
医療、福祉	4,477	(15.4)	(18.2)	(18.4)
複合サービス事業	159	(0.5)	(0.8)	(0.6)
サービス業（他に分類されないもの）	1,112	(3.8)	(4.2)	(5.0)
公務（他に分類されるものを除く）	469	(1.6)	(2.0)	(2.0)
分類不能の産業	1,171	(4.0)	(5.1)	(5.8)
第1次産業（再掲）	553	(1.9)	(3.1)	(3.7)
第2次産業（再掲）	5,336	(18.4)	(18.5)	(14.3)
第3次産業（再掲）	21,924	(75.6)	(73.3)	(76.2)

資料：総務省「国勢調査」（平成22年）



5 婚姻の動向

(1) 未婚率の推移

本市の未婚率の推移を性・年齢別にみると、平成2年から平成22年にかけて、女性の25～29歳及び30～34歳、男性の30～34歳及び35～39歳が15ポイント以上上昇しています。特に女性の25～29歳は20ポイント以上上昇しています。未婚率の上昇は、晩婚化、晩産化につながり、少子化の要因の一つとして考えられます。

図表2-18 未婚率の推移

単位：%

区分	女 性					男 性					
	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	
20 ～ 24 歳	桑名市	85.1	87.0	88.4	88.3	89.7	92.8	93.0	92.4	93.2	93.1
	三重県	82.8	84.8	85.6	96.0	86.4	91.5	91.8	91.1	91.5	91.4
	全 国	85.0	86.4	87.9	88.7	87.8	92.2	92.6	92.9	93.4	91.4
25 ～ 29 歳	桑名市	34.0	42.7	49.2	55.4	58.5	61.9	63.3	66.3	69.4	70.8
	三重県	31.5	41.1	47.9	53.5	54.7	59.5	63.3	64.7	67.2	67.8
	全 国	40.2	48.0	54.0	59.0	58.9	64.4	66.9	69.3	71.4	69.2
30 ～ 34 歳	桑名市	9.1	12.6	19.2	25.4	28.7	26.1	32.1	36.9	42.1	45.0
	三重県	9.0	13.6	20.4	25.9	28.9	26.4	31.2	37.4	42.0	43.1
	全 国	13.9	19.7	26.6	32.0	33.9	32.6	37.3	42.9	47.1	46.0
35 ～ 39 歳	桑名市	3.6	6.4	8.2	12.9	16.3	13.7	16.8	20.4	25.0	29.9
	三重県	4.6	6.5	9.5	14.3	17.9	10.4	17.6	21.1	27.5	31.1
	全 国	7.5	10.0	13.8	18.4	22.7	19.0	22.6	25.7	30.0	34.8

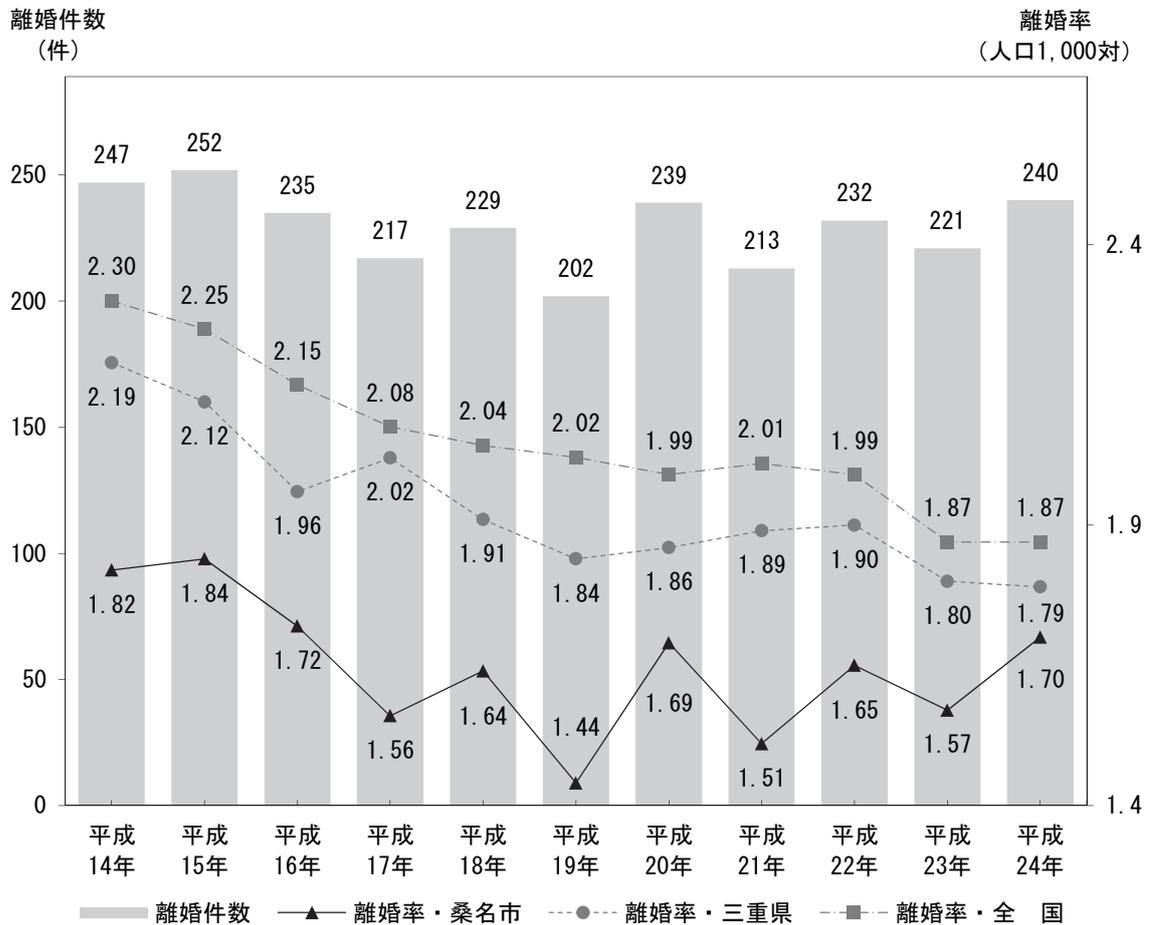
資料：総務省「国勢調査」



(2) 離婚件数の推移

平成14年以降の本市における離婚件数は、230件前後で推移しています。離婚率（人口1,000対）にはばらつきはありますが、いずれの年も三重県、全国を下回っています。

図表2-19 離婚件数及び離婚率（人口1,000対）の推移



資料：人口動態統計及び桑名保健福祉事務所年報



Ⅱ 子ども・子育て支援施策の状況

1 教育・保育の状況

平成26年3月31日現在、本市の小学校就学前の子ども数は7,650人で、通園状況の構成割合では、0～2歳児は「在宅等」が76.3%を占めています。3歳児になると幼稚園の利用開始に伴い就園児の割合が大幅に上昇し、4歳以上では95%以上を占めています（図表2-20、図表2-21）。

図表2-20 幼稚園・保育所（園）の利用状況

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼稚園			13	398	597	668	1,676
保育所（園）	84	323	472	696	741	544	2,860
在宅等	1,125	913	829	193	37	17	3,114
就学前の子ども数	1,209	1,236	1,314	1,287	1,375	1,229	7,650

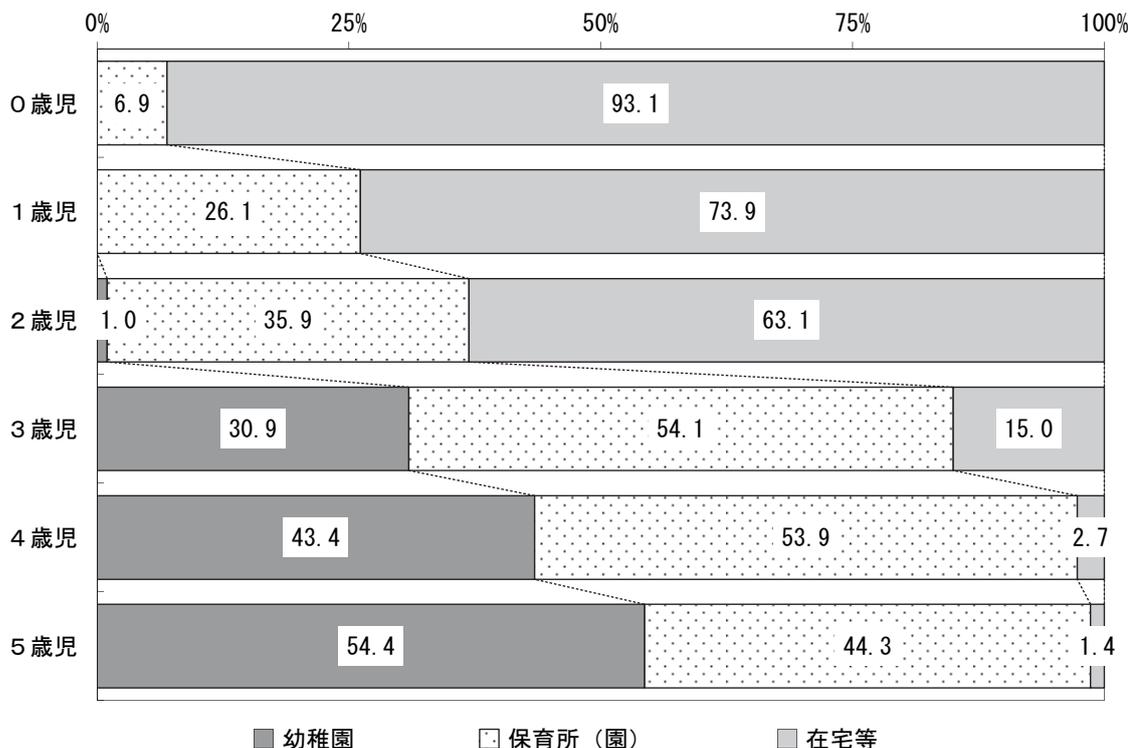
注1：幼稚園、保育所（園）の園児数は平成26年5月1日現在（市外の園に通う園児を含む）

注2：就学前の子ども数は平成26年3月31日現在の住民基本台帳および外国人登録人口

注3：幼稚園の「2歳児」は満3歳児の園児数

注4：「在宅等」は就学前の子ども数から園児数の合計を除いたもの

図表2-21 通園状況の構成割合

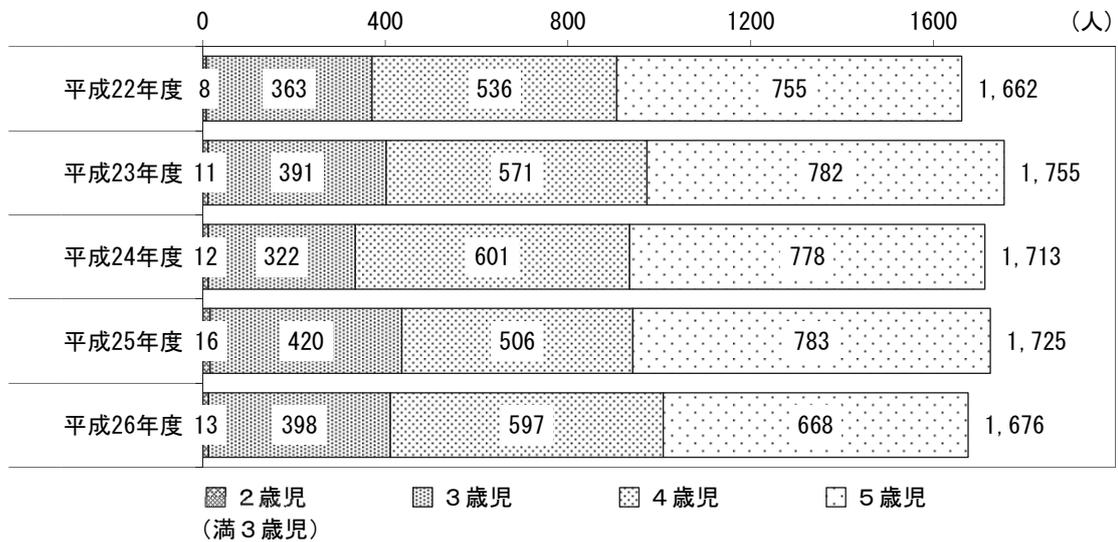




(1) 幼稚園の利用状況

幼稚園の利用者数は、毎年1,600～1,700人台で推移しています。

図表 2-22 幼稚園の年齢別利用者数の推移

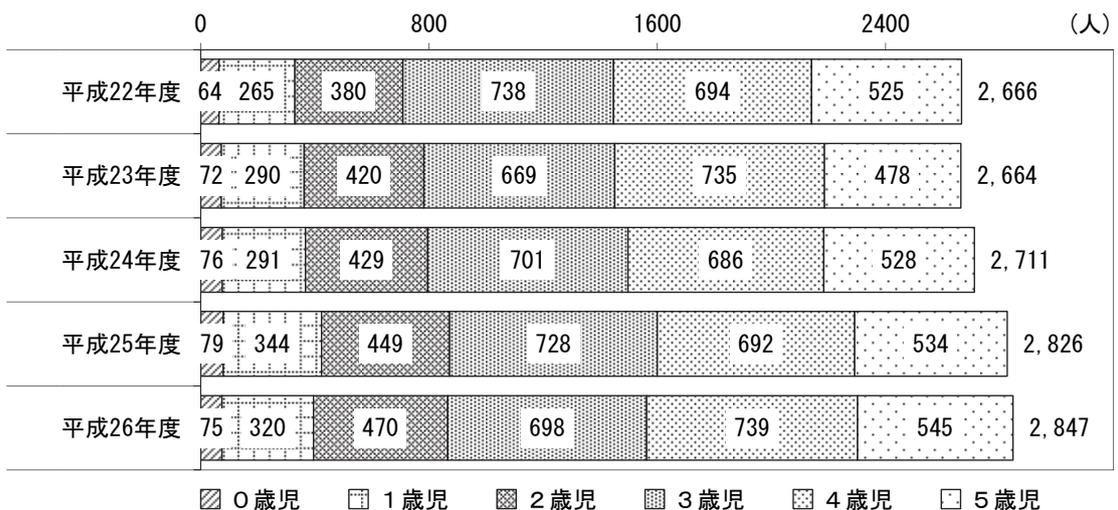


(注) 各年度5月1日現在

(2) 保育所(園)の利用状況

保育所(園)の利用者数は増加傾向にあり、平成25年度には2,800人を上回りました。

図表 2-23 保育所(園)の年齢別利用者数の推移



(注) 各年度5月1日現在

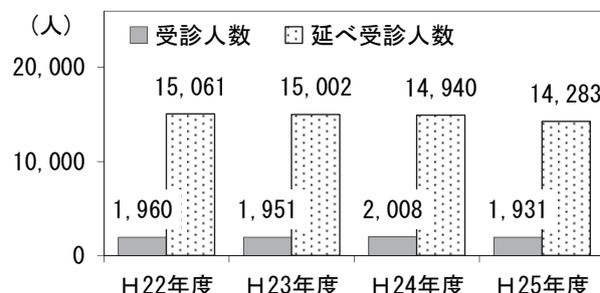


2 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査を実施しています。また、妊娠届出提出時には、面談やアンケートにより妊婦の体調や妊娠中における状態の把握や相談を実施し、適切な支援につなげています。

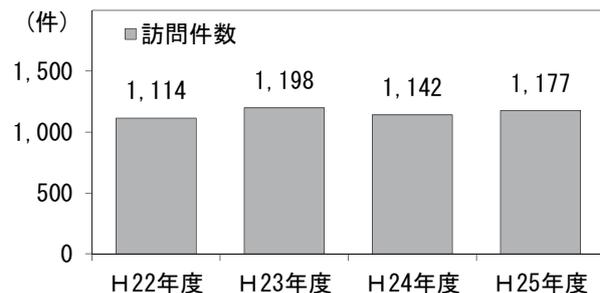
図表 2-24 妊婦健康診査の実施状況



(2) 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握と乳児の健やかな成長・発達の支援を行っています。

図表 2-25 赤ちゃん訪問の実施状況

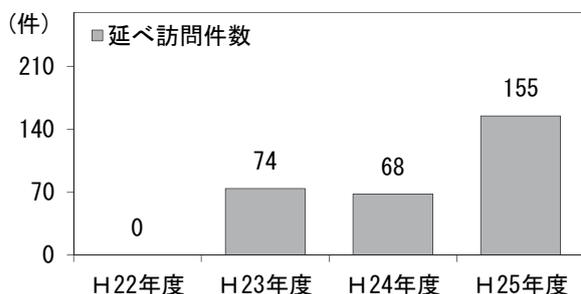


(3) 養育訪問支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行っています。

平成25年度には、延べ155件の訪問を実施しました。

図表 2-26 養育訪問支援事業の実施状況

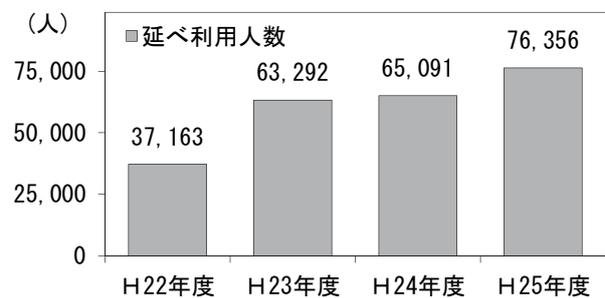




(4) 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

子育て情報の提供や相談に応じ、保護者同士の交流のきっかけづくりや子育ての不安や悩みの軽減につなげていくため、市内7か所で子育て支援センターを開設しています。

図表2-27 子育て支援センターの利用状況

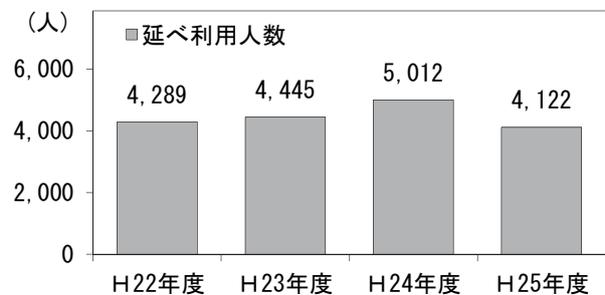


(5) 一時保育（一時預かり事業）

保護者が病気や急な用事等の理由で家庭での保育ができないときに、一時的に預かる事業です。

平成25年度は、市内6か所で実施しており、延べ4,122人の利用がありました。

図表2-28 一時保育の利用状況

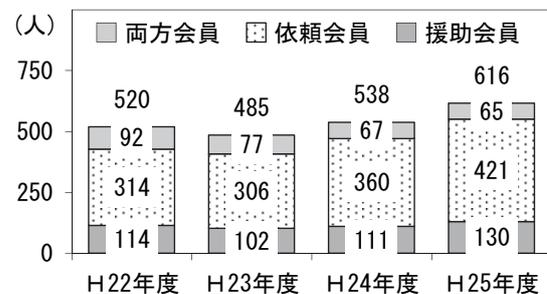


(6) ファミリー・サポート・センター事業

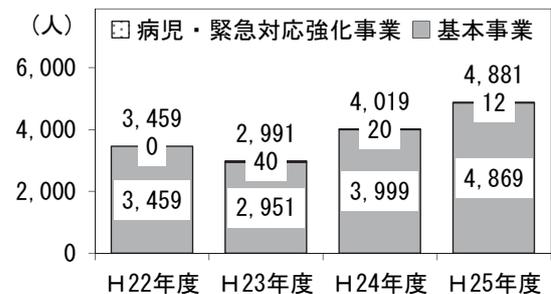
子どもの保育所（園）等への送迎や一時的な預かり等の支援を受けたい人と、それを提供したい人とが会員になり、子育ての相互援助を行うものです。

平成25年度の登録人数は援助会員が130人、依頼会員が421人、両方会員が65人の計616人で、利用件数は4,881件でした（図表2-29、図表2-30）。

図表2-29 ファミリー・サポート・センター会員数の推移



図表2-30 ファミリー・サポート・センター援助活動状況



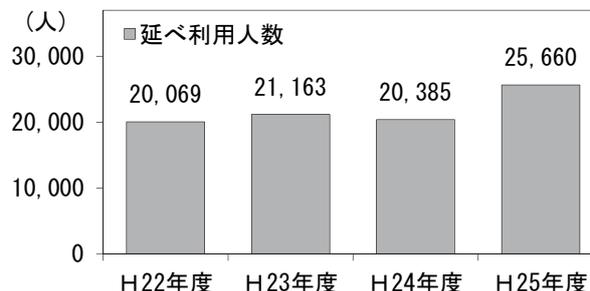


(7) 延長保育事業

保育所（園）等で通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。

平成25年度は、市内11園で実施しており、延べ25,660人（実利用人数は566人）の利用がありました。

図表2-31 延長保育の利用状況

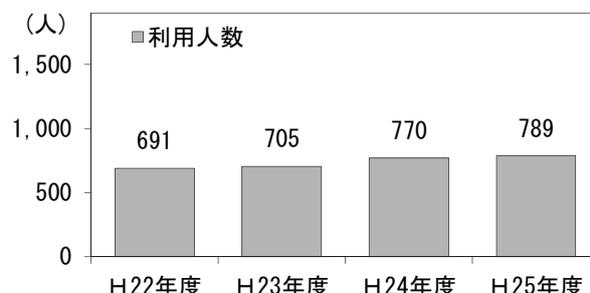


(8) 病児保育事業

病気の子供が集団や家庭で保育できない時に、医師の指示に基づき、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

平成25年度は、市内1か所で実施しており、延べ789人の利用がありました。

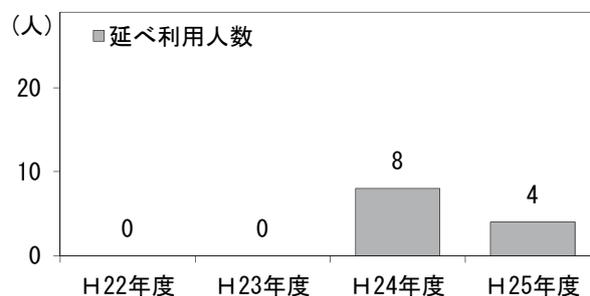
図表2-32 病児保育の利用状況



(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等により子どもを一時的に養育できない場合に必要な保護を行う事業です。

図表2-33 子育て短期支援事業の利用状況



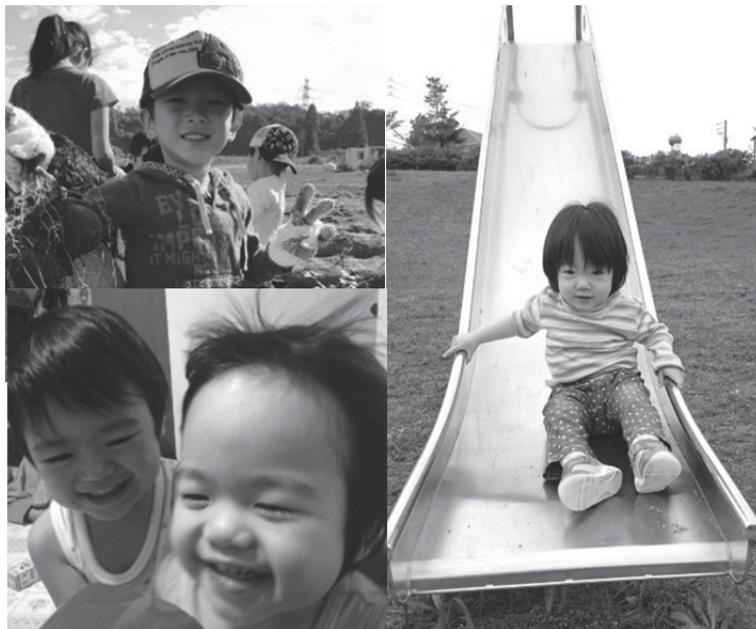
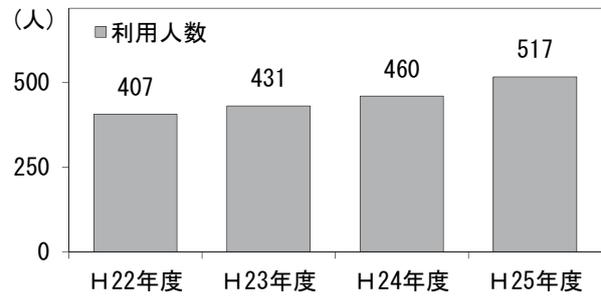


(10) 学童保育（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している子どもに対し、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

平成26年4月現在、市内22か所で実施されています。

図表2-34 学童保育の利用状況





第 3 章

ニーズと課題



1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(1) 調査の概要

- 計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者を対象に実施し、特に就学前の子どものいるご家庭には、全ての家庭を対象にニーズ調査を実施しました。なお、この調査の調査項目については、桑名市子ども・子育て会議でご意見をいただきながら作成しました。

<調査方法等>

区 分	就学前の子どもの保護者調査	小学生の保護者調査
調査対象者	平成25年10月15日現在、就学前の子どもの保護者（全世帯）※	平成25年10月15日現在、小学生の保護者（抽出）
調査票の配布・回収	郵送配布・回収	学校を通じて配布・回収（一部郵送）
調査基準日	平成25年11月1日	
調査期間	平成25年11月8日～11月29日	

※世帯に就学前の子どもの複数いる場合には、いずれか一人の子どもの状況等を調査

<回収結果>

区 分	就学前の子どもの保護者調査	小学生の保護者調査
配布数	6,255	2,000
回収数	3,142	1,431
回収率	50.2%	71.6%

(2) 集計・分析について

- ① 図表中のn（Number of Caseの略）は回答数を示しています。
- ② 選択項目別の回答の比率は、その設問の回答数（n）を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、全ての比率を合計すると100%を超えます。
- ③ 回答率（%）は、小数点第2位以下を四捨五入しました。したがって、単数回答の場合であっても比率の合計が100%にならない場合があります。

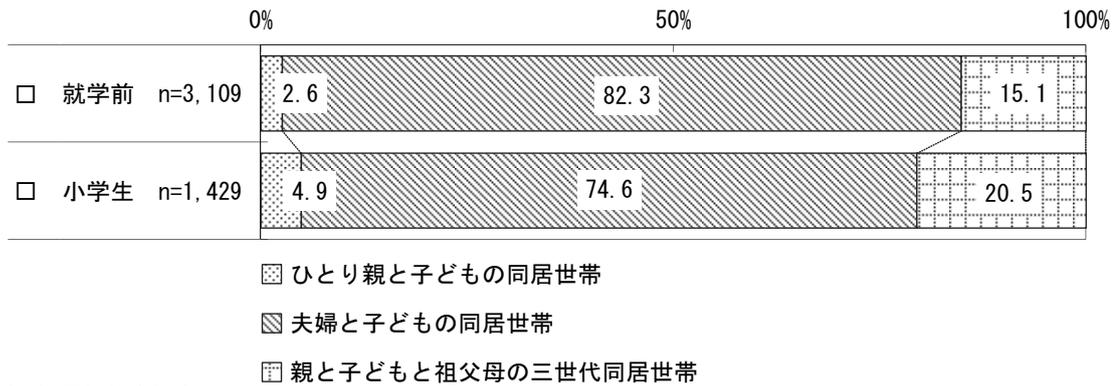


(3) 調査結果の概要

〈家庭の状況〉

- 夫婦と子どもの同居世帯が、就学前の子どもへの保護者の場合は80%以上、小学生への保護者の場合は70%以上を占めています。ひとり親と子どもの同居世帯は、就学前の子どもへの保護者が2.6%であるのに対し、小学生への保護者は4.9%です。

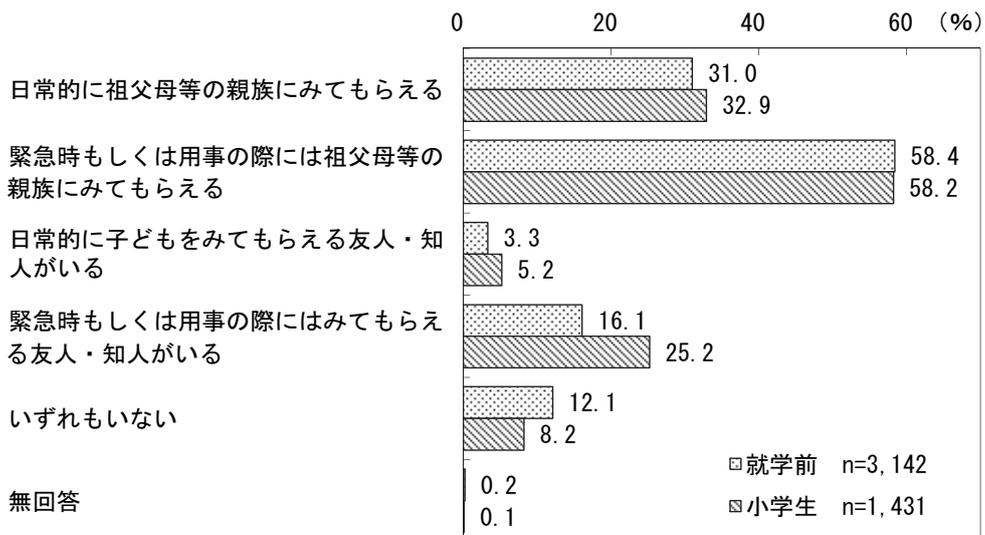
図表3-1 同居家族（世帯構成）



注: 無回答等を除く

- 子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が58%台と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が高くなっています。子どもの預かりに関して祖父母等の存在が大きいことがわかります。

図表3-2 子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

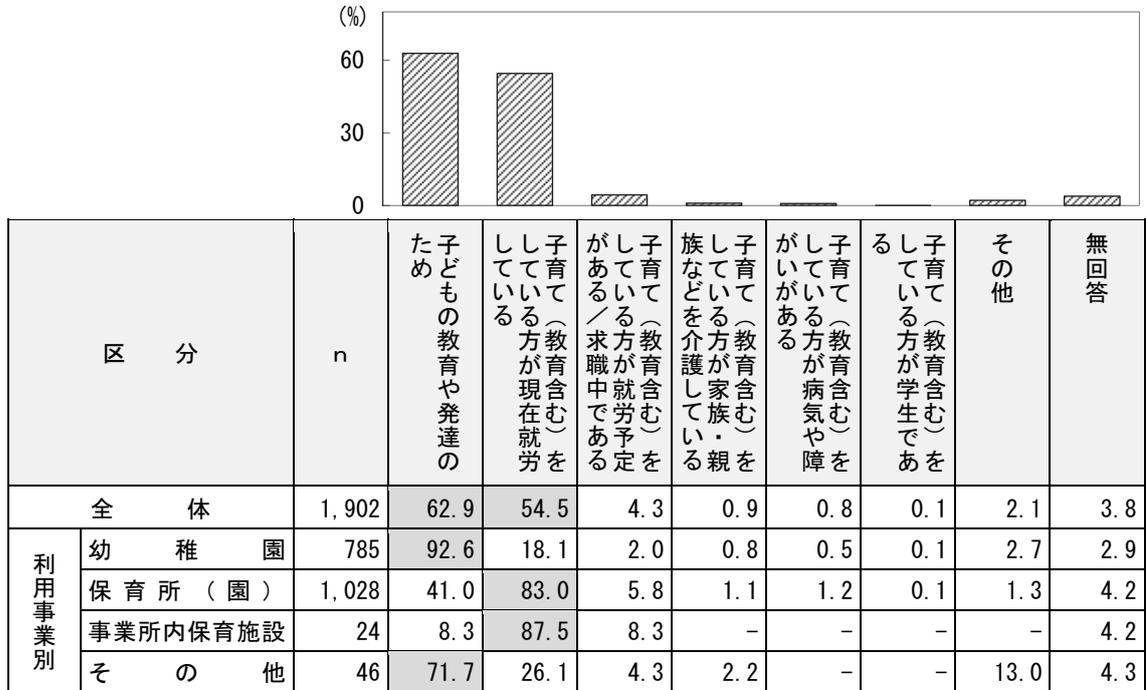




〈教育・保育事業の状況—就学前の子どもの保護者〉

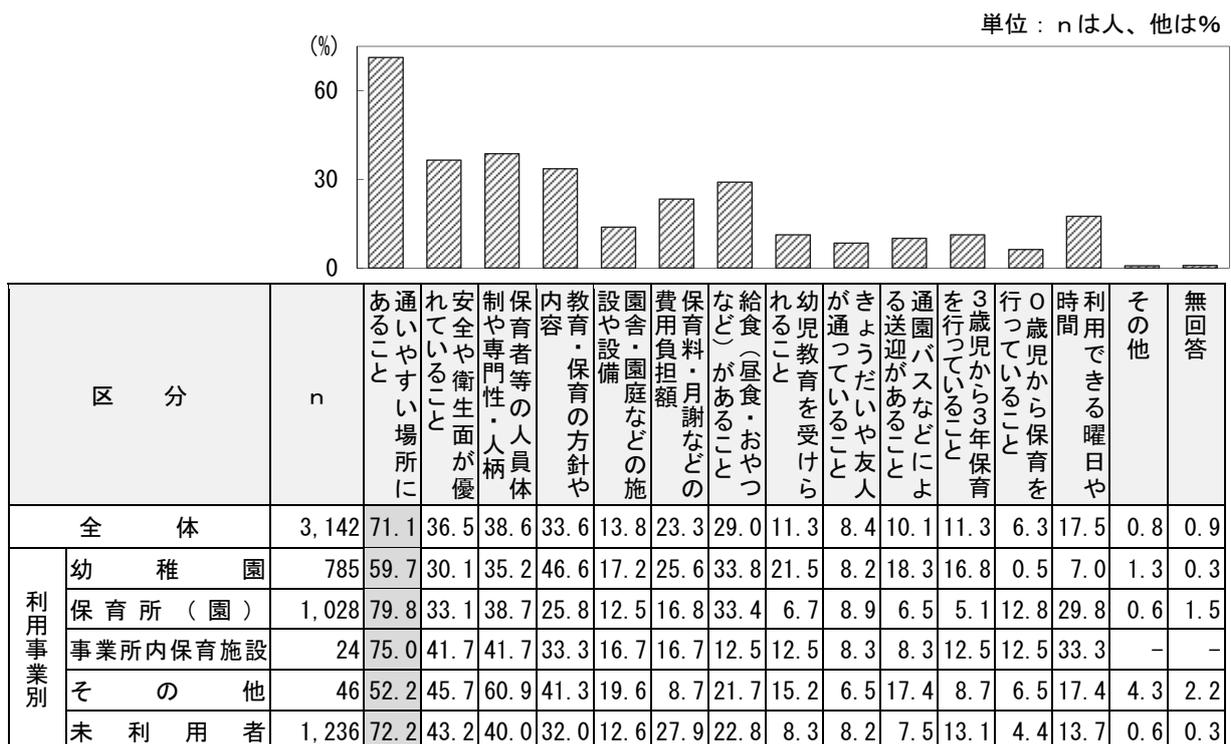
- 平日の教育・保育事業を利用している理由は、「子どもの教育や発達のため」(62.9%)と「現在就労している」(54.5%)が高くなっています。

図表3-3 平日の教育・保育事業を利用している理由(複数回答) 単位: nは人、他は%



- 平日の教育・保育事業を選ぶ際に重視することは、「通いやすい場所にあること」が最も高くなっています。

図表3-4 平日の教育・保育事業を選ぶ際に重視すること(複数回答・3つまで) 単位: nは人、他は%

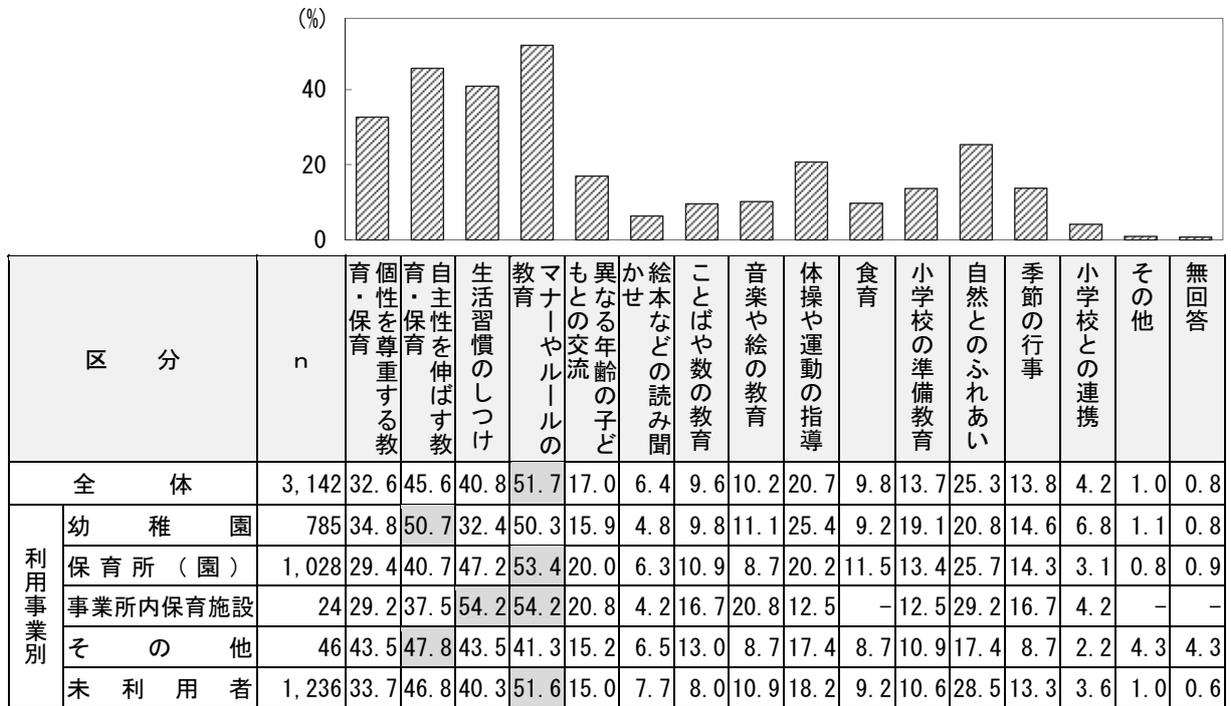




- 平日の教育・保育事業に期待することは、「マナーやルールの教育」が最も高くなっています。

図表 3-5 平日の教育・保育事業に期待すること

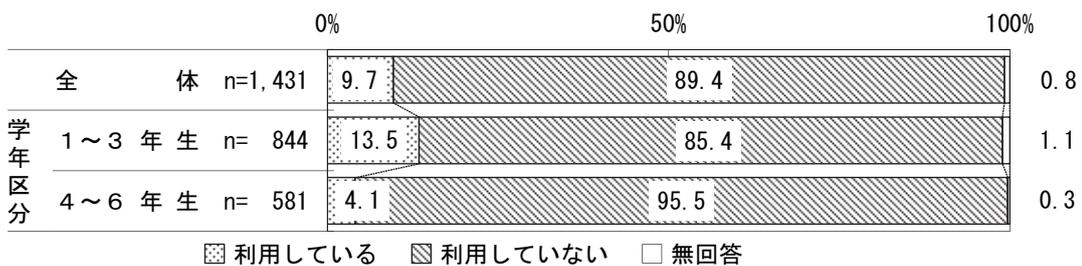
単位：nは人、他は%



〈放課後児童クラブの状況ー小学生の保護者〉

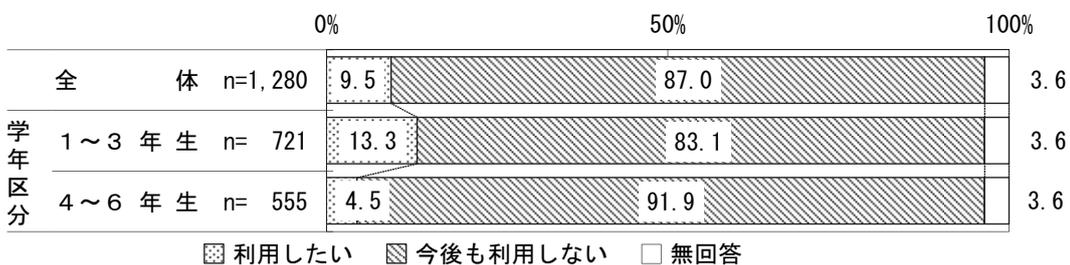
- 放課後児童クラブの利用率は、小学生全体では 9.7%ですが、3年生以下では 13.5%です。

図表 3-6 放課後児童クラブの利用状況



- 放課後児童クラブを現在利用していない人の利用意向は、小学生全体では 9.5%ですが、3年生以下では 13.3%です。

図表 3-7 放課後児童クラブの利用意向

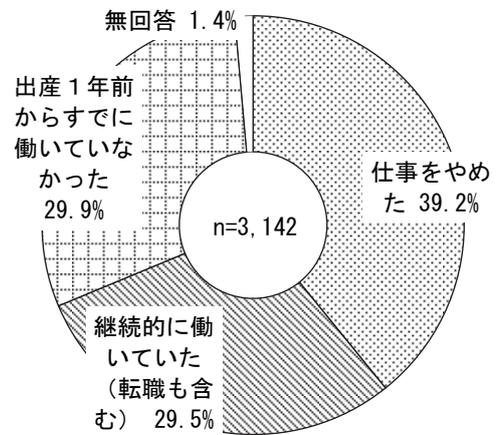




〈仕事と子育ての両立〉

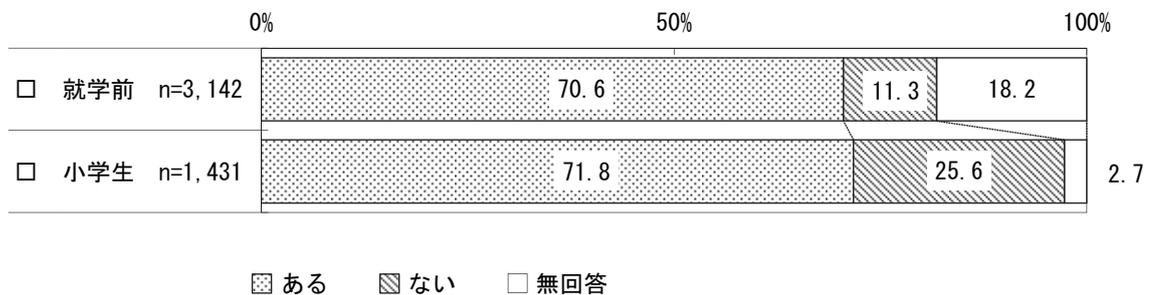
○ 就学前の子どもの保護者の出産前後の母親の就労状況をみると、「仕事をやめた」と「出産1年前からすでに働いていなかった」が約70%を占めていますが、「継続的に働いていた（転職も含む）」も30%近くあります。仕事を続けた理由としては、「職場環境や労働条件等が整っており、働き続けやすい環境だったから」と「仕事を続けることが経済的に必要だったから」が高くなっています。

図表3-8 出産前後の母親の就労状況（就学前）



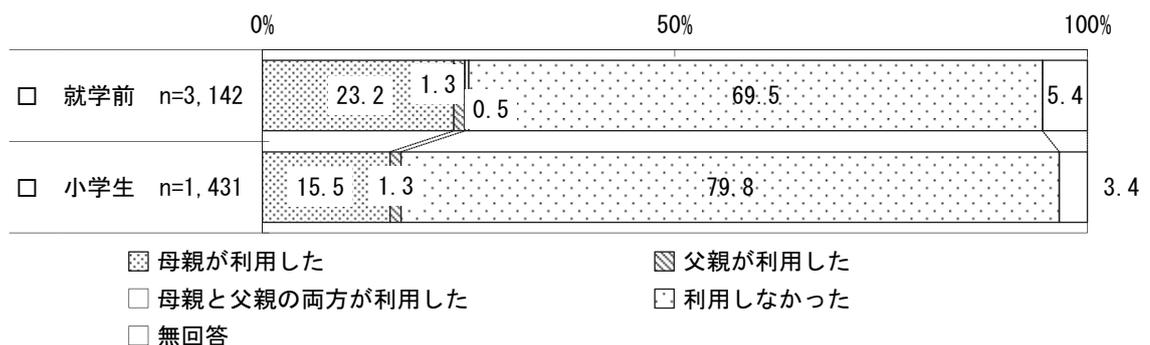
○ 仕事と子育ての両立が難しいと感じたことが「ある」人は70%以上を占めています。

図表3-9 仕事と子育ての両立が難しいと感じたことの有無



○ 育児休業の利用状況をみると、「母親が利用した」は、就学前の子どもの保護者では23.2%、小学生の保護者が15.5%ですが、「父親が利用した」は、両者ともわずか1.3%です。

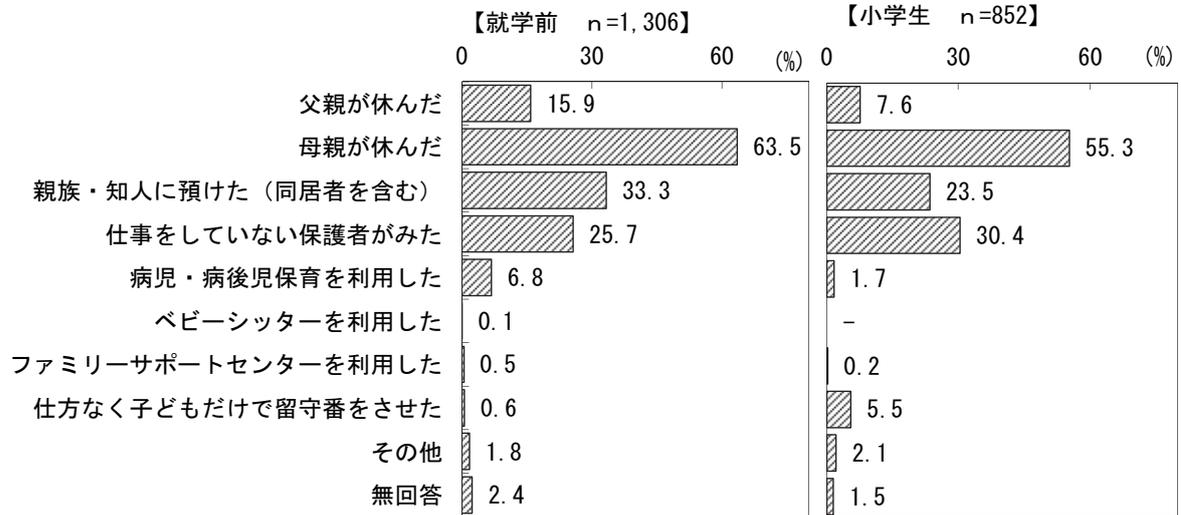
図表3-10 育児休業の利用状況





- 子どもが病気やケガで幼稚園・保育所（園）、学校を休んだ時の対処法としては、「母親が休んだ」が最も高くなっています。

図表3-11 子どもが病気やケガで幼稚園・保育所（園）、学校を休んだ時の対処法（複数回答）



〈相談・情報提供〉

- 子育てに関する悩みや不安を解消するためにあると良いと思われる相談窓口は、「子どもの年齢（発達段階）によって専門的な相談ができる窓口」が最も高くなっています。

図表3-12 あると良いと思われる相談窓口（複数回答）

単位：nは人、他は%

区分	n	子どもの年齢に関わらずどんなことでも相談できる総合的な窓口	子どもの年齢（発達段階）によって専門的な相談ができる窓口	身近な地域にあり、気軽に相談できる窓口	保育所・幼稚園、学校などで、個別に相談できる窓口	自分と同じように子育て中の人と悩みなどを相談し合える場	職場において仕事と子育ての両立について相談できる窓口	その他	無回答
就学 前	3,142	29.9	42.1	36.0	16.2	25.2	10.2	1.5	3.1
小 学 生	1,431	34.4	41.7	31.5	17.2	17.3	8.7	3.0	2.4



- 市の子育てに関する情報提供についてどのようにしたら必要な人に届くと思うかについては、「市の広報を充実させる」「パンフレットや情報誌をスーパー等身近な場所に置く」「くわな子育てガイドブックを充実させる」「市のホームページを充実させる」等が高くなっています。

図表 3-13 子育て情報の効果的な提供方法（複数回答）

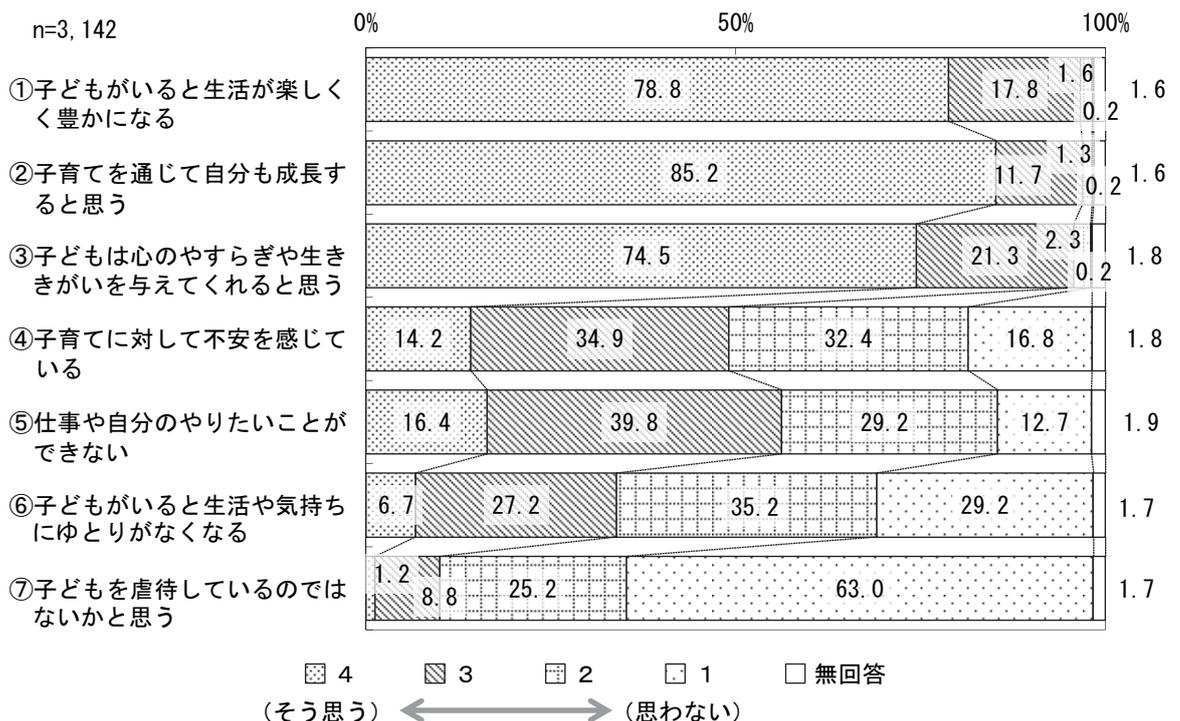
単位：nは人、他は%

区分	n	市の広報を充実させる	市のホームページを充実させる	くわな子育てガイドブックを充実させる	子育て情報誌「すくすくだよ」を充実させる	メールマガジンを充実させる	パンフレットや情報誌をスーパーなど身近な場所に置く	情報提供を充実させる	自治会など地域の人を介した情報提供を充実させる	携帯サイトを設ける	ケーブルテレビを充実させる	その他	無回答
就学前	3,142	48.8	24.9	24.9	21.9	11.5	39.5	15.0	20.0	4.3	3.4	3.8	
小学生	1,431	57.7	23.8	33.6		8.0	29.4	18.3	16.1	5.0	3.4	3.4	

〈子育て全般〉

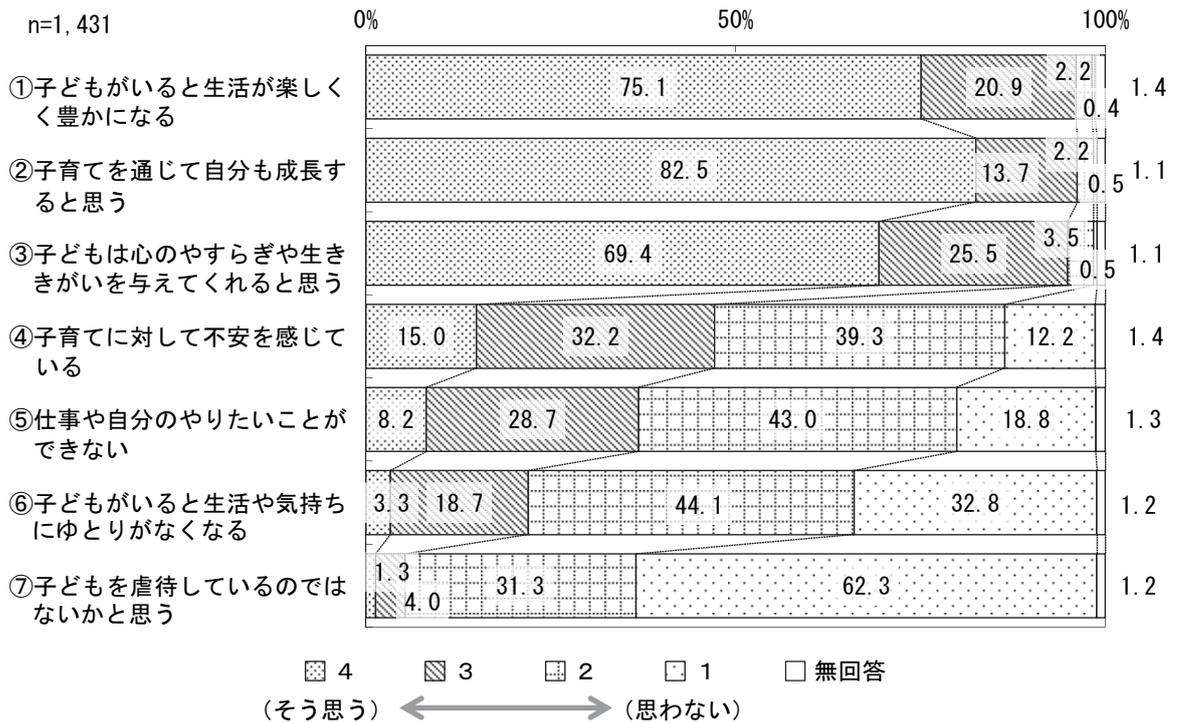
- 子育てで感じていることとして「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」「子育てを通じて自分も成長すると思う」「子どもは心のやすらぎや生きがいを与えてくれると思う」について「そう思う」が70%を超えており、子どもの存在が自分の人生や生活に対してプラスに働いていると感じている人が多いことがわかります。

図表 3-14 子育てに対して感じていること（就学前）





図表3-15 子育てに対して感じていること（小学生）



○ 子育てについて特に不安に思っていることや悩んでいることとして、就学前の子どもの保護者では「子どもの叱り方について不安があること」、小学生の保護者では「子ども同士の友だちづき合い（いじめ等を含む）に関する事」が最も高くなっています。

図表3-16 子育てする上での不安や悩み（複数回答）

単位：nは人、他は%

区分	n	子育てにより身体に疲れを感じる事	子育てが大変なことを身近な人が理解してくれないこと	病気や発育・発達に関する事	育児・子育ての方法がよくわからないこと	子ども同士の友だちづき合い（いじめ等を含む）に関する事	子どもの叱り方について不安がある事	子育ての不安を子どもにぶつけてしまうこと	その他	特にない	無回答
就 学 前	3,142	36.1	7.6	24.9	8.2	26.2	46.1	15.1	6.4	15.1	2.8
小 学 生	1,431	24.2	7.1	19.1	5.7	45.1	43.4	13.9	7.1	14.9	2.2



- 子育てに関して地域に望むこととしては「子どもが事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」「子どもを注意したりしかってくれること」が高くなっています。

図表3-17 子育てに関して地域に望むこと（複数回答・2つまで）

単位：nは人、他は%

区 分	n	子どもが事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること	子どもを注意したりしかってくれること	子育てについて相談にのってくれること	子どもに遊びや工作、スポーツなどの指導をしてくれること	緊急時に子どもを預かってくれること	その他	特になし	無回答
就 学 前	3,142	81.0	54.0	12.8	18.0	14.8	2.1	1.1	0.8
小 学 生	1,431	79.4	61.7	6.2	20.3	12.8	1.3	1.1	0.8





2 ヒアリング・ワークショップ

(1) ヒアリング・ワークショップの概要

- 前述のニーズ調査の対象とならない方々や定型的な調査で把握することが難しい個別のニーズがあること等を配慮し、マタニティセミナーの参加者、子育て中の外国人、一人親家庭の保護者、発達に支援の必要な子どもの保護者、中学生、高校生等を対象にヒアリング調査を実施しました。
- また、子ども・子育て支援をめぐる地域の課題を把握し、市民と行政の協働による子ども・子育て支援の方策を考える場として、広く市民を対象としたワークショップや父親を対象とした座談会を開催し、幅広くご意見をいただきました。

<ヒアリング・ワークショップ実施状況>

実施日	対 象	対象 (参加) 人数	場 所
平成25年 10月27日	マタニティセミナー参加者	27人	桑名市中央保健センター
10月29日	高校生（桑名北高校「わくわくコミュニケーション」を選択している2年生）	35人	桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」
10月30日	高校生（桑名北高校「わくわくコミュニケーション」を選択している2年生）	33人	桑名市子ども・子育て応援センター「ぼかぼか」
11月11日	中学生（多度中学校2年生の女子バレー部員）	7人	多度中学校
11月12日	中学生（陽和中学校1年生の男子テニス部員）	6人	陽和中学校
11月14日	「桑名市子ども・子育て会議」市民公募委員応募者	7人	桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」
11月26日	くわなわいわいワークショップ① （旧桑名地区ワークショップ）	7人	桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」
11月29日	発達に支援の必要な子どもの保護者のヒアリング	8人	桑名市子ども・子育て応援センター「キラキラ」
12月1日	パパの子育て講座&くわなパパトーク（父親座談会）	12人	桑名市子ども・子育て応援センター「ぼかぼか」
12月2日	くわなわいわいワークショップ② （多度地区ワークショップ）	10人	多度すこやかセンター
11月7日～12 月6日	子育て中の外国人のヒアリング	12人	公立保育所等を通じてヒアリング
11月8日～12 月6日	一人親家庭の保護者のヒアリング	24人	公立保育所等を通じてヒアリング
12月19日～ 平成26年 1月22日	幼稚園教諭のヒアリング	各園1 ～2人	各私立幼稚園、桑名市役所



実施日	対 象	対象 (参加) 人数	場 所
平成26年1月 6日・17日	保育士のヒアリング	各園1 ～2人	桑名市役所
1月25日	くわなわいわいワークショップ③ (長島地区ワークショップ)	11人	長島地域子育て支援センター

(2) ヒアリング・ワークショップの市施策等に関する意見のまとめ

<母子保健事業について>

- ◇ (子育てが不安なので) 地域の人が家に押しかけてきても構わない(訪ねてきてくれると嬉しい)〔市民公募委員応募者〕
- ◇ 1歳・2歳の年単位で訪問してくれると相談先に困らずに済む。節目節目で訪問してくれると、相談しやすいと思う〔わいわいワークショップ(旧桑名)〕
- ◇ 最初の3か月はしっかり見てほしい(もっと訪問してほしい)〔市民公募委員応募者〕
- ◇ 赤ちゃん訪問以降の訪問があると良い〔わいわいワークショップ(長島)〕
- ◇ 「すすく教室」は3か月児ではなく、6か月～8か月児を対象にしてほしかった。子どもが3か月だと、まだどこにも行きたくない気分。疲れ切っている〔わいわいワークショップ(多度)〕

<子育て支援センター等について>

～子育て支援センター～

- ◇ 遠くから遊びに来ている利用者の無駄足にならないように、曜日・時間別で、テーマを決めて相談や話ができる機会を設けられないか〔わいわいワークショップ(旧桑名)〕
- ◇ 支援センター内で利用者が協力し、交流を深め合うようなイベントがあれば良いと思う〔わいわいワークショップ(旧桑名)〕
- ◇ 無記名で相談できる投書箱のようなものがあれば良いと思った。それに先生から返事がもらえるとうれしい〔わいわいワークショップ(旧桑名)〕
- ◇ 遊びに行っても、結局家の中でやっていることと一緒に。親子で遊ぶだけで、他の人とつながりを築くことが難しい〔市民公募委員応募者〕
- ◇ 支援センター職員が親同士をつなぐような取り組みをしてほしい〔幼稚園教諭、わいわいワークショップ(旧桑名)・(長島)〕
- ◇ 子どもが就園すると子育て支援センターが利用できなくなり、ほかほか等一部しか使えない〔わいわいワークショップ(旧桑名)〕
- ◇ 子育て支援センターの利用条件の拡大が必要〔保育所(園)保育士〕
- ◇ 歩いて行ける距離にあると良い〔わいわいワークショップ(多度)〕

～その他～

- ◇ あおぞら出前保育は平日午前中なので、父親は参加しづらい〔わいわいワークショップ(多度)〕
- ◇ 保育所(園)と支援センターの中間のような保育を週3回程度でやってくれると助かる〔わいわいワークショップ(旧桑名)〕



<保護者への支援について>

～相談・学習の機会～

- ◇ 虐待してしまう親は、自分自身を信じられなくなっている。母親の自己肯定感を育める場所が必要〔市民公募委員応募者、幼稚園教諭〕
- ◇ こういふ機会(ワークショップ)がたくさんあれば、話をしたい人が多く参加すると思う〔わいわいワークショップ(長島)〕

～イベント・交流の機会～

- ◇ 上手に育児しているお父さんの姿を、育児に非協力的な夫に実際に見せられるような機会があると良い〔わいわいワークショップ(多度)〕
- ◇ 父親が子どもと一緒に参加できる体操教室や遊びを開催してほしい〔わいわいワークショップ(多度)〕
- ◇ 親子で参加できるイベント(ハロウィンパーティー等)を開催してほしい〔一人親家庭の保護者、マタニティセミナー参加者〕
- ◇ 親同士のつながりを強められる場がふえるとよい〔高校生(わくわくコミュニケーション)〕
- ◇ 他市町村では、本を2冊くれる「ブックスタート運動」をやっている。役所に同じ月齢の子どもとその親が集まるので、交流もできる。将来的にも同じ学年として付き合い続けられる〔わいわいワークショップ(多度)〕

～地域・社会への働きかけ～

- ◇ 保育の充実だけでなく、子育て中の保護者を支援する社会の雰囲気づくりも大事〔保育所(園)保育士〕
- ◇ 子育ては、同じ年代だけでなく、一世代上に助けられることが多い。その関係を繰り返し継承していけると良い〔市民公募委員応募者〕

～若い世代への働きかけ～

- ◇ 若いうちに子どもを産んだ方が様々な面で楽であるということの情報伝達・啓発が必要〔マタニティセミナー参加者〕
- ◇ 将来子どもを持ちたくなるよう、子どもの頃から赤ちゃんと接する機会を増やしてあげてほしい〔市民公募委員応募者〕

～特別な支援～

- ◇ 外国人家庭の支援として、日本語の勉強をする場があるといい〔子育て中の外国人〕
- ◇ 出産後、母子で入所し、助産婦等から育児を教えてもらえる施設(親に相談できない人が里帰りの代わりに利用できる施設)があるといい〔マタニティセミナー参加者〕

～その他～

- ◇ 新生児誕生祝は、出生記念樹じゃない品も選ばせてほしい〔わいわいワークショップ(多度)〕

<幼稚園・保育所(園)について>

～幼・保・小の連携～

- ◇ 保育所(園)・幼稚園・小学校の連携が必要〔幼稚園教諭〕
- ◇ 横浜市では幼稚園・保育所(園)が連携した取組がされていた。桑名市でもできると良い〔わいわいワークショップ(長島)〕



- ◇ 私立幼稚園としては、学校と私立の園の行事が重ならないよう早めに情報提供してほしい〔幼稚園教諭〕
 - ◇ 公立小学校と幼稚園・保育所（園）の交流会を持つべき〔幼稚園教諭〕
 - ◇ 市と私立幼稚園の関わりが希薄に感じる。就学前に小学校の先生が園に来てほしい。連携が重要〔幼稚園教諭〕
 - ◇ 幼稚園等の年長の先生を対象に授業参観を実施すると、小学校に入ってから必要なこと等がわかるので、小学校へ行く機会があるといい。近隣市町の小学校では実施している〔幼稚園教諭〕
- ～相談～
- ◇ 支援が必要な子と保護者を支援する相談体制〔保育所（園）保育士〕
 - ◇ 専門の相談員、相談室があると、保護者の拠り所・支えになると思う〔幼稚園教諭、保育所（園）保育士〕
- ～特別な支援のための体制～
- ◇ 専門の先生に巡回の形でみてもらってアドバイスがもらえると、子どもにあった支援ができる。専門職と保育士の連携体制を構築したい〔保育所（園）保育士〕
 - ◇ 特別な支援が必要な子どもが増えてきているので、成長段階に応じた関わりに対応するためには人材が必要〔幼稚園教諭〕
 - ◇ 発達支援が必要な子どもが多いので、支援と相談機関の連携を切れ間なく続けていくことが課題〔保育所（園）保育士〕
- ～保育料～
- ◇ 公私に関わらず行きたい園に行けるような経済的な支援があると良い〔幼稚園教諭〕
 - ◇ 所得別の保育料はなくすべき〔高校生（わくわくコミュニケーション）〕
 - ◇ 保育所（園）に兄弟同時に入園じゃなくても保育料の軽減があるとうれしい〔わいわいワークショップ（多度）〕
 - ◇ 保育料の軽減〔高校生（わくわくコミュニケーション）〕
- ～適正な園数・園児数～
- ◇ 少人数クラスでは、互いに刺激し合って育っていく機会に乏しい〔幼稚園教諭〕
 - ◇ 地域の子ども数にあった園整備をしていかないと、必要な集団生活ができない〔保育所（園）保育士〕
- ～職員の勉強の機会～
- ◇ 食物アレルギー等の専門知識等保育士の資質向上が必要〔保育所（園）保育士〕
 - ◇ 特別な支援が必要な子、アレルギーの子等専門知識を学ぶ必要性が高まっている〔幼稚園教諭〕
- ～園に関する要望～
- <入園手続き>
 - ◇ 年度途中で保育所（園）入園が予約できると、職場との都合がつけやすい〔マタニティセミナー参加者〕
 - <保育時間の延長>
 - ◇ 21 時くらいまで保育してもらえるところがあるといい〔一人親家庭の保護者〕



- ◇ 残業があるので、20時くらいまでみてもらえる保育所があるといい〔子育て中の外国人〕
- ◇ 幼稚園の保育時間が長くなれば行きたがる人も増える〔わいわいワークショップ（長島）〕
- ◇ 幼稚園の保育時間の延長〔幼稚園教諭〕

<休日保育>

- ◇ 土曜・日曜の保育の実施〔子育て中の外国人〕

<保育期間>

- ◇ 最低でも2年間は通わせたいのに、その選択肢が多度では保育所（園）しかない〔わいわいワークショップ（多度）〕
- ◇ 保育所（園）の定員がすぐにいっぱいになるので、3歳児を近隣の幼稚園で預けられるといい〔わいわいワークショップ（長島）〕

～園の課題～

- ◇ 災害時の避難方法の確立が急務〔保育所（園）保育士〕
- ◇ 地域の人や異年齢の子どもと積極的に交流しながら人と関わる喜びや人への親しみを感じさせていくことも課題〔幼稚園教諭〕
- ◇ 幼稚園・保育所（園）が子育て支援を実施するべき〔幼稚園教諭〕
- ◇ 保育士の人材確保と待遇改善が課題〔保育所（園）保育士〕
- ◇ 認定こども園設置を見据えて保・幼の保育内容の検討が必要〔保育所（園）保育士〕

<発達に支援の必要な子どもへの支援について>

～療育センター～

- ◇ 相談日やリハビリ時間を増やしてほしい〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 療育センターを増やしてほしい〔一人親家庭の保護者〕
- ◇ 療育センターに定員があるのはおかしい。障害がある子どもにとって必要な支援は受けられるべきである〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 療育センターと幼稚園・保育所（園）の両方に通えるようにしてほしい〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 療育センターと幼稚園・保育所（園）の連携を強化してほしい〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕

～リハビリ費用～

- ◇ リハビリにかかる費用の補助は、償還払いではなく最初から払わなくてもいいようにしてほしい〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 療育センターに入れなかったため、民間のリハビリに通っているが、費用が高額であり負担が大きい〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕

～幼稚園・保育所（園）～

- ◇ 幼稚園・保育所（園）の入所について、市からの働きかけを積極的にしてほしい〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 障害があっても入れる保育所（園）があると良い〔一人親家庭の保護者〕

～小学校～

- ◇ 教員の理解が足りない（教員への教育が足りない）〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕



- ◇ 学校間の交流があれば、情報交換ができる〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 地域の学校に通えた方がよい〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 小学校や特別支援学校の情報がほしい（見学会の実施等）〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ～福祉サービス～
- ◇ 学校の送り迎えが大変なので、通学支援がほしい〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 学童でも親と離れて外出する体験は必要だと思う。その体験をさせたいが保護者同伴という条件でしか利用できない〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 放課後等デイサービスは月に10日しか支援がない。放課後等デイサービスや放課後児童クラブの拡充を望む〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ～交流の機会～
- ◇ 親の会のような兄弟姉妹の会がほしい（名古屋や大阪にはある）〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 相談できる先輩がいない。いろいろなことを既に経験した先輩からアドバイスが受けられると助かる〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 発達の遅れがある子どもの保護者の集まりがあるとよい〔マタニティセミナー参加者〕
- ～理解の促進～
- ◇ 地域の理解があれば、地域で暮らしやすくなる〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 学校教育の中で、小学校から障害の理解を進めるべき〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ～その他～
- ◇ 相談できる場や専門の医療機関が少ない〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 肢体不自由の子どもの場合、より見守りを要するので、1対1の支援ができるよう支援員を増やしてほしい〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕

<一時的な預かりについて>

- ◇ 一時保育の料金が低い。低料金で定員を増やしてくれると助かる〔わいわいワークショップ（旧桑名）〕
- ◇ 8時頃まで預かってくれるところがあるとよい〔中学生〕
- ◇ 短い時間の預かりがあるとよい（ショッピングセンター内の公的な預かり等）（くわなパパトーク（父親座談会））
- ◇ 土曜・日曜に預かってもらえるところがあるとよい〔マタニティセミナー参加者〕
- ◇ 忙しい時に子どもを預かってくれるとよい〔高校生（わくわくコミュニケーション）〕
- ◇ 例えば、「スーパーで3,000円以上お買い上げの人には託児1時間無料」というサービスがあれば、家電等もじっくりみられる〔わいわいワークショップ（旧桑名）〕

<病児・病後児保育について>

- ◇ 親が病気になった時に預かってくれるところがあるとよい〔高校生（わくわくコミュニケーション）〕
- ◇ 病児・病後児保育の充実〔保育所（園）保育士、マタニティセミナー参加者〕
- ◇ 病児保育が少なく、費用が高い〔一人親家庭の保護者〕



<放課後児童クラブ・放課後の居場所について>

- ◇ 市内でも放課後児童クラブが整備されていない地区がある〔わいわいワークショップ（長島）〕
- ◇ 放課後児童クラブが学校の近く、又は校内にあるとよい〔保育所（園）保育士、わいわいワークショップ（長島）〕
- ◇ 放課後児童クラブの場所が不便。交通機関に頼らず、歩いて行ける距離に学童があると良い〔わいわいワークショップ（長島）〕
- ◇ 放課後児童クラブを充実してほしい〔マタニティセミナー参加者〕
- ◇ 愛知県には、子どもを家で遊ばせるのではなく、皆で遊べるよう学校を一部開放している市がある。桑名市でも既存の施設を活用してできることを増やしてほしい。子どもが大人数で遊べる環境づくりを進めてほしい〔わいわいワークショップ（旧桑名）〕
- ◇ 放課後に地域で子どもと高齢者が一緒に集まって過ごせる場所〔一人親家庭の保護者〕
- ◇ 名古屋市はトワイライト制度があり、学校内に1室設けて学童より安くいつでも預けられるので導入してほしい〔わいわいワークショップ（長島）〕

<遊び場等の施設について>

- ◇ 市内の中でも施設の設置が比較的少ない地区もある〔わいわいワークショップ（長島）〕
- ◇ 今あるところ以外にも児童センターがほしい〔一人親家庭の保護者〕
- ◇ 気軽に使える室内の運動施設があるといい〔中学生〕
- ◇ 気軽に集まれるところがあるといい〔中学生〕
- ◇ 放課後に集まって勉強等できる場があるといい〔中学生〕
- ◇ 子どもが安心して遊べる場の確保・提供〔幼稚園教諭〕
- ◇ 大きな公園があるといい〔中学生〕
- ◇ 公園が少なく、連れて行っても年齢にあった遊具がない〔わいわいワークショップ（長島）〕
- ◇ 公園等遊び場の充実〔高校生（わくわくコミュニケーション）〕

<相談について>

- ◇ トラブルの対処法について相談できる電話相談〔一人親家庭の保護者〕
- ◇ ネットで相談できる掲示板を作ってほしい〔わいわいワークショップ（旧桑名）〕
- ◇ 大変なお母さんほど外に出られないので、訪問相談はとても大事〔わいわいワークショップ（旧桑名）〕
- ◇ 育児をはじめとした相談全般。精神面のサポート体制〔保育所（園）保育士〕
- ◇ 保護者の背景に配慮した精神的支援が必要〔保育所（園）保育士〕
- ◇ 困ったときや子育てに不安がある時に気軽に相談できる場所が必要〔高校生（わくわくコミュニケーション）、マタニティセミナー参加者、保育所（園）保育士〕
- ◇ 子育て相談室があるといい〔高校生（わくわくコミュニケーション）〕
- ◇ 身近なところで子育てのアドバイスをしてくれる人がいるといい〔高校生（わくわくコミュニケーション）〕
- ◇ 成長に応じた講習や研修または相談機関があるといい〔マタニティセミナー参加者〕



- ◇ 同じような病気や境遇、悩みを持つ人同士がつながりをもつきっかけをつくれぬか〔わいわいワークショップ（旧桑名）〕
- ◇ （一時保育や子育て支援センターを利用した人の中で）相談等のあった支援の必要な家庭について、関係機関へとつなぐ等フォローが必要〔保育所（園）保育士〕
- ◇ 「育児相談」という名称に抵抗を感じる人もいるかも知れないので、もっと軽い名称でも良いのではないかと〔わいわいワークショップ（旧桑名）〕

<情報提供について>

～伝わりやすい提供方法～

- ◇ 「すすすくだより」が支援センターに置いてあるが、行かない人は見られない。ホームページで見られることを知らない母親も見ることがないので、ショッピングセンター等の日常生活範囲に置いてあげれば良いのと思う〔わいわいワークショップ（長島）〕
- ◇ 子育て情報を公園の掲示板や回覧板に掲載してはどうか。乳幼児健診の案内に同封するのも良い〔わいわいワークショップ（多度）〕
- ◇ メールマガジン等で上手に発信してほしい〔市民公募委員応募者〕
- ◇ 携帯電話にメールで送信してほしい。子育てサークル関係の情報が知りたいという希望者には、別のメールマガジンがあっても良い。メールであれば写真も添付できる〔わいわいワークショップ（多度）〕
- ◇ 役所や図書館にはチラシや予定表が置いてあるが、月末にならないと翌月分が手に入らなくて困る。ホームページも場所、名前、日程くらいしかわからなかった〔わいわいワークショップ（多度）〕
- ◇ 地域で子育て広場をやっているが、子育てガイドブックに掲載されていないことがあった〔市民公募委員応募者〕

～知りたい内容～

- ◇ 病気ごとの専門機関や情報が市からもう少し提供されていたら、あたふたせずに済んだ〔わいわいワークショップ（旧桑名）〕
- ◇ 1年間の予定表では忘れてしまう。“来週の方”等タイムリーに提供してほしい〔市民公募委員応募者〕
- ◇ 市全体の情報だと読むのに時間がかかるだけ。他所の地域の情報はあまり必要としていない。地域に密着した情報にしてほしい〔市民公募委員応募者〕
- ◇ 歩いていける距離の情報を詳しく知りたい〔市民公募委員応募者〕

～掲載方法の工夫～

- ◇ 園舎や園庭、園児が遊んでいる様子、近隣の風景等、具体的にイメージできるような写真があると良い〔わいわいワークショップ（多度）〕
- ◇ 駐車場の有無や参加者の対象年齢、人数、内容、持ち物、費用、遊んでいる様子や風景等を知りたい〔わいわいワークショップ（多度）〕
- ◇ 保育所（園）は住宅地にあつてわかりづらいので、地図を載せてほしい〔わいわいワークショップ（多度）〕

～情報の拠点～

- ◇ 各種制度をワンストップで教えてもらえる場所がほしい〔マタニティセミナー参加者〕



- ◇ 手当のこと等わかりやすく教えてくれる場所がほしい〔マタニティセミナー参加者〕
- ◇ 子育て情報の提供、講演会があるといい〔幼稚園教諭〕

～その他～

- ◇ 園開放に来られない人には、民生委員、主任児童委員、保健センターから情報をもらえると声をかけに行けるので、他機関とのネットワークがあるといい〔幼稚園教諭〕
- ◇ 地域の未就園児を把握するための情報が必要〔市民公募委員応募者〕
- ◇ 現在の制度がわからないので、情報提供の充実を望む〔マタニティセミナー参加者〕

<経済的支援について>

- ◇ 児童手当の金額を中学卒業まで一律にしてほしい〔中学生〕
- ◇ 児童扶養手当の第1子と第2子の額を同じにしてほしい〔一人親家庭の保護者〕
- ◇ 児童扶養手当の充実〔高校生（わくわくコミュニケーション）〕

<仕事と子育ての両立について>

- ◇ 妻が専業主婦だと、男性の育児休暇取得に文句を言う人がいる〔市民公募委員応募者〕
- ◇ 仕事場に子どもの部屋があるといい〔高校生（わくわくコミュニケーション）〕
- ◇ 職場で社員同士が子育てや親の介護に関して話し合う機会を設ければ社会が変わる〔市民公募委員応募者〕
- ◇ 親子同士が集う場や機会が重要なことを、職場や地域に理解してもらえるような働きかけが必要〔市民公募委員応募者〕
- ◇ 同居の親や周囲からの理解と支援が必要。男性の理解が特に大事〔市民公募委員応募者〕



パパの子育て講座&くわなパパ
トーク（父親座談会）の様子



<医療について>

～整備全般～

- ◇ 24時間対応の小児科〔一人親家庭の保護者〕
- ◇ 安心のために近くに病院があるといい〔高校生（わくわくコミュニケーション）、わいわいワークショップ（多度）〕
- ◇ 救急医療の充実〔マタニティセミナー参加者〕
- ◇ 子どもが入院した場合の支援（子どもと接する職員やスペースの設置）〔高校生（わくわくコミュニケーション）〕
- ◇ 小児医療を充実してほしい（市内に小児外科、眼科を）〔発達に支援の必要な子どもの保護者〕
- ◇ 土曜・日曜にやっている産婦人科が多くなるといい〔マタニティセミナー参加者〕

～相談ダイヤル～

- ◇ 「みえ子ども医療ダイヤル」（#8000番）は、電話が聞こえにくいし、つながりにくい〔わいわいワークショップ（多度）〕

～医療費の支払い・償還手続き～

- ◇ 医療費の窓口負担をなくしてほしい〔わいわいワークショップ（多度）〕
- ◇ 償還払いの手続きが負担。役所と医療機関がやり取りすれば市民は楽。事務コストも浮く。手続きの負担を軽減するだけでも、母親に対する大きな支援になる〔わいわいワークショップ（多度）、わいわいワークショップ（長島）、幼稚園教諭〕
- ◇ 毎月1人ずつに届くハガキ、窓口支払いがなくなれば、そのハガキ代・郵送料が不要となる〔わいわいワークショップ（多度）〕

～不妊治療～

- ◇ 不妊治療に対する支援を増やしてほしい〔マタニティセミナー参加者〕

<その他>

- ◇ 園や学校での食育に力を入れてほしい〔わいわいワークショップ（長島）〕
- ◇ 安全安心のために街灯が多くあるまちがいい〔高校生（わくわくコミュニケーション）〕





3 課題のまとめ

多くの市民の協力のもと実施したニーズ調査及びヒアリング・ワークショップの結果から、本市における子ども・子育て支援の課題が浮かび上がってきました。本計画では、こうした課題の解決を目指して、子ども・子育て支援に関するさまざまな取り組みを検討し、推進していきます。

ニーズ調査及びヒアリング・ワークショップの結果から見えてきた課題のまとめは、次のとおりです。

〈家庭の状況〉

- 核家族化の進展や、ひとり親家庭の増加により、子ども・子育て支援の充実や地域ぐるみの子育てが求められている。
- 子どもの預かりをはじめ子育てに関して祖父母等の存在は大きく、核家族化が進む中で、代替する支援が求められている。
- 子育て中の保護者の孤立や不安解消を図るため、専門家のみならず、地域の人たちとの関わり（訪問等）が求められている。また、親同士をつなぐ取り組みを進める必要がある。

〈教育・保育事業〉

- 母親の就労等を背景としたいわゆる保育ニーズとともに幼児期における教育への期待が高まっている。また、集団生活を通して、子どもの社会性や協調性を養うことが望まれている。
- 利用者の利便性を考慮した施設の配置が望まれている。
- さまざまな理由や状況に柔軟に対応できる一時的な預かりの充実が求められている。
- 子育て支援センター等の利用条件の緩和・拡大が求められている。
- 市と私立の園との関わり、小学校との連携の強化が求められている。また、親の就労状況や経済状態に関わらず、望んだ施設が利用できるような支援が望まれている。
- 障害のある子どもが必要な支援を十分受けられるよう療育センター等の充実が望まれている。



〈放課後児童クラブ・遊び場〉

- 子どもが安心して過ごせる居場所や遊びが求められている。
- 子どもが安全で、保護者が安心して預けられるよう、放課後児童クラブは校内やできるだけ学校の近くに設置されることが望まれている。また、既存の施設の活用等合理的で柔軟な対応が求められている。

〈仕事と子育ての両立〉

- 経済的な安定や、女性の自己実現のために、子育てしながら安心して働ける職場環境を整える必要がある。
- 家庭より仕事を優先しがちな男性が多いのが現状であり、男性が家事や育児に取り組める環境をつくる等、子育てをはじめ家庭生活と仕事の調和を図る機運を醸成する必要がある。
- 仕事と子育ての両立支援とともに、男女が協力して子育てできる環境整備が望まれている。
- 安心して子育てと仕事ができるよう、小児医療や病児・病後児保育の充実が望まれている。

〈相談・情報提供〉

- 安心して子育てを行うために、身近な地域で、年齢や発達に応じた相談ができる体制が望まれている。
- 子育てに関する情報は、ホームページ、広報、パンフレット等積極的で多角的な情報提供が求められている。
- 地域に密着した情報をタイムリーに発信することが求められている。

〈子育て全般〉

- 子育てに関する親の自己肯定感を後押しするような施策が望まれている。
- 子育て中の親を孤立させないよう、交流の場や相談の場を充実する必要がある。
- 地域における子どもの見守り体制を充実させる必要がある。
- 子育て家庭の地域に対する期待は大きい。


第 4 章**計画の基本的な枠組み**



1 基本理念

基本理念

つながろう みんなのちから！ 発揮しよう くわなの子育て力！
～すべては子どもの笑顔のために～

【基本理念の趣旨】

桑名の全ての子どもたちが周囲の愛情に包まれながら、ここに生まれ、育てよかったと実感でき、笑顔にあふれ、同時に保護者が子育てに喜びや幸せを感じられ、それを見守り、支える地域の活力にあふれるまち、それは未来の輝かしい桑名市のすがたです。

こうしたまちを目指すためには、市民一人ひとりが、子どもたちの健やかな育ちを第一に考え、地域住民、学校、教育・保育施設、企業、行政等が、子どもの育成や子育ては社会全体で取り組む重要な課題であるという認識のもと、ともに支え合い、協力・連携して活動することが必要不可欠です。

桑名市では、市民をはじめとする全ての構成員が、子どもの笑顔があふれるまちを目指し、それぞれの力を結集して子ども・子育て支援に取り組む体制づくりに努めていきます。

そして、これらの取組みによって、桑名市の掲げる「全員参加型の市政」、「子どもを3人育てられるまち」並びに子ども・子育て支援の「本物力」を目指していきます。





2 施策の基本目標

- 基本理念の実現を目指して3つの施策の基本目標を設定し、その達成に向けて施策を展開していきます。

【施策の基本目標①】

・子どもが主人公！ここで生まれ育って良かったと思えるまちに

桑名に生まれる全ての子どもたちが、母親のお腹の中にいる時から生まれて成人に至るまで、きめ細やかな保健・医療により見守られる体制を整えていきます。

そして、子どもたちが家庭において愛情を感じながら育つことの大切さを認識した上で、子どもの豊かな心と生きる力を育むための教育や取組を推進していきます。また、心身の障害や国籍等により特別な対応が必要な場合でも、個々の状況に応じた支援がなされるよう配慮します。

さらに、全ての子ども的人格と権利が尊重され、桑名に生まれたことに喜びと誇りを感じられるまちを目指します。

<施策の方向性>

- (1) 生まれ育つ子どもへの健康支援
- (2) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり
- (3) 特別な支援を要する子どもへの支援
- (4) 将来の親となる子ども・若者等への支援
- (5) 子どもの人権を守るための取組





【施策の基本目標②】

・育てる側を育て支える！ここで子育てしたいと思えるまちに

子どもが笑顔になるためには、保護者をはじめ子どもを取り巻く大人たちの笑顔が必要不可欠です。保護者が自信を持って子育てに取り組むことができ、そこに喜びや希望を見いだせるよう、保護者の自己肯定感を高められるような“親育ち”の支援を行っていきます。また、保護者の孤独・孤立、さまざまな不安から発せられるSOSを漏らさずキャッチする〈相談〉の体制と、救いの手を差し伸べる〈情報提供〉の仕組みを推進していきます。

また、働きながら子育てをしている保護者が、より生活の質を高めるには、男女がバランスよく子育てと仕事を行うことが大切であり、それによって、地域社会全体が活気に満ち豊かになります。仕事と生活の調和が図られるよう、市民意識の醸成、支援体制の充実等環境を整えていきます。

これらの取組によって、桑名に住む全ての親が、子育てを楽しむことができ、ここで子育てしたいと思えるまちを目指します。

〈施策の方向性〉

- (1) 保護者の子育て力を育て支えるための支援
- (2) 仕事と子育ての両立支援と職場環境づくり
- (3) 子育て家庭を支える相談支援と情報提供の推進
- (4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり





【施策の基本目標③】

・地域の子育て力！ここで育ち合い、支え合えるまちに

子どもたちの声は、やさしく響き、地域に活気を与えます。子どもたちの存在は、地域全体を明るく輝かす光です。桑名には、豊かな自然や長い時間をかけて守り育てきた誇るべき文化・伝統、人と人とのつながりがあります。これらを背景に生まれ育った桑名の子どもたちを地域ぐるみで見守り、地域全体を安全・安心の居場所としていくとともに、子どもを中心とした世代を超えた交流を通じて住民同士が信頼を深め、地域における支え合い・助け合いの新しい形が形成されるよう支援していきます。

また、公立・私立の幼稚園や保育所（園）をはじめ、地域にあるさまざまな資源の有する能力が、子どもたちのために最大限発揮されるよう、地域の協力体制を構築していきます。

そして、地域ので子育てを支援することにより、地域全体が成長できるまちを目指します。

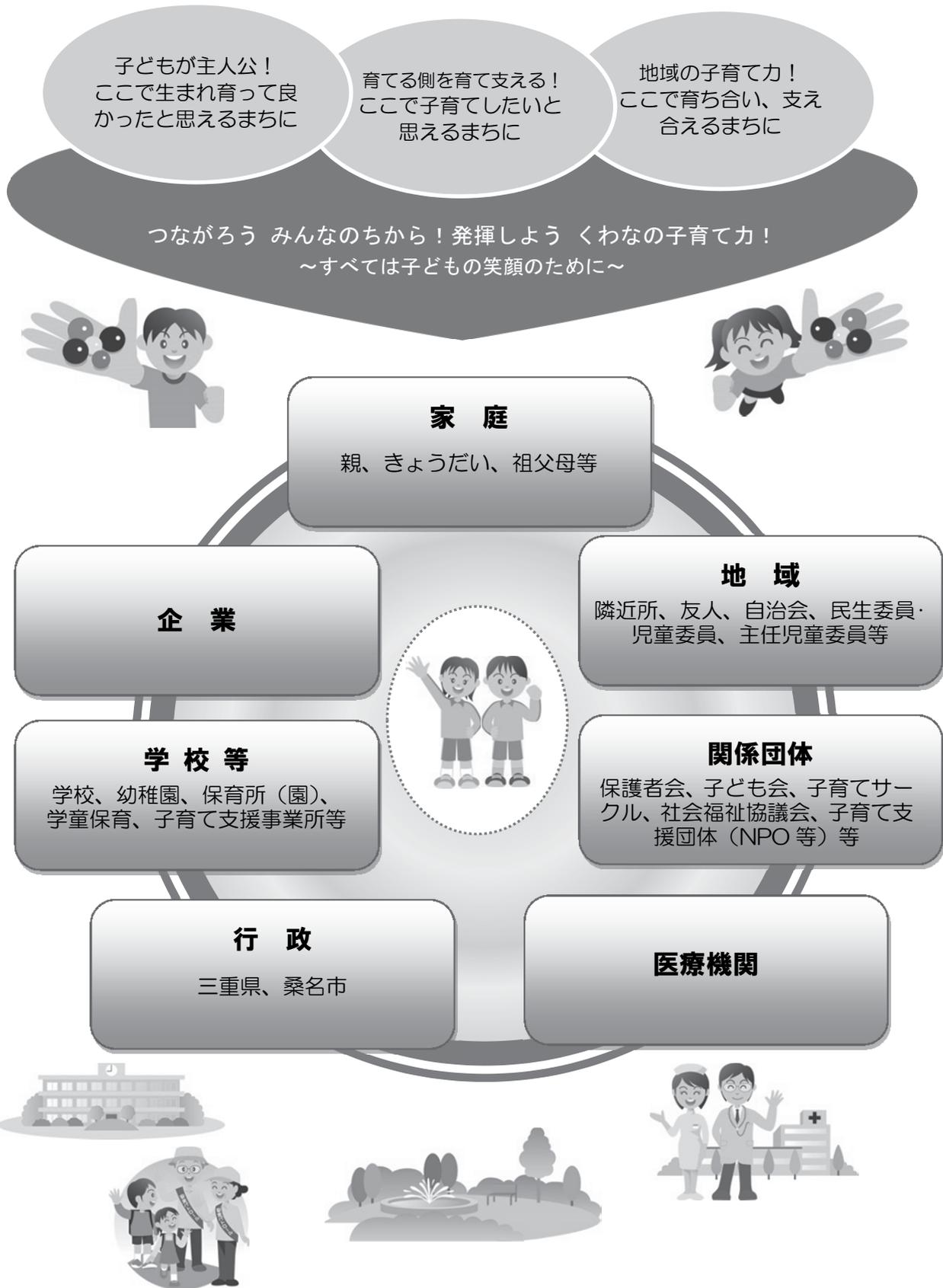
<施策の方向性>

- (1) 地域で子どもの育ちを支える体制の推進
- (2) 住民相互の支え合いの推進
- (3) 地域の身近な子育て支援の環境づくり
- (4) 公私立の壁をなくした子ども・子育て支援の推進





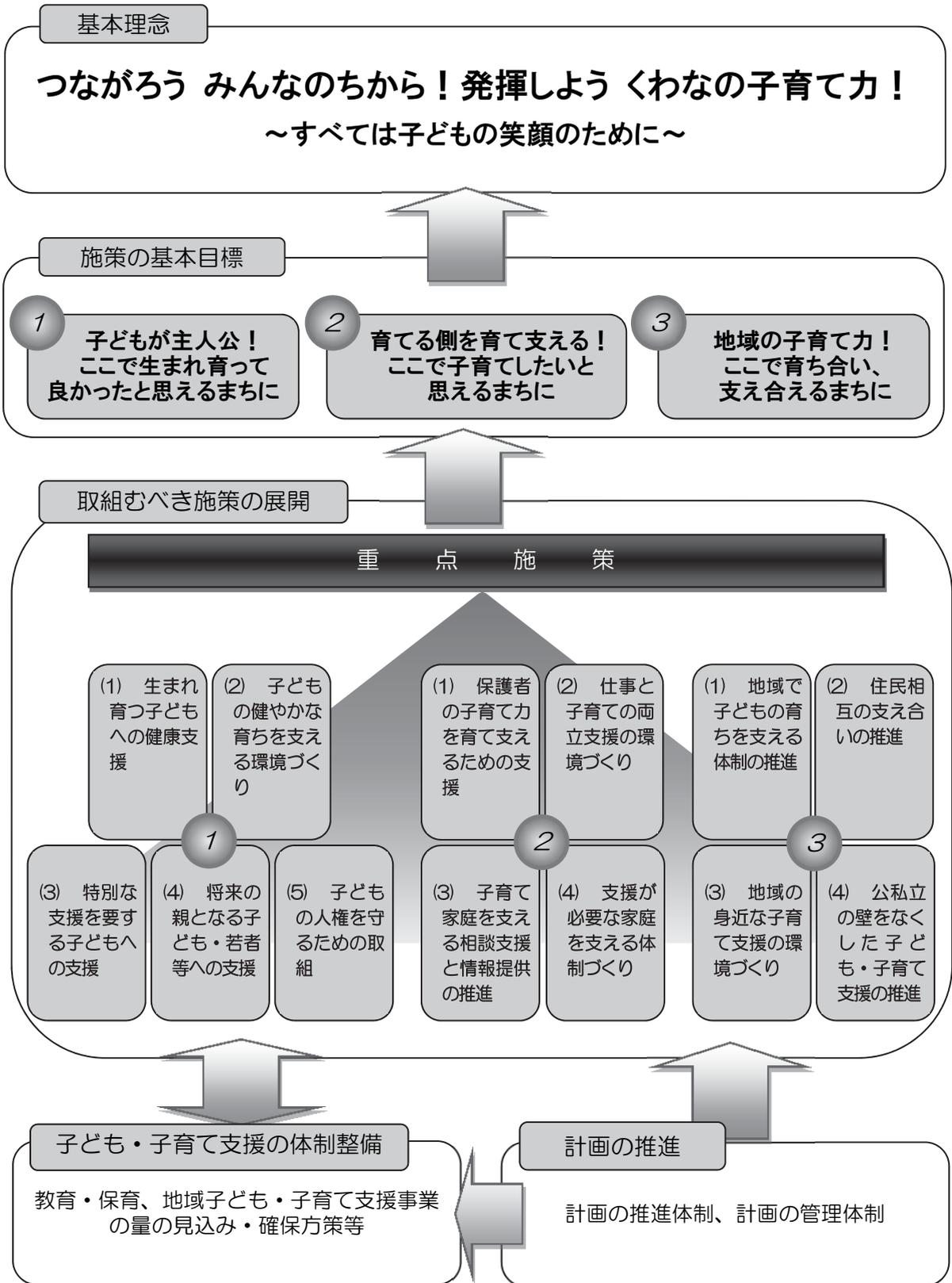
＜桑名市の目指す子ども・子育て支援のイメージ＞



※市民をはじめとする全ての構成員が、子どもの笑顔があふれるまちを目指し、それぞれの力を結集して子ども・子育て支援に取り組む体制づくりに努めていきます。

3 計画の体系

(1) 計画の全体像





(2) 計画の体系図

基本理念	基本目標	施策の方向性	
<p>つながろう みんなのちから！ 発揮しよう！ くわなの子育て力！ すべては子どもの笑顔のために！</p>	<p>1 まち 子どもが主人公！ここで生まれ育って良かったと思える</p>	(1) 生まれ育つ子どもへの健康支援	① 妊娠・出産への支援 ② 母子の健康の保持と増進 ③ 小児医療に関する周知・啓発 ④ 子どもを守る医療体制の推進
		(2) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	① 子どもの豊かな心と生きる力を育むための支援 ② 家庭教育の推進 ③ 個々の子どもに応じた支援
		(3) 特別な支援を要する子どもへの支援	① 障害のある子どもや家庭への支援 ② 外国人の子どもや家庭への支援
		(4) 将来の親となる子ども・若者等への支援	① 乳幼児とのふれあい体験の推進 ② 子ども・若者への自立・就労意識の高揚 ③ 妊娠・出産を希望する夫婦への支援
		(5) 子どもの人権を守るための取組	① 人権啓発の推進 ② 児童虐待防止の推進 ③ 社会的養護の推進 ④ 子どもが意見を表明できる場づくり
	<p>2 育てる側を育て支える！ここで子育てしたいと思えるまちに</p>	(1) 保護者の子育て力を育て支えるための支援	① 保護者の学びの機会の提供 ② 地域における子育て支援を担う人材の育成 ③ 子育ての楽しさや喜びの啓発
		(2) 仕事と子育ての両立支援の環境づくり	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発 ② 働く子育て家庭を応援する保育等の環境づくり ③ 父親の育児参加や男女共同参画の促進
		(3) 子育て家庭を支える相談支援と情報提供の推進	① きめ細やかな相談や家庭支援の推進 ② 効果的な情報提供の推進
		(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり	① 支援が必要な家庭の早期発見・支援 ② 支援が必要な家庭に寄り添う支援 ③ ひとり親家庭への支援
	<p>3 い、支え合えるまちに</p>	(1) 地域で子どもの育ちを支える体制の推進	① 地域住民による子どもの育ちへの支援 ② 子育て世代の地域活動への参加促進
		(2) 住民相互の支え合いの推進	① 住民主体の子育て支援の推進 ② 住民活動推進の環境づくり
		(3) 地域の身近な子育て支援の環境づくり	① 子育て支援センターの推進 ② 身近な場での子育て支援の推進
		(4) 公私立の壁をなくした子ども・子育て支援の推進	① 誰もが希望する教育・保育を選択できる体制づくり ② 公私立の壁をなくした地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進



取組・事業名

- ・妊婦健康診査
- ・赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）／乳幼児健康診査／予防接種の推進
- ・子どもの病気等への対応に関する知識の普及・啓発／医療相談ダイヤルの周知
- ・小児・周産期医療体制の構築／土曜日夜間・日曜・祝日の応急診療／子ども医療費の助成

- ・幼稚園・保育所（園）と小学校との連携の促進／幼稚園教諭・保育士の合同研修／小・中学校における確かな学力の育成／体験的な学習の推進／食育の推進／人権教育の推進／スポーツ少年団の推進
- ・家庭教育に関する講座
- ・スクールカウンセラーの配置

- ・療育センターの療育・相談支援／特別支援教育の推進
- ・外国人児童生徒への就学支援／外国語による情報提供

- ・中高生と乳幼児との交流事業
- ・学校での職場体験学習／若者への就労支援
- ・不妊治療費の助成

- ・人権に関する啓発の推進
- ・児童虐待防止の啓発／児童虐待防止のネットワーク
- ・里親制度の推進
- ・児童生徒の意見発表の機会

- ・妊婦等への講座・教室／子育てに関する講座・教室／「親支援プログラム」講座
- ・子育て応援ボランティア講座／地域のリーダー等の養成講座
- ・子育てをテーマとした講演会等の開催

- ・子育て応援企業登録事業／育児・介護休業制度等の周知
- ・保育所（園）及び多様な保育／学童保育（放課後児童クラブ）
- ・父親向けの子育て講座／男女共同参画の意識啓発

- ・子ども総合相談センターの相談支援／民生委員・児童委員等による家庭支援
- ・子ども・子育て市民情報部会／情報提供の推進

- ・支援が必要な家庭の早期発見・支援
- ・養育支援訪問
- ・ひとり親家庭の自立支援

- ・登下校時の見守り・あいさつ運動／学校・家庭・地域の連携推進／放課後子ども教室
- ・地域活動への参加促進

- ・子育てサークルの推進／地域での子どもの体験活動の推進／子育てサロンの推進
- ・地域の子育て支援活動の周知

- ・子育て支援センター事業
- ・あおぞら出前保育

- ・公私立の壁をなくした情報提供
- ・地域子ども育て合い懇話会（仮称）



第 5 章

取組むべき施策の展開



I 重点施策

基本理念、施策の基本目標を実現するためには、多岐にわたる多くの課題を解決する必要があり、それは一朝一夕にできることではありません。そこで、次に掲げる施策を重点施策として位置づけ優先的に取り組んでいきます。これらの施策を、保護者、地域、関係団体、園・学校、行政等が協働で取り組むことにより、本計画全体の実現につながるものと考えます。

重点施策（1）地域・家庭の子育て力の向上を図り、全員参加型の子ども・子育て支援を推進します！

地域の子育て支援活動は、住民相互の「お互い様」の意識で気遣い・助け合うことにより、きめ細かな活動や地域に根差した活動が行われており、新たな取組も模索しながら、このような地域の活動を推進していきます。

また、保護者が一定期間、継続的に学ぶ機会を確保する「親支援プログラム」講座を新たに企画し、保護者の子育て力を育て支えるための支援を推進するとともに、この講座の進行役を務めるファシリテーターの養成講座もあわせて開催し、人材の育成も図りながら市民の子育て力の向上につなげていきます。

さらに、基本理念に「つながろうみんなのちから！」とあるとおり、市民をはじめとする全ての構成員が、子どもの笑顔があふれるまちを目指し、協力・連携を図り、様々な市民が参画する子ども・子育て支援を推進していきます。

推進する取組・事業名

事業番号	取組・事業名	詳細
34	「親支援プログラム」講座【新規】	P.88を参照
45	民生委員・児童委員等による家庭支援【新規】	P.96を参照
57	子育てサロンの推進	P.104を参照
62	地域子ども育て合い懇話会（仮称）【新規】	P.109を参照



重点施策（2）児童虐待防止を推進します！

子どもの健やかな育ちを守るため、本市は平成25年7月に「子どもの笑顔を守るまち くわな～子どもを虐待から守る都市宣言～」を行いました。子どもたちを虐待から守るために、家庭・地域・関係機関の連携に努め、支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげていく取組等を進めていきます。

推進する取組・事業名

事業番号	取組・事業名	詳細
29	児童虐待防止のネットワーク	P.84を参照
44	子ども総合相談センターの相談支援	P.95を参照
48	支援が必要な家庭の早期発見・支援	P.97を参照

重点施策（3）子どもの育ちを支え、次代の親づくりを推進します！

子どもたちが学校生活の中で生きる力と豊かな心を育み、学校教員が児童生徒と向き合った授業づくり、学級づくりをすすめることにより、子どもたちの確かな学力の定着・向上に努めていきます。

また、子どもたちが、お互いをかけがえのない存在として尊重し、お互いの個性を認め合う心を育て、差別や偏見がなくなるよう人権教育を推進します。

さらに、子どもたちが、乳幼児と接する機会が減少している中で、乳幼児とふれあう体験の機会を推進し、生命の大切さ・子育てすることの楽しさの実感につなげ、次代の親づくりを推進していきます。

推進する取組・事業名

事業番号	取組・事業名	詳細
12	小・中学校における確かな学力の育成	P.74を参照
15	人権教育の推進	P.75を参照
23	中高生と乳幼児との交流事業	P.80を参照

**重点施策（４）子育て家庭を支える環境づくりを推進します！**

ニーズ調査の結果では、仕事と子育ての両立が難しいと感じたことが「ある」と回答した人は約70%を占めていました。全ての働く親がゆとりを持って子育てができ、子育てに喜びを感じられるような環境づくりを目指します。具体的には、子どもの小学校就学後も、安心して保護者の就労継続が図れるように学童保育（放課後児童クラブ）の体制整備を図るとともに、家庭の中でも子育ての負担が母親に偏ることのないよう、父親の子育てへの積極的な関わりを推進していきます。

また、3歳未満の子どもが定期的に保育所（園）を利用せず、主に在宅で過ごす割合は7～8割を占めております。近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、在宅での子育ての孤立感・負担感が懸念されます。このため、子どもの健やかな発達・成長を支援する観点から乳児を育てる家庭の訪問や保護者同士の交流等を促す地域の子育て支援の環境づくりを図るとともに、子育て支援の情報が子育て家庭に届くよう市民が参画する会議でご意見をいただきながら効果的な情報提供に努めていきます。

推進する取組・事業名

事業番号	取組・事業名	詳細
2	赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	P.68を参照
41	学童保育（放課後児童クラブ）	P.93を参照
42	父親向けの子育て講座	P.94を参照
46	子ども・子育て市民情報部会	P.96を参照
59	子育て支援センター事業	P.106を参照

Ⅱ 具体的な施策の展開

基本理念、施策の基本目標の実現に向けて、子ども・子育て支援にまつわる様々な課題に対応した施策を展開していきます。

※本項の「主な取組・事業」において、「継続」とあるのは、現行事業等の有効性が概ね認められたもので、その内容を維持しながら実施していく事業等をいい、「拡充」とあるのは、事業の見直しや新たな取組を追加する等により充実させていく方向性の事業をいいます。

1 子どもが主人公！ここで生まれ育って良かったと思えるまちに

施策の方向性と主な取組・事業

(1) 生まれ育つ子どもへの健康支援	① 妊娠・出産への支援	1 妊婦健康診査
	② 母子の健康の保持と増進	2 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） 3 乳幼児健康診査 4 予防接種の推進
	③ 小児医療に関する周知・啓発	5 子どもの病気等への対応に関する知識の普及・啓発 6 医療相談ダイヤルの周知
	④ 子どもを守る医療体制の推進	7 小児・周産期医療体制の構築 8 土曜日夜間・日曜・祝日の応急診療 9 子ども医療費の助成
(2) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	① 子どもの豊かな心と生きる力を育むための支援	10 幼稚園・保育所（園）と小学校との連携の促進 11 幼稚園教諭・保育士の合同研修 12 小・中学校における確かな学力の育成 13 体験的な学習の推進 14 食育の推進 15 人権教育の推進 16 スポーツ少年団の推進
	② 家庭教育の推進	17 家庭教育に関する講座
	③ 個々の子どもに応じた支援	18 スクールカウンセラーの配置



(3) 特別な支援を要する子どもへの支援	① 障害のある子どもや家庭への支援	19 療育センターの療育・相談支援 20 特別支援教育の推進
	② 外国人の子どもや家庭への支援	21 外国人児童生徒への就学支援 22 外国語による情報提供
(4) 将来の親となる子ども・若者等への支援	① 乳幼児とのふれあい体験の推進	23 中高生と乳幼児との交流事業
	② 子ども・若者への自立・就労意識の高揚	24 学校での職場体験学習 25 若者への就労支援
	③ 妊娠・出産を希望する夫婦への支援	26 不妊治療費の助成
(5) 子どもの人権を守るための取組	① 人権啓発の推進	27 人権に関する啓発の推進
	② 児童虐待防止の推進	28 児童虐待防止の啓発 29 児童虐待防止のネットワーク
	③ 社会的養護の推進	30 里親制度の推進
	④ 子どもが意見を表明できる場づくり	31 児童生徒の意見発表の機会

(1) 生まれ育つ子どもへの健康支援

親が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに育つことができるよう保健・医療体制の推進を図ります。

施策の方向性

- ①妊娠・出産への支援
- ②母子の健康の保持と増進
- ③小児医療に関する周知・啓発
- ④子どもを守る医療体制の推進

課題

- ・妊娠期からの途切れのない支援の確保。
- ・妊娠期・乳幼児期の健康検査の適切な受診。
- ・核家族化等の子育て環境が変化する中での医療機関の負担の増大。
- ・子どもの病気、発育・発達等の子どもの健康に関する相談・医療体制の確保。
- ・休日・夜間の医療体制の確保やその周知。

① 妊娠・出産への支援

○ 妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守ることは、生涯を通じた健康の基盤となり、健やかな子育ての出発点ともなります。妊婦の健康を守り、安心して出産できるように、適切に健康を管理する機会を確保するとともに、支援の必要な家庭には適切な支援につなげ、途切れのない支援を行います。

主な取組・事業

事業番号	1	取組・事業名	妊婦健康診査	区分	継続
対象	妊婦		担当部署	健康づくり課	
内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査の受診を促進します。また、妊娠届出提出時には、面談やアンケートにより妊婦の体調や妊娠中における状態の把握や相談を実施し、適切な支援につなげていきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
妊婦健康診査受診状況（平成25年度） ・受診実人数 1,387人 ・12回以上受診した人数 816人 （全受診者のうち58.8%）			妊婦健康診査を12回以上受診した割合： 全受診者のうち80%以上 ※各年度の受診実人数の見込み、実施体制等については、P.120を参照。		



② 母子の健康の保持と増進

- 乳幼児とその家族の健康の保持・増進を図るとともに、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら育児不安の解消等を図ります。

主な取組・事業

事業番号	2	取組・事業名	赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	区分	継続・重点
対象	生後4か月までの乳児のいる家庭		担当部署	健康づくり課	
内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握と健やかな成長・発達の支援を行います。また、支援の必要な家庭には、養育支援訪問や相談支援等継続的な支援につなげていきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
赤ちゃん訪問の実施状況（平成25年度） ・家庭訪問数：1,107件 ・家庭訪問実施率：訪問対象家庭のうち86.8%			家庭訪問実施率 100% ※各年度の訪問件数の見込み、実施体制等については、P.120を参照。		

事業番号	3	取組・事業名	乳幼児健康診査	区分	継続
対象	乳幼児（生後4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）		担当部署	健康づくり課	
内容	生後4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査を実施します。また、保健師による訪問等の機会を通じた受診勧奨及び未受診者のフォローを行うとともに、健診で要経過観察となった乳幼児へのフォローも行います。さらに、得られた情報を関係機関間で共有し、有効な支援を行える体制づくりを強化します。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
4か月児健康診査実施状況（平成25年度） ・受診者数 1,216人、受診率 99.8% 10か月児健康診査実施状況（平成25年度） ・受診者数 1,099人、受診率 89.2% 1歳6か月児健康診査実施状況（平成25年度） ・受診者数 1,214人、受診率 96.7% 3歳児健康診査受診率（平成25年度） ・受診者数 1,293人、受診率 95.4%			<ul style="list-style-type: none"> ・4か月健診受診率 99%以上 ・10か月健診受診率 89%以上 ・1歳6か月健診受診率 96%以上 ・3歳児健診受診率 95%以上 		

事業 番号	4	取組・事業名	予防接種の推進	区分	継続
対象	乳幼児		担当部署	健康づくり課	
内容	乳児期からの感染症の発病予防、重症化予防、まん延予防のために、予防接種法に基づいて安心・安全な予防接種の実施に努めます。随時、接種勧奨を行い、接種率の向上を目指します。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
予防接種率（1歳6か月児健診時）（平成25年度） ・生ポリオ 63.3% ・BCG 99.3% ・DPT（三種混合）（1期初回） 84.2% ・DPT-IPV（四種混合）（1期初回） 8.2% ・MR（麻疹・風疹混合）（1期） 94.0% ・ヒブ（初回） 93.0% ・小児用肺炎球菌ワクチン（初回） 93.0% ・日本脳炎 0.1%			MR（麻疹・風疹混合）（1期）予防接種率（1歳6か月児健診時）：95%以上 ※厚生労働省の「麻疹・風疹に関する特定感染症予防指針」において、接種率目標が95%と掲げられています。 ※なお、任意の予防接種については、費用助成の実施に向けて検討します。		





③ 小児医療に関する周知・啓発

- 子どもの病気・けがへの対応に関する正確な情報や本市の小児救急医療体制について、市民への情報提供に努めるとともに、相談窓口となる専用ダイヤルの周知を図ります。

主な取組・事業

事業番号	5	取組・事業名	子どもの病気等への対応に関する知識の普及・啓発	区分	継続
対象	市民		担当部署	地域医療対策課	
内容	子どもの救急対応ハンドブックや講演等により、子どもの病気・けがへの対応について正しい知識の普及・啓発を進めます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
赤ちゃん訪問の機会にハンドブックを配布するとともに、広報紙やホームページへの記事掲載による啓発を実施。			病気やけがに対して、事前に知識や対処方法の周知を図り、家庭等での子どもの急な病気やけがへの円滑な対応を継続的に推進していきます。		

事業番号	6	取組・事業名	医療相談ダイヤルの周知	区分	継続
対象	市民		担当部署	地域医療対策課	
内容	子どもの急な病気やけが等の相談を受ける「くわな健康・医療相談ダイヤル24」、「みえ子ども医療ダイヤル」の周知を図ります。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
広報紙への記事掲載やホームページへの情報掲載により相談ダイヤルの周知を実施。 【参考指標】 「子どもが休日・夜間に病気になった時の初期対応で医療相談ダイヤルを利用した人の割合」：18.1%（子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前・小学生）（平成25年度））			ダイヤルの周知を図るとともに、急な病気やけが等への対処方法の相談や育児等についてのアドバイスを受けられる環境づくりを構築していきます。 【参考指標】 「子どもが休日・夜間に病気になった時の初期対応で医療相談ダイヤルを利用した人の割合」：現状値からの増加		



④ 子どもを守る医療体制の推進

- 安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、小児・周産期医療をはじめ子どもの命・健康を守るための体制の構築を図ります。

主な取組・事業

事業番号	7	取組・事業名	小児・周産期医療体制の構築	区分	拡充
対象	小児及び妊産婦		担当部署	地域医療対策課	
内容	桑名市総合医療センターが建設する新病院において、充実した小児・周産期医療体制が提供できるよう、総合医療センター及び関係機関・三重県との連携・協力体制の充実を図ります。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
平成26年4月より、桑名東医療センターに周産期内科が開設され、正常分娩だけでなく、リスクのある妊娠の管理や新生児治療も可能になりました。			総合医療センターが建設する新病院では、医師の確保や周辺機器を整備し、地域周産期母子医療センターを目指していきます。		

事業番号	8	取組・事業名	土曜日夜間・日曜・祝日の応急診療	区分	継続
対象	市民		担当部署	地域医療対策課	
内容	桑名市応急診療所において、桑名医師会・桑名地区薬剤師会等の協力を得て、土曜日夜間・日曜・祝日に診療を行います。また、この応急診療については、市民への周知を図ります。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
桑名市応急診療所の状況（平成25年度） ・受診者数：2,283人 応急診療所施設の改修を行い、2診体制が可能な設備に変更しました。			診療体制の確保を進め、土曜日夜間・日曜・祝日の急な病気に対応する一次救急医療機関（内科・小児科）として、救急医療体制の一翼を担っていきます。		



事業番号	9	取組・事業名	子ども医療費の助成	区分	継続
対象		通院：小学校卒業まで（12歳到達の年度末まで）及び多子世帯（※）については、中学校卒業まで（15歳到達の年度末まで） （※）18歳年度末までの子どもを3人以上扶養する世帯 入院：中学校卒業まで（15歳到達の年度末まで） （注）所得制限あり	担当部署	保険年金課	
内容	安心して医療を受けられるよう、今後も現行の制度の維持に努め、子どもを養育する保護者の経済的負担軽減を図りながら、医療費の助成を行います。医療機関の窓口での医療費負担については、三重県下の統一的な取扱いに沿って検討していきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
子ども医療費の助成状況（平成25年度） ・受給資格者数・・・14,790人 ・助成件数・・・211,959件 ・助成額・・・339,029,702円			現行制度の維持及び適正な資格管理に努めていきます。		



(2) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

子どもたちが家庭の事情等に関わりなく、幼稚園・保育所（園）・小中学校の生活、地域の活動等の中で社会性を身につけ、豊かな心と生きる力を育むことができるように、子ども一人ひとりの育ちを支える環境を整えていきます。

施策の方向性

- ①子どもの豊かな心と生きる力を育むための支援
- ②家庭教育の推進
- ③個々の子どもに応じた支援

課題

- ・小学校に進学した児童生徒が学校生活に適應できない「小1プロブレム」の問題。
- ・幼稚園・保育所（園）・小学校との連携の強化。
- ・様々な学習機会や体験的な活動を通して、豊かな心・感性や思いやりの心、健やかな体の育成を図ること。
- ・学校を核として、地域社会全体で子どもたちを育てる環境づくり。
- ・いじめや不登校等の問題の解決や子どもの多様化する悩み・不安への対応。

① 子どもの豊かな心と生きる力を育むための支援

- 次の世代を担う子どもたちの育ちを支援するため、教育環境の整備や教育活動を推進していきます。

主な取組・事業

事業番号	10	取組・事業名	幼稚園・保育所（園）と小学校との連携の促進	区分	拡充
対象		幼稚園教諭、保育士及び小学校教職員	担当部署	指導課・子ども家庭課	
内容		幼稚園・保育所（園）と小学校との円滑な接続ができるように、その環境づくりを進めていきます。			
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
公立幼稚園・小学校との連絡会等の実施。			私立を含めた幼稚園・保育所（園）・小学校の連絡会等の実施を検討していきます。		



事業番号	11	取組・事業名	幼稚園教諭・保育士の合同研修	区分	継続
対象	幼稚園教諭・保育士		担当部署	教育研究所	
内容	<p>公立私立幼稚園・保育所（園）の幼稚園教諭・保育士の研修・交流の機会を通して、保育の専門的な知識等を学ぶとともに、それぞれの特色ある保育について学び合うことにより幼稚園教諭・保育士の資質向上を図っていきます。</p>				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
<p>合同研修会の状況（平成25年度） ・のべ参加人数：395人</p>			<p>合同研修会への参加人数：420人</p>		

事業番号	12	取組・事業名	小・中学校における確かな学力の育成	区分	継続・重点
対象	公立小・中学校児童生徒及び教職員		担当部署	指導課	
内容	<p>学校教員が児童生徒と向き合い、その実態や思いを生かした授業づくり、学級づくりをすすめることにより、確かな学力の定着・向上に努めていきます。</p>				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
<p>少人数指導等ができる環境づくりを進めるとともに、教職員に必要な各種研修会等を実施しています。</p> <p>【参考指標】 「算数・数学の授業が「わかる」と回答した児童生徒の割合」：76.3%（全国学力・学習状況調査における授業評価（平成25年度・桑名市））</p>			<p>個に応じたきめ細かな指導のための人的配置を行うとともに、教職員に必要な研修等を実施していきます。</p> <p>【参考指標】 「算数・数学の授業が「わかる」と回答した児童生徒の割合」：現状値からの増加</p>		

事業番号	13	取組・事業名	体験的な学習の推進	区分	継続
対象	公立小・中学校児童生徒		担当部署	指導課	
内容	<p>小・中学校の総合的な学習の時間等において、自然体験、職場体験、福祉体験等、地域の人々や自然とかわる体験学習の充実を図り、実体験を通して生きる力や人間性を育てていきます。</p>				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
<ul style="list-style-type: none"> 全公立小学校において地域の人々との交流や自然体験に関わる学習を実施。 全公立中学校において職場体験学習を実施。 			<p>児童生徒の生きる力を育む教育活動を推進するため、体験的な学習の機会を確保していきます。</p>		



事業番号	14	取組・事業名	食育の推進	区分	継続
対象	子ども及びその保護者		担当部署	学校教育課・健康づくり課	
内容	小・中学校において栄養教諭を中心に各学年に応じたテーマで食に関する授業を行うとともに、保護者に対しては、食習慣の啓発を行っていきます。また、食生活改善推進協議会等との連携を図りながら、家庭においてよりよい食生活が実践されるよう支援していきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
<ul style="list-style-type: none"> 食育に関する授業や保護者向けの案内を市内全公立小・中学校で実施。 食生活改善推進員の子育て支援活動（平成25年度） 活動回数：12回、のべ参加人数：556人 【参考指標】 「朝食を毎日食べている」と回答した家庭の割合：94.6%（子ども・子育て支援に関するニーズ調査（小学生）（平成25年度））			<ul style="list-style-type: none"> 引き続き全公立小・中学校で食育に関する授業等を実施し、食育の推進に努めていきます。 また、食生活改善推進員の子育て支援活動についても、開催回数等を維持し、家庭における食育の推進に努めていきます。 【参考指標】 「朝食を毎日食べている」と回答した家庭の割合：現状値からの増加		

事業番号	15	取組・事業名	人権教育の推進	区分	継続・重点
対象	公立幼稚園・小・中学校の教職員、園児・児童生徒		担当部署	人権教育課	
内容	子どもたちが、お互いをかけがえのない存在として尊重し、お互いの個性を認め合う心を育て、差別や偏見がなくなるよう、学校と地域の連携・協働による人権教育を進めます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
人権フォーラムの前後の校内での話し合い（校内フォーラム）を全公立幼稚園・小・中学校で実施。			校内フォーラムの内容を充実させながら、引き続き取組を実施していきます。		

事業番号	16	取組・事業名	スポーツ少年団の推進	区分	継続
対象	小学生及び指導者		担当部署	スポーツ振興課	
内容	子どもの身体・運動機能の向上とともに、地域との交流を図るため、スポーツ少年団の活動を推進します。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
スポーツ少年団の加入状況（平成25年度） ・加入している団員数：1,489名			スポーツ少年団に加入している団員数： 1,600名		



② 家庭教育の推進

- 親子の愛情や子どもの自立心を育むための基盤としての教育として、家庭教育を推進していきます。

主な取組・事業

事業番号	17	取組・事業名	家庭教育に関する講座	区分	継続
対象	子ども及びその保護者		担当部署	生涯学習課	
内容	よりよい親子関係の構築や家庭での教育の補完を目的として、親子が参加する講座を開催することにより、家庭教育に資する親子の交流、学びの場を推進していきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
講座の開催状況（平成25年度） <ul style="list-style-type: none"> ・5か所の公民館において夏休み等を利用した親子を対象とする講座を開催。 ・48回開催、のべ参加人数938人 			親子で一緒に楽しみながら参加できる講座を継続的に開催し、家庭教育の推進に努めています。		

③ 個々の子どもに応じた支援

- いじめや不登校等の問題の解決や子どもの多様化する悩み・不安への対応を推進していきます。

主な取組・事業

事業番号	18	取組・事業名	スクールカウンセラーの配置	区分	継続
対象	公立小・中学校		担当部署	指導課	
内容	小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、悩みや不安を抱える子どもからの相談に対応できる体制づくりに努めています。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
スクールカウンセラー配置の状況（公立小中学校）（平成26年4月） <ul style="list-style-type: none"> ・配置している公立小学校 25校 （全公立小学校のうち 89.3%） ・配置している公立中学校 10校 （全公立中学校のうち 100%） 			全公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置。		



(3) 特別な支援を要する子どもへの支援

子どもの障害や国籍等に関わりなく、全ての子どもが地域でいきいきと暮らすことができるよう、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行っていきます。

施策の方向性

- ①障害のある子どもや家庭への支援
- ②外国人の子どもや家庭への支援

課題

- ・障害のある子どもとその家庭が、地域の中でいきいきと育ち、生活していけるような適切な支援。
- ・国籍に関わらず、子どもの育ちや子育てに関する情報の入手や指導。

① 障害のある子どもや家庭への支援

- 本市には、早期療育のための通所施設として桑名市療育センターが設置されており、今後も、療育内容の充実に努めていきます。また、個々の障害に対応できるように特別支援教育の推進を図っていきます。

主な取組・事業

事業番号	19	取組・事業名	療育センターの療育・相談支援	区分	継続
対象	療育の支援が必要な子ども		担当部署	障害福祉課	
内容	療育内容の充実に努めていき、相談機能を向上させる等、地域での療育機能を果たす中核施設として機能強化を図っていきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
<ul style="list-style-type: none"> ・療育センター通所定員：30名/日 ＊その他教室でのフォローもしています。 ・療育の支援が必要な子どもについて、障害福祉サービス利用の相談業務を受けています。 			<ul style="list-style-type: none"> ・療育の支援が必要な子どもに対し、必要な時期に必要な回数サービス（相談や保育所等訪問の巡回）提供を推進していきます。 		



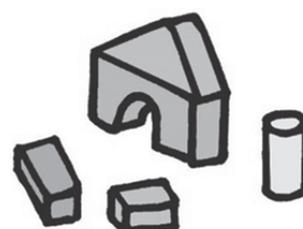
事業番号	20	取組・事業名	特別支援教育の推進	区分	継続
対象	特別支援が必要な児童生徒、特別支援コーディネーター等		担当部署	教育研究所	
内容	特別支援教育推進コーディネーター等への研修の機会を確保し、障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた、適切な教育や指導に努めていきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
特別支援教育に関する研修状況（平成25年度） ・コーディネーター研修：年4回 ・支援員研修：年3回			研修の機会を確保し、職員の資質向上を図ることにより、適切な特別支援教育や指導に努めていきます。		

② 外国人の子どもや家庭への支援

- 子どもの国籍に関わりなく、子どもの育ちが保障できるように、外国人の子どもや家庭を支援していきます。

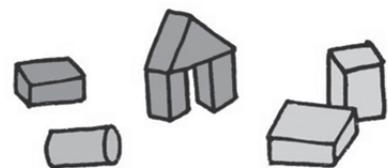
主な取組・事業

事業番号	21	取組・事業名	外国人児童生徒への就学支援	区分	継続
対象	外国人児童生徒		担当部署	人権教育課	
内容	外国人児童生徒教育推進非常勤協力員等の派遣により、日本語の指導や就学や進路に関する相談や情報提供を行い、外国人児童生徒への就学適応の支援を推進します。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
外国人児童生徒への支援の状況（平成25年度） ・指導・支援を受けた児童生徒数：100人			子どもの育ちが保障できるように、児童生徒の使用言語や日本語習得状況に合わせて適切に支援していきます。		





事業番号	22	取組・事業名	外国語による情報提供	区分	拡充
対象	子育て中の外国人家庭		担当部署	子ども家庭課・政策経営課	
内容	利用手続きの案内等をポルトガル語等の外国語で作成し、在住外国人への子育て支援の利用手続きに関する情報提供を図ります。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
外国人児童の増加により、保護者が書類への理解が困難であるため、必要に応じてポルトガル語に翻訳した保育所のしおりを作成しています。その他、ポルトガル語利用者来庁時は、庁内通訳者により対応しています。			ポルトガル語等の案内文書の種類を拡充する等、情報提供の充実を図っていきます。 <今後作成を検討していくもの> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所（園）入所（園）のご案内 ・くわな子育てガイドブック 等 		





(4) 将来の親となる子ども・若者等への支援

子どもや若者が、次代の親として子どもを生き育てることの喜びや意義を感じられるための支援を進めていきます。また、子どもを産み育てたいと願う夫婦への支援も取組んでいきます

施策の方向性

- ①乳幼児とのふれあい体験の推進
- ②子ども・若者への自立・就労意識の高揚
- ③妊娠・出産を希望する夫婦への支援

課題

- ・核家族化の進展、兄弟姉妹の減少等により、子育ての知識や経験が不足しているという懸念。
- ・子どもや若者が自立し、家庭を築くという意識が薄れてきているという懸念。
- ・日本全体の少子高齢化の問題。
- ・妊娠・出産を希望する夫婦の不妊への対応。

① 乳幼児とのふれあい体験の推進

- 子どもたちが、核家族化、兄弟姉妹の減少等により、乳幼児との接する機会が減少している中、乳幼児とふれあう体験の機会を推進します。

主な取組・事業

事業番号	23	取組・事業名	中高生と乳幼児との交流事業		区分	継続・重点
対象	中学生・高校生・子育て中の親子		担当部署	子ども家庭課・指導課		
内容	「わくわく子育て体験(中学生対象)」「わくわくコミュニケーション(高校生対象)」において、乳幼児とのふれあいを通じ、生命の大切さ・親子のきずな・子育てすることの楽しさを実感できる体験を推進します。					
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）			
わくわく子育て体験(中学生対象)の状況(平成25年度) ・年5回開催、のべ参加人数50人(公募の中学生)、子育て中の親子のべ50組参加 わくわくコミュニケーション(高校生対象)の状況(平成25年度): ・年35回開催、のべ参加人数1,243人(桑名北高等学校の児童生徒が参加)			担当課と連携し、事業の周知を図りながら参加者の確保に努めていき、乳幼児とふれあう体験の機会を推進していきます。			



② 子ども・若者への自立・就労意識の高揚

- 子どもや若者が就労し、自立した家庭生活を送ることができるよう取組みを推進します。

主な取組・事業

事業番号	24	取組・事業名	学校での職場体験学習	区分	継続
対象	中学生	担当部署	人権教育課		
内容	学校と企業等が協力した職場体験を推進し、子どもの就労意識の高揚を図ります。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
全公立中学校2年生が職場体験学習を実施。 【参考指標】 「職場体験活動が有意義であった」と回答した児童生徒の割合：90.0%（参加者アンケート（平成25年度））			引き続き全公立中学校で取組を実施し、児童生徒の就労意識の高揚等を図っていきます。 【参考指標】 「職場体験活動が有意義であった」と回答した児童生徒の割合：現状値からの増加		

事業番号	25	取組・事業名	若者への就労支援	区分	継続
対象	若者 ※概ね15歳以上39歳以下	担当部署	商工課		
内容	関係機関と連携し、若者を対象としたインターンシップ等の開催や専門的な就労相談・講習・就労体験を行う「北勢地域若者サポートステーション」を有効に活用してもらえよう周知を行い、若者の就労支援につなげていきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
<ul style="list-style-type: none"> ・桑名商工会議所とインターンシップを開催（地元企業を訪問し広報誌を作成）。 ・また、北勢地域若者サポートステーションのチラシを窓口等に配架し周知に努めています。 ・メディアライブにおいても北勢地域若者サポートステーションの出張相談を月3回行っています。 			インターンシップや北勢地域若者サポートステーションの積極的な周知を図りながら活用を行い、若者の就労支援につなげていきます。		



③ 妊娠・出産を希望する夫婦への支援

- 子どもを産み育てたいという希望を持ちながら、それに至っていない夫婦への支援を推進します。

主な取組・事業

事業番号	26	取組・事業名	不妊治療費の助成		区分	継続
対象	不妊治療実施者		担当部署	子ども家庭課		
内容	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減及び少子化対策として、特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。					
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）			
不妊治療費の助成状況（平成25年度） ・助成件数：152件 ※特定不妊治療実施者に対し、県補助を活用した補助制度に加え、市単独の補助制度を設けて助成を行なっています。			不妊治療費の助成件数：200件 ※国や県の補助制度に合わせて、随時、補助制度の見直しを行っていきます。			





② 児童虐待防止の推進

- 子どもの健やかな育ちを守るため、家庭・地域・関係機関の連携により全市をあげて子どもの虐待防止に取り組んでいきます。

主な取組・事業

事業番号	28	取組・事業名	児童虐待防止の啓発		区分	拡充
対象	市民		担当部署	子ども総合相談センター		
内容	市民に対し、児童虐待防止についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけます。また、関係者の研修会や講演会を開催していきます。					
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）			
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、講演会年2回実施。 ・児童虐待防止月間（11月）の懸垂幕掲示、オレンジリボンツリー設置。 ・CAP（子どもへの虐待防止）研修事業の実施。 <p>【参考指標】 「子どもを虐待していると思う親の割合」： 4.6%（1歳6カ月児健診時アンケート）、 3.9%（3歳児健診時アンケート）（平成26年度）</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・研修会・講演会等、継続的に実施していきます。 ・さらに、子ども自身に啓発を行う事業をCAP（子どもへの虐待防止）研修以外にも充実させていきます。 <p>【参考指標】 「子どもを虐待していると思う親の割合」： 現状値からの減少</p>			

事業番号	29	取組・事業名	児童虐待防止のネットワーク		区分	継続・重点
対象	要保護児童関係機関		担当部署	子ども総合相談センター		
内容	「桑名市要保護児童及びDV対策地域協議会」において、児童虐待防止の総合的な取組を推進するため、様々な関係機関とのネットワークを構築し、支援体制の整備を進めていきます。					
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）			
<p>要保護児童及びDV対策地域協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議 年2～3回開催 ・実務者会議 年4～5回開催 ・運営委員会 年4～5回開催 ・進行管理会議 年4回開催 			<p>開催回数については現状の水準を維持しながら、関係機関の連携を深めるために実務者会議を充実させていきます。</p>			



③ 社会的養護の推進

- 保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子ども等を児童相談所等と連携し、社会的に養育・保護する取組みを推進していきます。

主な取組・事業

事業番号	30	取組・事業名	里親制度の推進	区分	継続
対象	市民		担当部署	子ども総合相談センター	
内容	子育てが困難な親に代わって子どもを守る里親制度の普及等を目指して、児童相談所と連携しながら、NPOや児童養護施設等が協力する「くわな里親支援ネットワーク」を活用して制度の推進を図ります。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
市内里親の状況（平成25年度） ・登録者数：14名			市内里親の登録者数：19名		

④ 子どもが意見を表明できる場づくり

- 子どもの意見を尊重し、地域・家庭の啓発やまちづくり等に反映できるよう、子どもの意見を聞く場づくりに努めます。

主な取組・事業

事業番号	31	取組・事業名	児童生徒の意見発表の機会	区分	継続
対象	中学生		担当部署	生涯学習課	
内容	桑名市青少年育成市民会議との連携を図りながら、中学生の考えや思いを表現する「中学生の主張大会」等を開催し、児童生徒が積極性・主体性を身につけるとともに、地域・家庭への啓発につなげていきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
中学生の主張大会 年1回開催 170人参加（平成25年度）			児童生徒の積極的な参加を促しながら、現状の取組を継続的に実施していきます。		



2 育てる側を育て支える！ここで子育てしたいと思えるまでに

施策の方向性と主な取組・事業

(1) 保護者の子育て力を育て支えるための支援	① 保護者の学びの機会の提供	32 妊婦等への講座・教室 33 子育てに関する講座・教室 34 「親支援プログラム」講座
	② 地域における子育て支援を担う人材の育成	35 子育て応援ボランティア講座 36 地域のリーダー等の養成講座
	③ 子育ての楽しさや喜びの啓発	37 子育てをテーマとした講演会等の開催
(2) 仕事と子育ての両立支援の環境づくり	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発	38 子育て応援企業登録事業 39 育児・介護休業制度等の周知
	② 働く子育て家庭を応援する保育等の環境づくり	40 保育所（園）及び多様な保育 41 学童保育（放課後児童クラブ）
	③ 父親の育児参加や男女共同参画の促進	42 父親向けの子育て講座 43 男女共同参画の意識啓発
(3) 子育て家庭を支える相談支援と情報提供の推進	① きめ細やかな相談や家庭支援の推進	44 子ども総合相談センターの相談支援 45 民生委員・児童委員等による家庭支援
	② 効果的な情報提供の推進	46 子ども・子育て市民情報部会 47 情報提供の推進
(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり	① 支援が必要な家庭の早期発見・支援	48 支援が必要な家庭の早期発見・支援
	② 支援が必要な家庭に寄り添う支援	49 養育支援訪問
	③ ひとり親家庭への支援	50 ひとり親家庭の自立支援

(1) 保護者の子育て力を育て支えるための支援

全ての保護者が、持てる力を最大限に発揮して、楽しみながら子育てができるよう支援します。

施策の方向性

①保護者の学びの機会の提供 ②地域における子育て支援を担う人材の育成
 ③子育ての楽しさや喜びの啓発

課題

- ・核家族化、保護者の孤立や地域住民同士の交流機会の減少等、保護者を取り巻く子育て環境の変化。
- ・子育て経験や乳幼児とのふれあいがなかった保護者への学ぶ機会の提供。
- ・子育て支援ボランティアやリーダー的な役割の人材等の養成。
- ・子育て支援に関心のある住民の活躍の場。
- ・子育ての負担感を軽減し、子育てへの肯定的な意識の醸成。

① 保護者の学びの機会の提供

- 子育てに関する必要な情報を的確に学べるよう、子どもの発達段階に応じた子育てに関する講座を開催し、同時に保護者同士の交流も推進していきます。

主な取組・事業

事業番号	32	取組・事業名	妊婦等への講座・教室		区分	継続
対象		妊婦及びその家族	担当部署	健康づくり課・子ども家庭課		
内容		妊婦とその家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識・技術の普及や地域の子育て支援の周知、妊婦同士の交流を図る講座・教室を開催します。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）			
マタニティセミナーの状況（平成25年度） ・15回開催、のべ参加者数：564人 プレママ、プレパパ体験事業・講座（平成25年度） ・8回開催、のべ参加者数：34人 ・保育所・子育て支援センターで実施 【参考指標】 「全出生数中の低出生体重児の割合」：8.9% （人口動態統計（平成24年度））			講座内容の充実や開催の周知を図りながら、正しい知識の普及や妊婦同士の交流等に努めていきます。 【参考指標】 ・「全出生数中の低出生体重児の割合」： 現状値からの減少			



事業番号	33	取組・事業名	子育てに関する講座・教室	区分	継続
対象	市民		担当部署	子ども家庭課・健康づくり課	
内容	子育てに関する必要な知識を的確に学べるよう、子どもの成長に応じた講座を開催していきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
<p>子育て支援センターでの講座開催状況（平成25年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・38回開催、のべ参加人数：1,673人 <p>地域や学校での健康教育実施状況（平成25年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健教室 26か所で開催 のべ参加人数 2,724人 ・栄養講座 7か所で開催 のべ参加人数 208人 <p>【参考指標】 「子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合」：90.8%（1歳6カ月児健診時アンケート）、67.9%（3歳児健診時アンケート）（平成26年度）</p>			<p>講座内容の充実や開催の周知を図りながら、現状の取組を継続的に実施し、子育てに関する知識の普及や保護者同士の交流等に努めていきます。</p> <p>【参考指標】 「子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合」：現状値からの増加</p>		

事業番号	34	取組・事業名	「親支援プログラム」講座	区分	【新規】重点
対象	子育て中の保護者、市民		担当部署	子ども家庭課	
内容	新たに「親支援プログラム」講座を企画し、一定期間、継続的に学ぶ機会を確保するとともに、この講座の進行役を務めるファシリテーターの養成講座もあわせて開催し、市民の子育て力の向上につなげていきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
—			<ul style="list-style-type: none"> ・「親支援プログラム」講座： 年間のべ参加人数 100人 ・ファシリテーター養成講座： 年間のべ参加人数 10人 		



② 地域における子育て支援を担う人材の育成

- 親の子育てを支える地域の人材として、ボランティアやリーダー的な役割の人材、支援の必要な家庭を支える人材等の養成を推進します。

主な取組・事業

事業番号	35	取組・事業名	子育て応援ボランティア講座	区分	継続
対象	市民	担当部署	子ども家庭課		
内容	子育て支援活動を担う人材を育成するために「子育て応援者養成講座」を開催し、講座受講後には、あおぞら出前保育、園庭開放、子育て支援センター等での子育て支援活動への参画につなげていきます。				
現状		目標（今後の方向性）（平成31年度）			
子育て応援ボランティア講座開催状況（平成25年度） ・養成講座開催：1回 ・スキルアップ講座開催：2回 ・のべ参加人数：451人		講座内容の充実や開催の周知を図りながら、現状の取組を継続的に実施し、子育て支援を担う人材の育成に努めていきます。			

事業番号	36	取組・事業名	地域のリーダー等の養成講座	区分	拡充
対象	市民	担当部署	子ども家庭課・市民協働課		
内容	地域づくりに必要な課題解決のノウハウや能力を学び、地域で活躍するリーダーや地域の子育て支援の鍵となる人材を育成し、地域の子育て力の底上げや支援の必要な家庭を支える支援者の養成につなげていきます。				
現状		目標（今後の方向性）（平成31年度）			
女性の地域リーダー養成講座の開催状況（平成26年度） ・1回開催、参加人数68人		現状の養成講座を継続実施するとともに、新たに、子育て応援ボランティア養成講座を修了した方等への地域リーダー養成講座の開催を検討していきます。			



③ 子育ての楽しさや喜びの啓発

- 保護者の肯定感を育むとともに、多くの市民が、子育ては楽しさ・喜びにあふれていると感じられる意識の醸成を推進していきます。

主な取組・事業

事業番号	37	取組・事業名	子育てをテーマとした講演会等の開催	区分	継続
対象	市民		担当部署	子ども家庭課	
内容	関係機関やNPO等とも連携しながら、子育てをテーマとした講演会の実施や親子家族で楽しめるイベントを開催します。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
講演会等の開催状況（平成25年度） ・1回開催、参加人数325人 【参考指標】 「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」：92.9%（1歳6カ月児健診時アンケート）、90.2%（3歳児健診時アンケート）（平成26年度）			講演会等の内容の充実や開催の周知を図りながら、取組を継続し、子育てに対する肯定的な意識の醸成等を推進していきます。 【参考指標】 「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」：現状値からの増加		



(2) 仕事と子育ての両立支援の環境づくり

全ての働く親がゆとりを持って子育てができ、子育てに喜びを感じられるよう、企業等の理解を得ながら仕事と子育ての両立支援の環境づくりを目指します。

施策の方向性

- ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発
- ②働く子育て家庭を応援する保育等の環境づくり
- ③父親の育児参加や男女共同参画の促進

課題

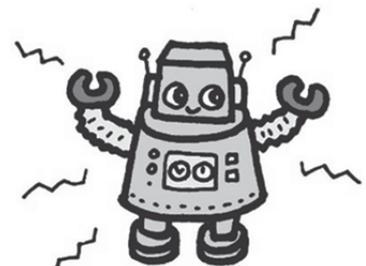
- ・企業への就労者の長時間労働の見直し、積極的な子育てへの関わりの啓発。
- ・就労継続を望む女性が、出産・子育ての時期を迎えても働き続けられること。
- ・男女がともに仕事と子育てをバランスよく行うことができること。

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識の啓発

- 子育てと仕事の両立支援に向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方や制度等の啓発を推進していきます。

主な取組・事業

事業 番号	38	取組・事業名	子育て応援企業登録事業	区分	継続
対象	市内事業所		担当部署	子ども家庭課	
内容	子育て支援に積極的に取り組む企業を「子育て応援企業」として登録し、活動内容をホームページ等で紹介していきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
子育て応援企業の登録状況(平成26年4月) ・登録数：20社			子育て応援企業の登録数：30社		





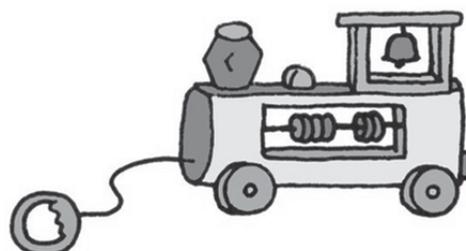
事業番号	39	取組・事業名	育児・介護休業制度等の周知	区分	継続
対象	事業主・雇用主		担当部署	商工課	
内容	男女を問わず、育児・介護休業制度等の利用を促進することを念頭に、就労者が子育てをしながら働き続けやすい職場環境の整備に向けた啓発活動を行います。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問時に啓発を実施。 また、窓口等にチラシを配架し周知に努めています。 			企業訪問数を増やすだけでなく、広報誌を使って周知する等しながら、積極的に啓発を行っていきます。		

② 働く子育て家庭を応援する保育等の環境づくり

- 両親が共に働いている家庭が就労をあきらめず、継続できるように必要な保育等の環境を確保していきます。

主な取組・事業

事業番号	40	取組・事業名	保育所（園）及び多様な保育	区分	継続
対象	乳幼児		担当部署	子ども家庭課	
内容	保育所（園）をはじめ、一時保育、延長保育、ファミリー・サポート・センター、病児保育等の多様な保育をニーズに応じて確保していきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
※各事業の利用実績は、P.23～27を参照。			保護者の希望に応じた保育所（園）・一時保育等の利用を担保するため、各施設・事業の提供体制の確保に努めていきます。 ※各年度の利用人数の見込みや受け入れ体制等は、P.118～119、123～125を参照。		





事業 番号	41	取組・事業名	学童保育（放課後児童クラブ）	区分	継続・重点
対象	小学生		担当部署	子ども家庭課	
内容	主に保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に遊びの場・生活の場を提供していきます。また、利用時間の延長、長期休暇のみの利用等、利用者ニーズに柔軟に対応できる体制を検討していきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
※学童保育（放課後児童クラブ）の利用状況は、P.28を参照。			児童数に応じて、既存施設の受入拡大や設置等を検討し提供体制の確保を図っていきます。 ※各年度の利用児童数の見込みや受け入れ体制等はP.125～128を参照		





③ 父親の育児参加や男女共同参画の促進

- 子育てについて、家族を構成する男女がともに協力し合い、支え合うという意識の醸成に努めていきます。

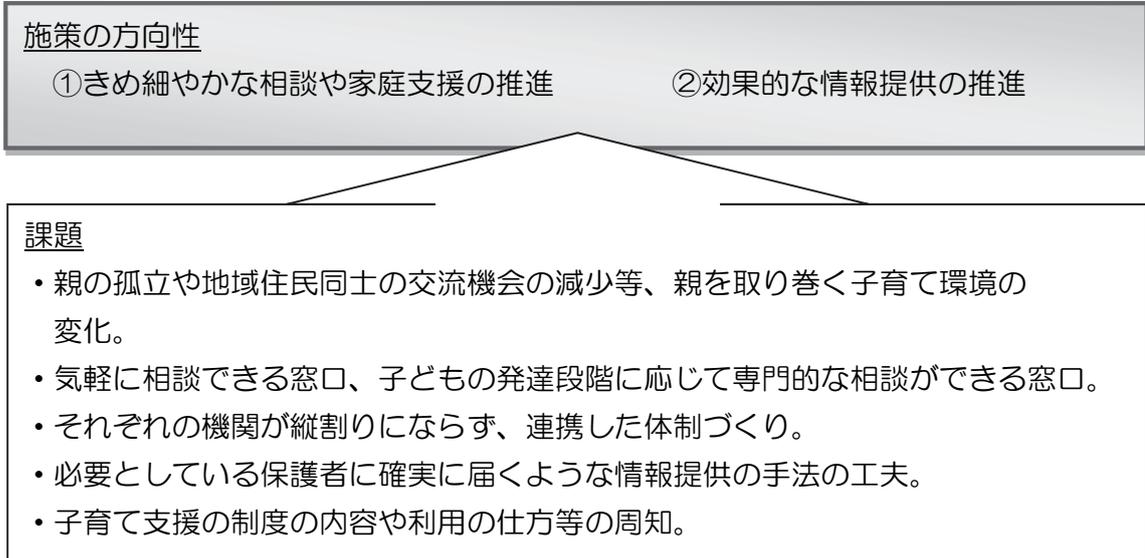
主な取組・事業

事業番号	42	取組・事業名	父親向けの子育て講座	区分	継続・重点
対象	子育て中の父親		担当部署	子ども家庭課	
内容	「子育てパパサロン」をはじめ、父親の子育てに関わる知識の習得や意識の啓発が図れるような講座を開催します。また、講座を通して父親同士の交流を推進します。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
父親向けの子育て講座の状況（平成25年度） <ul style="list-style-type: none"> ・「子育てパパサロン」：概ね月4回開催 ・その他父親向け講座：年2回開催（子育て支援センターにて開催） 【参考指標】 「家族の中で子育てを主に行っている父親の割合（父母ともに行っている場合を含む）」：46.0% （子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前）（平成25年度）） ※子育てを主に行っているのが、「父母とも」または「主に父親」と回答した人の割合。			講座内容の充実や開催の周知を図りながら、取組を継続するとともに、父親のサークルの設立に向けて支援を行う等、家庭の中での父親の子育てへの積極的な関わりを推進していきます。 【参考指標】 「家族の中で子育てを主に行っている父親の割合（父母ともに行っている場合を含む）」：現状値からの増加		

事業番号	43	取組・事業名	男女共同参画の意識啓発	区分	継続
対象	市民		担当部署	市民協働課	
内容	家庭における男女共同参画の考え方について、さまざまな機会を通して啓発し、男女が協力して仕事と子育てをバランスよく行うことや女性に対する職場のハラスメントの防止等につなげていきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
<ul style="list-style-type: none"> ・映画上映会、各種講座の開催 ・情報紙「花しょうぶ」の発行（年1回） 【参考指標】 「男女共同参画を知っていると答える人の割合」：74.4% （男女共同参画に関するアンケート（平成25年度）） ※男女共同参画の「意味も知っている」又は「言葉は知っているが意味は知らない」と回答した人の割合。			映画上映会や講座等を継続して実施し、男女共同参画の意識啓発に努めていきます。 【参考指標】 「男女共同参画を知っていると答える人の割合」：現状値からの増加		

(3) 子育て家庭を支える相談支援と情報提供の推進

保護者が安心して子育てをできるように、利用者の目線で相談支援や情報提供の体制を整えていきます。



① きめ細やかな相談や家庭支援の推進

- 保護者等の子育てに関する不安が取り除かれるよう相談支援体制や訪問の機会を確保し、関係機関との連携を図りながら、きめ細やかに対応していきます。

主な取組・事業

事業番号	44	取組・事業名	子ども総合相談センターの相談支援	区分	継続・重点
対象	子ども及びその保護者等		担当部署	子ども総合相談センター	
内容	子育てに関わる悩みや不安の相談、虐待通告の相談・対応等、総合的な相談体制を構築し、臨床心理士を配置することにより、専門的な支援にも対応していきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
子ども総合相談センターの相談支援実施状況（平成25年度） ・実相談件数：1,159件			子ども総合相談センターの実相談件数： 1,500件		



事業番号	45	取組・事業名	民生委員・児童委員等による家庭支援	区分	【新規】重点
対象	生後6か月から18か月の乳幼児のいる家庭		担当部署	子ども総合相談センター・健康づくり課	
内容	生後6か月から18か月の乳幼児がいる家庭を民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問し、地域の情報の提供や育児不安の軽減に努めます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
—			市内全域での事業実施を目指していきます。		

② 効果的な情報提供の推進

- 子育てに関する情報が、必要としている人に確実に届くよう、利用者の視点で情報提供を推進していきます。

主な取組・事業

事業番号	46	取組・事業名	子ども・子育て市民情報部会	区分	継続・重点
対象	市民		担当部署	子ども家庭課	
内容	市民や子育て支援に携わっている方が参画し、必要としている人に確実に届くような情報提供の在り方や子育てガイドブック、おでかけ情報ミニ冊子の作成に向けた検討を行っていきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
子ども・子育て市民情報部会の実施状況（平成26年度） ・概ね月1回開催 ・市民公募委員・子育て支援関係者等で構成			情報部会を継続的に開催し、利用者の視点に立った情報提供を推進していきます。		

事業番号	47	取組・事業名	情報提供の推進	区分	継続
対象	子育て中の家庭		担当部署	子ども家庭課・健康づくり課 ・ブランド推進課	
内容	子育ての情報や各種イベント情報等、市のホームページの閲覧性の向上、またタイムリーな情報提供の方策としてメールマガジンの活用、その他効果的な情報提供の手法を検討し、情報提供の推進を図ります。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
原則毎月、メールマガジンの配信やすくすくだよりを発行し、あおぞら出前保育や子育て講座等の情報等を発信しています。			効果的な情報提供の手法を検討しながら、子育てに役立つ情報提供の推進に努めていきます。		

(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり

全ての子どもが地域でいきいきと暮らすことができ、保護者が安心して子育てができるように、支援が必要な家庭にきめ細やかな支援を行っています。

施策の方向性

- ①支援が必要な家庭の早期発見・支援
- ②支援が必要な家庭に寄り添う支援
- ③ひとり親家庭への支援

課題

- ・問題が表面化しないと、家庭への介入が難しい点。
- ・支援が必要な家庭を早期に発見し、継続的な支援を確保。
- ・家庭への訪問等をするにより、きめ細やかな対応が必要。
- ・ひとり親家庭の自立を支援する経済的な支援や就労・相談支援。

① 支援が必要な家庭の早期発見・支援

- 様々な機会を通じて、妊娠期、育児期に発信されるさまざまな育児不安等のサインを早期に発見し、各関係機関と連携を図りながら、家庭に寄り添う細やかな支援を行い、虐待予防につなげます。

主な取組・事業

事業番号	48	取組・事業名	支援が必要な家庭の早期発見・支援	区分	継続・重点
対象		特定妊婦及び要支援家庭	担当部署	健康づくり課・子ども家庭課 ・障害福祉課・指導課 ・子ども総合相談センター等	
内容		妊娠届出書の提出時や赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査の未受診者のフォロー、また学校からの連絡等の様々な機会を通して、支援が必要な家庭を早期発見し、適切な支援につなげていきます。			
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携や情報交換を図り、必要に応じてケース会議を実施する等、状況に応じた支援を行っています。 ○支援が必要な妊婦（特定妊婦）に対する支援状況（平成25年度） <ul style="list-style-type: none"> ・特定妊婦の実人数：147人 (全妊婦のうち12.2%) ・支援を行った実人数 146人 (特定妊婦実人数のうち99.3%) ・訪問・電話等、のべ支援回数 282回 			<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き関係機関との連携を図りながら、支援が必要な家庭を早期発見し、適切な支援につなげていきます。 ○特定妊婦と認めた妊婦への支援の実施割合：100% 		



<p>【参考指標】 「育てにくさを感じた時に対処できる親の割合」：92.0%（1歳6カ月児健診時アンケート）、93.6%（3歳児健診時アンケート）（平成26年度）</p>	<p>【参考指標】 「育てにくさを感じた時に対処できる親の割合」：現状値からの増加</p>
---	---

② 支援が必要な家庭に寄り添う支援

- 支援を必要とする家庭には訪問支援を行い、きめ細やかな支援を行うことによって、子育て家庭に寄り添う支援を行います。

主な取組・事業

事業番号	49	取組・事業名	養育支援訪問	区分	継続
対象		養育支援家庭	担当部署	健康づくり課 ・子ども総合相談センター	
内容	妊娠届出書の提出時や関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。				
		現状	目標（今後の方向性）（平成31年度）		
		<p>養育支援が必要と認めた家庭（養育支援家庭）に対する訪問実施状況（平成25年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援世帯数：76件 ・訪問実世帯数：73件（訪問率96.5%） ・延べ訪問回数：155回 	<p>養育支援が必要と認めた家庭（養育支援家庭）に対する訪問実施率：100%</p>		





③ ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の生活の安定を図り、子育てや就業等総合的に支援し、子どもの健全な育成を推進します。

主な取組・事業

事業番号	50	取組・事業名	ひとり親家庭の自立支援	区分	継続
対象	ひとり親家庭の保護者		担当部署	子ども家庭課	
内容	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当等経済的な支援を継続して実施するとともに、就業をより効果的に促進するため、自立支援教育訓練給付金等の支給による就業支援を実施します。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
ひとり親家庭の生活の安定を図るため、資格取得者に対して助成を行っています。 ・短期取得資格7件、長期取得資格10件（平成25年度までの累計数）			ハローワークと連携した就労支援に努めるとともに資格取得に対する助成を継続して行っています。 ・短期取得資格12件、長期取得資格15件（平成31年度までの累計数）		





3 地域の子育て力！ここで育ち合い、支え合えるまちに

施策の方向性と主な取組・事業

<p>(1) 地域で子どもの育ちを支える体制の推進</p>	<p>① 地域住民による子どもの育ちへの支援</p>	<p>51 登下校時の見守り・あいさつ運動 52 学校・家庭・地域の連携推進 53 放課後子ども教室</p>
	<p>② 子育て世代の地域活動への参加促進</p>	<p>54 地域活動への参加促進</p>
<p>(2) 住民相互の支え合いの推進</p>	<p>① 住民主体の子ども・子育て支援の推進</p>	<p>55 子育てサークルの推進 56 地域での子どもの体験活動の推進 57 子育てサロンの推進</p>
	<p>② 住民活動推進の環境づくり</p>	<p>58 地域の子育て支援活動の周知</p>
<p>(3) 地域の身近な子育て支援の環境づくり</p>	<p>① 子育て支援センター事業の推進</p>	<p>59 子育て支援センター事業</p>
	<p>② 身近な場での子育て支援の推進</p>	<p>60 あおぞら出前保育</p>
<p>(4) 公私立の壁をなくした子ども・子育て支援の推進</p>	<p>① 誰もが希望する教育・保育を選択できる体制づくり</p>	<p>61 公私立の壁をなくした情報提供</p>
	<p>② 公私立の壁をなくした地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進</p>	<p>62 地域子ども育て合い懇話会（仮称）</p>



(1) 地域で子どもの育ちを支える体制の推進

子どもの存在は、地域に活力を与え、世代を超えた連携を生み出します。子どもは地域にとってかけがえのない存在であることを全ての住民が理解して、住民同士の信頼のもと、子どもの見守り活動等を推進します。

施策の方向性

- ①地域住民による子どもの育ちへの支援 ②子育て世代の地域活動への参加促進

課題

- ・住民相互の信頼関係づくり。
- ・地域社会で子どもを育てていくという意識の啓発。
- ・地域住民と子どもや子育て家庭との関わる機会の不足。
- ・住民が地域活動に関心をもち、住民同士の交流をもつこと。

① 地域住民による子どもの育ちへの支援

- 地域住民と子どもとの交流の機会を確保し、学校・PTA・地域住民によるあいさつ運動や見守りの活動等を推進して、住民相互の信頼関係を構築しながら、地域住民による子どもの育ちの支援を推進します。

主な取組・事業

事業番号	51	取組・事業名	登下校時の見守り・あいさつ運動	区分	継続
対象	公立幼稚園児・小・中学生及びその保護者、地域住民		担当部署	指導課	
内容	学校・PTA が主体となり、地域住民の協力を得ながら、子どもたちの見守りやあいさつ運動を推進していきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
全公立小学校で子どもの見守り活動等を実施しています。			活動の充実（回数増や連携強化等）を図りながら、子どもの見守り等の取組を実施していきます。		



事業番号	52	取組・事業名	学校・家庭・地域の連携推進	区分	継続
対象	保護者及び地域住民		担当部署	指導課	
内容	保護者や地域住民が「スクールサポーター」として登録し、子どもたちの見守りをはじめ、教育活動における地域の特徴を活かした様々な支援を行います。また、地域の方々が「学校評議員」として、学校運営等について意見をいただきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
スクールサポーターの登録状況（平成25年度） ・登録人数：940人			スクールサポーター登録人数：1,000人		

事業番号	53	取組・事業名	放課後子ども教室	区分	拡充
対象	小学生		担当部署	生涯学習課	
内容	学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等の交流活動に取り組めます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
放課後子ども教室の状況（平成26年4月） ・実施か所：7か所			放課後子ども教室の実施か所：10か所 ※学童保育（放課後児童クラブ）との連携等については、P.128を参照。		

② 子育て世代の地域活動への参加促進

- 子育て中の保護者が、地域における支え合いの輪に入れるよう、自治会への加入や地域活動への参加を促進します。

主な取組・事業

事業番号	54	取組・事業名	地域活動への参加促進	区分	継続
対象	市民		担当部署	市民協働課	
内容	各自治会連合会実施のイベント等を通じて、地域における支え合いの意識を醸成する等、自治会への加入を促進します。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
29の各地区自治会連合会が中心となってイベント等を実施し、コミュニティの充実を図り、併せて自治会への加入を促進しています。 ・自治会加入率：86%（平成26年3月末）			各自治会連合会主体のイベントの継続等により、自治会への加入を促進していきます。 ・自治会加入率：90%		



(2) 住民相互の支え合いの推進

子どもの育ちや子育てを支える地域活動は、住民自らが企画し、きめ細かな独自性のある活動や新しい形の子ども・子育て支援が生まれる可能性を秘めており、こうした地域に根差した活動を推進していきます。

施策の方向性

①住民主体の子ども・子育て支援の推進 ②住民活動推進の環境づくり

課題

- ・住民同士の交流の機会の不足。
- ・子育て支援に意欲のある方が、活躍できる場を増やす。
- ・地域の実情に応じた取組みを支援すること。
- ・地域の子育て活動の社会的評価を高める。
- ・地域社会で子どもを育てていくという意識の啓発。

① 住民主体の子ども・子育て支援の推進

- 子どもの育ちや子育てを地域で支えていけるよう子育てサークル等の地域の活動を推進していきます。

主な取組・事業

事業番号	55	取組・事業名	子育てサークルの推進	区分	継続
対象	子育てサークル団体		担当部署	子ども家庭課・生涯学習課	
内容	地域住民等が主体となって運営する子育てサークルの設立を推進します。また、おもちゃの貸し出しや会場提供等の支援を行い、継続的な活動を側面的にサポートします。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
子ども・子育て応援センター「キラキラ」・「ぽかぽか」、子育て憩いの広場の3施設で部屋の貸し出しや玩具貸し出しを実施するとともに、公民館等の生涯学習施設の使用料を免除する等、活動をサポートしています。			子育てサークルの活動を側面的にサポートする取組を進め、子育てサークルの推進に努めていきます。		



事業番号	56	取組・事業名	地域での子どもの体験活動の推進	区分	継続
対象	小学生		担当部署	生涯学習課	
内容	子どもたち自身が興味を持ち、その後、主体的に活動をしていくきっかけとなるような地域での体験活動の情報提供やその機会を提供すること等により活動を推進していきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
情報誌 年4回発行（ホームページ掲載）			より多くの人への情報提供に努めていながら、子どもたちの様々な地域での体験活動につなげていきます。		

事業番号	57	取組・事業名	子育てサロンの推進	区分	継続・重点
対象	乳幼児及びその保護者、地域活動団体		担当部署	子ども家庭課・健康づくり課	
内容	地域の民生委員・児童委員、主任児童委員、健康推進員、子育て応援ボランティア等と連携しながら、地域の公民館等で遊びの紹介や情報提供等を行う活動を推進していきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
地域の民生委員・児童委員等の子育てサロンの実施状況（平成25年度） ・70回開催、のべ参加人数：1,831人 健康推進員の子育てサロンの実施状況（平成25年度） ・29回開催、のべ参加人数：712人			地域の子育て支援者との連携を図りながら、事業の周知に努め、地域の子育て支援活動の推進に努めていきます。		



子育てサロンの様子



② 住民活動推進の環境づくり

- 地域全体で子どもの育ちや子育てを支援する独自性のある地域の活動がより推進されるような環境づくりを行っていきます。

主な取組・事業

事業番号	58	取組・事業名	地域の子育て支援活動の周知	区分	継続
対象	子育て支援活動団体		担当部署	子ども家庭課・ブランド推進課	
内容	地域全体で子どもの育ちや子育てを支援する機運を醸成すること、地域の活動を他の地域へも広げていくことを目的として、広報や市のホームページ等で活動の周知を図り、地域の子育て支援活動の推進に努めます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
すくすくだよりやくわな子育てガイドブックにおいて、子育てサークルや地域で活動している団体を随時紹介しています。			活動を紹介するコーナーを設ける等工夫し、広く市民に周知を図りながら、地域の子育て支援活動を推進していきます。		





(3) 地域の身近な子育て支援の環境づくり

誰もがおだやかに安心して子育てができるよう、身近な地域の子育て支援の充実を図ります。

施策の方向性 ①子育て支援センター事業の推進 ②身近な場での子育て支援の推進	
---	--

課題 ・子育てに対する負担感・不安感の高まり、保護者同士の交流の不足による孤立化。 ・身近な地域で気軽に利用できる子育て支援。
--

① 子育て支援センター事業の推進

- 地域の子育て支援の拠点となる子育て支援センターの活動を推進し、子育てに関する情報提供や保護者同士の交流を図ります。

主な取組・事業

事業番号	59	取組・事業名	子育て支援センター事業	区分	拡充・重点
対象	乳幼児及び保護者		担当部署	子ども家庭課	
内容	子育て親子の交流を行う常設の場を開設し、子育て情報の提供や相談に応じ、保護者同士の交流のきっかけづくりや子育ての不安や悩みの軽減につなげます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
子育て支援センターの状況(平成26年4月) ・実施か所：7か所 ※各年度の利用者数等については、P.26を参照。			ニーズに対応した体制を確保するとともに、一部の子育て支援センターでは「利用者支援事業」を実施し、センターの機能強化を図っていきます。 ※各年度の利用人数の見込みや受け入れ体制等は、P.122を参照		





② 身近な場での子育て支援の推進

- 地域の身近な場所での子育て支援を推進し、子育てに関する情報提供や保護者同士の交流を推進します。

主な取組・事業

事業番号	60	取組・事業名	あおぞら出前保育		区分	継続
対象	乳幼児及びその保護者		担当部署	子ども家庭課		
内容	子育て支援センターや保育所の職員等が、地域の公園におもちゃ等を持って出向き、情報提供、遊びの紹介、育児相談等を行います。					
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）			
あおぞら出前保育の実施状況（平成25年度） ・市内10ヶ所の公園で月2回程度開催 ・のべ参加人数：2,600人			あおぞら出前保育ののべ参加人数：2,700人			



あおぞら出前保育の様子





(4) 公私立の壁をなくした子ども・子育て支援の推進

地域にはさまざまな社会資源があり、子ども・子育て支援を担っています。特に、私立の幼稚園・保育園は、各園の特色を活かした事業を展開しており、地域の教育・保育にとって大きな役割を果たしています。今後も公立・私立園の壁をなくした地域ぐるみの子育て支援の推進により、子どもの利益と保護者のニーズに対応した支援を行っていきます。

施策の方向性

- ①誰もが希望する教育・保育を選択できる体制づくり
- ②公私立の壁をなくした地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進

課題

- ・市の発信する情報に私立の情報が少ない。
- ・家庭の経済的状況等により、教育・保育の選択肢が制限されるという懸念。
- ・公立・私立園ともに教育・保育を担う地域の社会資源であること。
- ・地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進のため、公立・私立園を問わず連携が必要であること。

① 誰もが希望する教育・保育を選択できる体制づくり

- 誰もが望む教育・保育を選択できるよう市の発信する情報において、公立・私立園の壁をなくした情報提供を推進していきます。なお、幼稚園・保育所（園）等の保育料については、子ども・子育て支援新制度を踏まえ、所得状況を勘案した応能負担の仕組みを幼稚園を含めて導入します。

主な取組・事業

事業番号	61	取組・事業名	公私立の壁をなくした情報提供	区分	継続
対象	保護者等		担当部署	子ども家庭課	
内容	保護者等が必要な情報を確実に入手できるよう、市のホームページ等において公立・私立園に関わらず、必要な情報提供を行っていきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
市ホームページ、くわな子育てガイドブックでは、公私立を問わず園の情報を掲載しています。			公私立を問わず、市民に必要な情報の提供方法を検討していきます。		



② 公私立の壁をなくした地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進

- 公立・私立園ともに重要な社会資源であるという認識のもと、地域ぐるみの子ども・子育て支援を推進していくため、子どもの育ちや子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進します。

主な取組・事業

事業番号	62	取組・事業名	地域子ども育て合い懇話会（仮称）	区分	【新規】 重点
対象	子育て支援関係者、地域活動団体等		担当部署	子ども家庭課	
内容	コーディネーターを中心に、主に就学前の子どもを対象とした施設や民生委員・児童委員、子育て支援活動団体等が参画した懇話会を開催し、地域課題の情報収集や関係者の連絡調整を行い、地域ぐるみの子ども・子育て支援推進の環境づくりに努めていきます。				
現状			目標（今後の方向性）（平成31年度）		
—			一部地域でのモデル実施を経て、市内各地域での実施を目指していきます。		





Ⅲ ライフステージ別の取組・事業一覧

事業番号	取組・事業名	取組・事業に関わる子どものライフステージ別の対象像					保護者・その他	備考	担当部署	掲載頁数
		妊娠期	0~2歳	3~5歳	小学生	中学生				
1 子どもが主人公！ここで生まれ育って良かったと思えるまちに										65
(1) 生まれ育つ子どもへの健康支援										67
1	妊婦健康診査								健康づくり課	67
2	赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)							生後4か月まで	健康づくり課	68
3	乳幼児健康診査							生後4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児	健康づくり課	68
4	予防接種の推進								健康づくり課	69
5	子どもの病気等への対応に関する知識の普及・啓発								地域医療対策課	70
6	医療相談ダイヤルの周知								地域医療対策課	70
7	小児・周産期医療体制の構築								地域医療対策課	71
8	土曜日夜間・日曜・祝日の応急診療								地域医療対策課	71
9	子ども医療費の助成							詳細は、P.72	保険年金課	72
(2) 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり										73
10	幼稚園・保育所(園)と小学校との連携の促進							幼稚園教諭、保育士及び小学校教職員	指導課・子ども家庭課	73
11	幼稚園教諭・保育士の合同研修							幼稚園教諭・保育士	教育研究所	74
12	小・中学校における確かな学力の育成							教職員含む	指導課	74
13	体験的な学習の推進								指導課	74
14	食育の推進								学校教育課・健康づくり課	75
15	人権教育の推進							教職員含む	人権教育課	75



事業番号	取組・事業名	取組・事業に関わる子どものライフステージ別の対象像						保護者・その他	備考	担当部署	掲載頁数
		妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生				
16	スポーツ少年団の推進								指導者含む	スポーツ振興課	75
17	家庭教育に関する講座									生涯学習課	76
18	スクールカウンセラーの配置									指導課	76
(3) 特別な支援を要する子どもへの支援											77
19	療育センターの療育・相談支援									障害福祉課	77
20	特別支援教育の推進									教育研究所	78
21	外国人児童生徒への就学支援									人権教育課	78
22	外国語による情報提供									子ども家庭課・政策経営課	79
(4) 将来の親となる子ども・若者等への支援											80
23	中高生と乳幼児との交流事業									子ども家庭課・指導課	80
24	学校での職場体験学習									人権教育課	81
25	若者への就労支援								若者	商工課	81
26	不妊治療費の助成								不妊治療実施者	子ども家庭課	82
(5) 子どもの人権を守るための取組											83
27	人権に関する啓発の推進									人権政策課	83
28	児童虐待防止の啓発									子ども総合相談センター	84
29	児童虐待防止のネットワーク								要保護児童関係機関	子ども総合相談センター	84
30	里親制度の推進									子ども総合相談センター	85
31	児童生徒の意見発表の機会									生涯学習課	85



事業 番号	取組・事業名	取組・事業に関わる子どものライフステージ別の対象像						保護者 ・その他	備考	担当部署	掲載 頁数
		妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生				
2 育てる側を育て支える！ここで子育てしたいと思えるまでに											86
(1) 保護者の子育て力を育て支えるための支援											87
32	妊婦等への講座・教室									健康づくり課・子ども家庭課	87
33	子育てに関する講座・教室									子ども家庭課・健康づくり課	88
34	「親支援プログラム」講座									子ども家庭課	88
35	子育て応援ボランティア講座									子ども家庭課	89
36	地域のリーダー等の養成講座									子ども家庭課・市民協働課	89
37	子育てをテーマとした講演会等の開催									子ども家庭課	90
(2) 仕事と子育ての両立支援の環境づくり											91
38	子育て応援企業登録事業								市内事業所	子ども家庭課	91
39	育児・介護休業制度等の周知								事業主・雇用主	商工課	92
40	保育所(園)及び多様な保育									子ども家庭課	92
41	学童保育(放課後児童クラブ)									子ども家庭課	93
42	父親向けの子育て講座									子ども家庭課	94
43	男女共同参画の意識啓発									市民協働課	94
(3) 子育て家庭を支える相談支援と情報提供の推進											95
44	子ども総合相談センターの相談支援									子ども総合相談センター	95
45	民生委員・児童委員等による家庭支援								生後6か月から18か月の乳幼児のいる家庭	子ども総合相談センター・健康づくり課	96
46	子ども・子育て市民情報部会									子ども家庭課	96



事業番号	取組・事業名	取組・事業に関わる子どものライフステージ別の対象像						保護者 ・その他	備考	担当部署	掲載 頁数
		妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生				
47	情報提供の推進									子ども家庭課・健康づくり課・ブランド推進課	96
(4) 支援が必要な家庭を支える体制づくり										97	
48	支援が必要な家庭の早期発見・支援									健康づくり課・子ども家庭課・障害福祉課・指導課・子ども総合相談センター等	97 ・98
49	養育支援訪問									健康づくり課 ・子ども総合相談センター	98
50	ひとり親家庭の自立支援									子ども家庭課	99

3 地域の子育て力！ここで育ち合い、支え合えるまちに										100	
(1) 地域で子どもの育ちを支える体制の推進										101	
51	登下校時の見守り・あいさつ運動									指導課	101
52	学校・家庭・地域の連携推進									指導課	102
53	放課後子ども教室									生涯学習課	102
54	地域活動への参加促進									市民協働課	102
(2) 住民相互の支え合いの推進										103	
55	子育てサークルの推進									子ども家庭課	103
56	地域での子どもの体験活動の推進									生涯学習課	104
57	子育てサロンの推進									子ども家庭課 ・健康づくり課	104
58	地域の子育て支援活動の周知									子ども家庭課 ・ブランド推進課	105



事業 番号	取組・事業名	取組・事業に関わる子どものライフステージ別の対象像					保護者 ・その他	備考	担当部署	掲載 頁数
		妊娠期	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生				
(3) 地域の身近な子育て支援の環境づくり									106	
59	子育て支援センター事業								子ども家庭課	106
60	あおぞら出前保育								子ども家庭課	107
(4) 公私立の壁をなくした子ども・子育て支援の推進									108	
61	公私立の壁をなくした情報提供								子ども家庭課	108
62	地域子ども育て合い懇話会(仮称)								子ども家庭課	109






第 6 章

子ども・子育て支援の体制整備



1 市町村子ども・子育て支援事業計画について

市町村子ども・子育て支援事業計画には、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域を設定し、各事業の「量の見込み」（利用の見込み数〈＝需要〉）と、これに対する「確保方策」（定員数や事業の提供体制〈＝供給〉）を記載する需給計画を作成することとされています。

これにより、市民のニーズに対応した事業体制を確保し、本市の子ども・子育て支援を推進していきます。

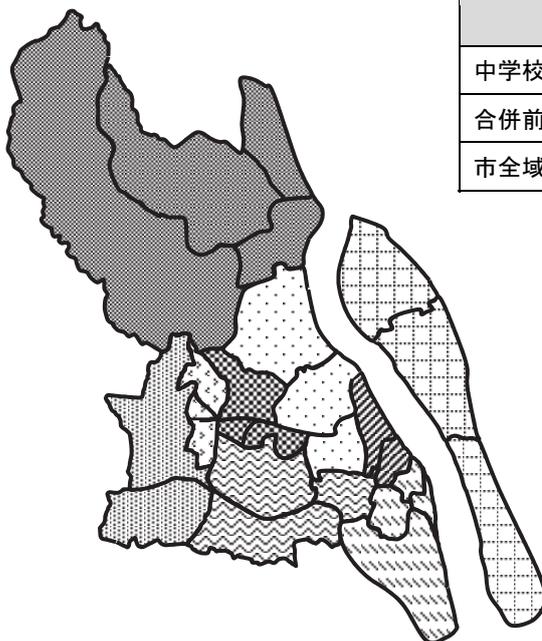
(1) 教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備の状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできます。

本市では、桑名市子ども・子育て会議でご意見をいただき、各事業の特色や利用実態等を考慮して、事業ごとに区域を設定します。なお、設定する区域の種類は図表6-1のとおりです。

図表6-1 教育・保育提供区域



区 分	数	備 考
中学校ブロック（※）	9	中学校ごとの区割り
合併前の旧行政区	3	旧桑名市、多度地区、長島地区
市全域	1	市全体を1つの区域として設定

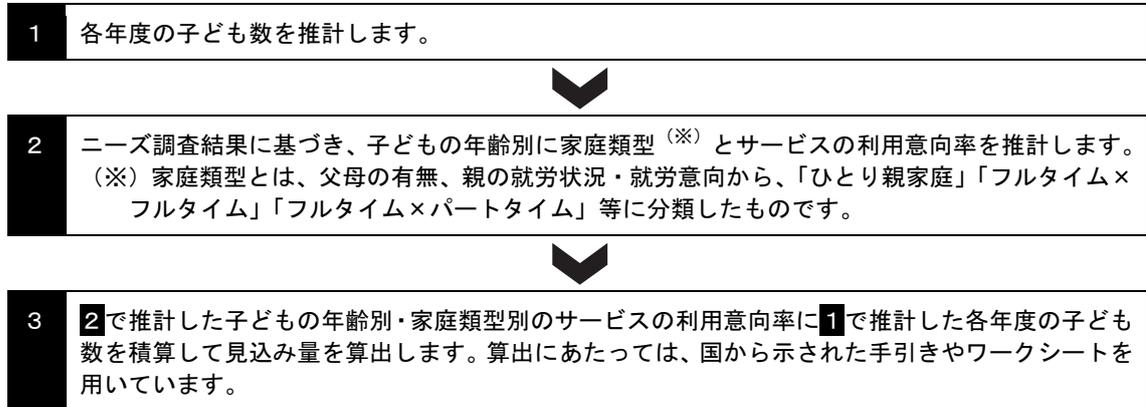
（※）中学校区を基本としながら、便宜上近隣小学校区の組み合わせにより区域を設定する。



(2) 量の見込みの算出方法

各年度における利用の見込み数である「量の見込み」については、国から示された手引きやワークシートに従って、概ね次のように算出しました。

図表6-2 量の見込みの算出ステップ



(3) 子ども数の推計

各年度の推計子ども数（0～11歳）は、桑名市総合計画の推計人口と同じ数値を用いており、平成24年の人口をもとにコーホート要因法により推計しています。

図表6-3 計画期間の推計子ども数

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0 歳	1,010	984	962	938	920
1 歳	1,054	1,024	997	969	939
2 歳	1,095	1,074	1,044	1,011	976
3 歳	1,268	1,110	1,089	1,054	1,016
4 歳	1,333	1,278	1,120	1,095	1,056
5 歳	1,407	1,344	1,289	1,126	1,097
6 歳	1,246	1,415	1,351	1,293	1,126
7 歳	1,313	1,255	1,424	1,358	1,297
8 歳	1,351	1,313	1,255	1,423	1,355
9 歳	1,279	1,359	1,322	1,262	1,429
10 歳	1,328	1,285	1,365	1,327	1,265
11 歳	1,380	1,335	1,292	1,372	1,332
0～11 歳	15,064	14,776	14,510	14,228	13,808



2 教育・保育の量の見込みと確保方策等

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育（幼稚園や保育所（園）等）の「量の見込み」と「確保方策」は図表6-4のとおりです。既存の幼稚園・保育所（園）の定員数をもとに算出した「確保方策」〈＝供給〉が、全ての支給認定区分において、いずれの年度も「量の見込み」〈＝需要〉を上回っています。

「確保方策」は、桑名市就学前施設再編実施計画に基づき、公立幼稚園を統合することを踏まえて計上しています。また、「新制度の枠組みに入らない幼稚園」は、私立幼稚園の現時点の意向を踏まえて計上していますが、私立幼稚園の計画期間中の子ども・子育て支援新制度への移行はこれに拘束されるものではありません。

なお、図表6-4中、2号認定の「量の見込み」は2つに分けており、就労の状況を勘案して2号認定を受けられる共働き家庭のうち、「幼稚園の利用希望が強い」場合には、1号認定の「量の見込み」と合わせて、幼稚園の定員数で確保を図ります。

参考 教育・保育の支給認定区分

支給認定区分	内容
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合 【利用先】：幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた場合 【利用先】：保育所（園）、認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた場合 【利用先】：保育所（園）、認定こども園、地域型保育

図表6-4 教育・保育の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

単位：人

平成27年度		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児
①量の見込み		1,826	281	1,677	179	803
確保方策	②特定教育・保育施設（定員）		750	1,723	183	879
	③新制度の枠組みに入らない幼稚園（定員）		1,490			
(②+③) - ①			133	46	4	76



平成 28 年度		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園の利用 希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児
①量の見込み		1,700	261	1,561	174	785
確保 方策	②特定教育・保育施設 (定員)		720	1,723	183	879
	③新制度の枠組みに入 らない幼稚園(定員)		1,490			
(②+③) - ①			249	162	9	94

平成 29 年度		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園の利用 希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児
①量の見込み		1,594	245	1,463	170	763
確保 方策	②特定教育・保育施設 (定員)		720	1,723	183	879
	③新制度の枠組みに入 らない幼稚園(定員)		1,490			
(②+③) - ①			371	260	13	116

平成 30 年度		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園の利用 希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児
①量の見込み		1,492	229	1,370	166	740
確保 方策	②特定教育・保育施設 (定員)		660	1,723	183	879
	③新制度の枠組みに入 らない幼稚園(定員)		1,490			
(②+③) - ①			429	353	17	139

平成 31 年度		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園の利用 希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児
①量の見込み		1,444	222	1,326	163	716
確保 方策	②特定教育・保育施設 (定員)		660	1,723	183	879
	③新制度の枠組みに入 らない幼稚園(定員)		1,490			
(②+③) - ①			484	397	20	163

図表 6-5 0-2歳児の保育利用率

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
保育利用率 (%)	33.6	34.5	35.4	36.4	37.5

※ 保育利用率は、国の指針に基づき、各年度の0-2歳の推計子ども数(図表6-3)に対する3号認定の利用定員数(図表6-4の0-2歳児の確保方策)の割合をもとに算出(少数点第2位を四捨五入)。



(2) 教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

幼稚園、保育所（園）等では、子どもたちの健やかな育ちを確保するため、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」等に基づく教育・保育を推進し、園での安定した生活や様々な体験を重ねる中で子どもの発達を促していきます。また、子どもたちの健康な体を育むため、園での食育の推進にも努めてまいります。さらに、幼稚園教諭・保育士の合同研修会を継続的に開催し、保育の専門的な知識等を学び、それぞれの特色ある保育について学び合うことにより幼稚園教諭・保育士の資質向上を図るとともに、幼稚園・保育所（園）と小学校との連携をさらに促進し、小学校への円滑な接続ができる環境づくりを推進していきます。

また、幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持つ認定こども園の子ども・子育て支援新制度における普及推進の方針を踏まえ、公私立を問わず、既存の幼稚園・保育所（園）が認定こども園への移行を選択肢のひとつとし、市全体の適切な教育・保育の環境づくりを引き続き検討していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

(1) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査の受診を促進し、一人あたり健診14回までを助成対象としています。

図表6-6 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	人数（人）	1,060	1,030	1,010	980	950
	1人あたり健診回数（回）	14	14	14	14	14
	延べ健診回数（回）	14,840	14,420	14,140	13,720	13,300
確保方策		実施場所：医療機関及び助産所機関、実施時期：通年実施 実施体制：医療機関及び助産所機関への委託 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

(2) 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握と乳児の健やかな成長・発達の支援を行います。



図表 6-7 赤ちゃん訪問の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	訪問家庭の実数（件）	1,010	990	970	940	920
確保方策		実施体制：保健師等 実施機関：桑名市中央保健センター				

(3) 養育訪問支援事業

妊娠届出書の提出時や関係機関からの連絡等により把握された養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

図表 6-8 養育訪問支援事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	訪問家庭数（件）	55	55	55	55	55
	訪問延べ件数（件）	150	150	150	150	150
確保方策		実施体制：保健師等 実施機関：桑名市中央保健センター				

(4) 利用者支援事業

市民の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

「量の見込み」は、各地区の人口比率や子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の配置状況を考慮して設定しました。平成27年度はモデル的に実施し、平成28年度以降には全市的に実施していきます。

図表 6-9 利用者支援事業の量の見込みと確保方策【区域：合併前の旧行政区】

①旧桑名地区

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（か所）	3	3	3	3	3
確保方策（か所）	2	3	3	3	3

②多度地区

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	0	1	1	1	1

③長島地区

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	0	1	1	1	1



(5) 子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）

乳幼児とその保護者が交流できる常設の場を開設し、子育て情報の提供や相談に応じ、保護者同士の交流のきっかけづくりや子育ての不安や悩みの軽減につなげます。

積極的な情報提供や一部就園児の利用を可能とする弾力的な運用等により、既存施設で利用人数の確保に努めます。また、本事業に類似のあおぞら出前保育、子育てサロン事業、幼稚園や保育所（園）の園庭等開放の実施等により、本事業のニーズに対する確保を図っていきます。

図表6-10 子育て支援センター事業の量の見込みと確保方策【区域：合併前の旧行政区】

①旧桑名地区

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	延べ利用人数（人回／月）	7,093	6,924	6,751	6,563	6,378
	延べ利用人数（人回／年）	85,116	83,088	81,012	78,756	76,536
確保方策（か所）		5	5	5	5	5

②多度地区

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	延べ利用人数（人回／月）	540	538	536	531	526
	延べ利用人数（人回／年）	6,480	6,456	6,432	6,372	6,312
確保方策（か所）		1	1	1	1	1

③長島地区

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	延べ利用人数（人回／月）	1,612	1,539	1,467	1,393	1,322
	延べ利用人数（人回／年）	19,344	18,468	17,604	16,716	15,864
確保方策（か所）		1	1	1	1	1





(6) 一時保育（一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育を除く））、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業及び就学児を除く）

この2つの事業は乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業ですが、このうち一時保育は受入れ可能人数や開所日数等を参考に、ファミリー・サポート・センター事業は平成25年度の実績に基づいて確保方策を計上しています。

一時保育では、保育所（園）等において利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施する等によって供給量の確保を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業では、事業の周知と援助会員の増加に努めることにより事業の提供体制の確保を図ります。

図表6-11 一時保育（一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育を除く））、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急型強化事業及び就学児を除く）の量の見込みと確保方策

【区域：市全域】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	22,282	21,309	20,433	19,559	18,968	
確保方策	②一時保育（一時預かり事業）	延べ利用人数（人日）	11,330	12,750	14,170	15,590	17,010
	③ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業及び就学児を除く）	延べ利用人数（人日）	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000
(②+③) - ①		▲9,352	▲6,859	▲4,463	▲2,069	42	

(7) 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）

保護者の希望に応じて、幼稚園の在園児を対象として預かり保育を実施する事業ですが、確保方策は、市内の私立幼稚園及び一部の公立幼稚園の一時預かり事業の想定される実施日数及び利用人数をもとに計上し、ニーズに対応する確保を図ります。

図表6-12 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象とした預かり保育）の量の見込みと確保方策

【区域：市全域】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	76,652	71,358	66,885	62,632	60,608
②確保方策	延べ利用人数（人日）	53,922	58,098	59,394	60,690	60,690
②-①		▲22,730	▲13,260	▲7,491	▲1,942	82

**(8) 延長保育事業**

保育所（園）等で通常の利用時間帯以外に保育を実施する事業ですが、現状の体制をもとにニーズに対応した確保を図ります。

図表 6-13 延長保育事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	584	555	529	504	489
②確保方策	延べ利用人数（人日）	584	555	529	504	489
②-①		0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）

この2つの事業は病児等を一時的に預かり、必要な保育を行う事業ですが、病児保育事業については、現在市内に1か所開設しており、利用定員及び開所日数等を考慮して確保方策に計上しています。平成30年度を目途に新たな病児保育事業所を開設し、ニーズに対応した事業の提供体制の確保を図る計画としておりますが、現在開設している事業所の稼働率等を把握した上で、新たな開設の可否を具体的に検討していきます。

また、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）は、事業の周知と援助会員の増加に努めることによりニーズに対する事業の提供体制の確保を図ります。

図表 6-14 病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	延べ利用人数（人日）	3,094	2,941	2,806	2,673	2,591
確保 方策	② 病児保育事業	1,640	1,640	1,640	2,640	2,640
	③ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）	20	25	30	35	40
(②+③) - ①		▲1,434	▲1,276	▲1,136	2	89



(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等により子どもを一時的に養育できない場合に必要な保護を行う事業です。実施施設において、通年で1名程度の実入が見込めることから、確保している体制を365人日として計上しています。

図表6-15 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
量の見込み	延べ利用人数（人日）	71	68	65	62	60
確保方策	延べ利用人数（人日）	365	365	365	365	365
	実施施設 （平成26年4月現在）	エスペランス桑名、エスペランス四日市、里山学院、真盛学園、みどり自由学園、聖マツテヤ子供の家				

(11) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

就学児を対象としたファミリー・サポート・センター事業は、計画期間中の量の見込みに大きな変動はないことが推計されることから、事業の周知と援助会員の増加に努めることによりニーズに対する事業の提供体制の確保を図ります。

図表6-16 ファミリー・サポート・センター事業（就学児）の量の見込みと確保方策【区域：市全域】

区 分		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	5,788	5,832	5,866	5,882	5,725
②確保方策	延べ利用人数（人日）	3,500	4,075	4,650	5,225	5,800
②-①		▲2,288	▲1,757	▲1,216	▲657	75

(12) 学童保育（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している子どもに対し、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。中学校ブロック（中学校区を目安に近隣の小学校区の組み合わせにより設定）を区域として設定し、ニーズに対して確保を図っていきます。

「量の見込み」に対して、事業の提供体制が不足している区域については、実際の利用状況等を勘案しながら既存施設の実入の拡大や新たな施設の設定等を検討していきます。



図表6-17 学童保育（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策【区域：中学校ブロック】

①成徳中学校ブロック（大成・大和・深谷小学校区）

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人）	65	66	67	68	64
②確保方策（人）	31	39	48	56	64
②-①	▲ 34	▲ 27	▲ 19	▲ 12	0
実施事業所 （平成26年4月現在）	大成学童保育所日の本クラブ（大成小学校区）、大和学童保育所 あおぞら（大和小学校区）				
備 考	【参考】区域内関連施設・事業（平成26年4月現在）： 深谷児童センター、深谷北児童センター、放課後子ども教室（大和小学校：週1回開催）				

②明正中学校ブロック（益世・在良・桑部小学校区）

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人）	48	48	48	48	45
②確保方策（人）	51	51	51	51	51
②-①	3	3	3	3	6
実施事業所 （平成26年4月現在）	学童保育所たんぼぼ学童クラブ（益世小学校区）、在良学童保育所日の本クラブ（在良小学校区）、桑部学童保育所日の本クラブ（桑部小学校区）				

③光風中学校ブロック（精義・修徳小学校区）

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人）	25	25	25	26	24
②確保方策（人）	39	39	39	39	39
②-①	14	14	14	13	15
実施事業所 （平成26年4月現在）	学童保育所ウイング（修徳小学校区）				
備 考	【参考】区域内関連施設・事業（平成26年4月現在）： 放課後子ども教室（精義小学校：週1回開催）				

④陽和中学校ブロック（日進・立教・城南小学校区）

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人）	96	96	95	93	88
②確保方策（人）	90	90	90	90	90
②-①	▲ 6	▲ 6	▲ 5	▲ 3	2
実施事業所 （平成26年4月現在）	児童クラブ くわなっ子（日進小学校区）、ひまわり学童クラブ（日進小学校区）、学童シルバーなかよし（立教小学校区）、放課後サークルみえちゃん家（城南小学校区）				



⑤正和中学校ブロック（七和・久米小学校区）

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人）	41	42	42	42	39
②確保方策（人）	55	55	55	55	55
②-①	14	13	13	13	16
実施事業所 （平成26年4月現在）	七和学童クラブ（七和小学校区）、久米学童保育所「げんき」（久米小学校区）				

⑥陵成中学校ブロック（大山田東・大山田南・藤が丘小学校区）

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人）	127	133	138	144	141
②確保方策（人）	127	131	134	138	141
②-①	0	▲ 2	▲ 4	▲ 6	0
実施事業所 （平成26年4月現在）	大山田東学童保育所じゃんぼ（大山田東小学校区）、大山田東学童保育所じゃんぼⅡ（大山田東小学校区）、大山田南学童保育所クレヨン（大山田南小学校区）、児童クラブパンの木（藤が丘小学校区）				
備 考	【参考】区域内関連施設・事業（平成26年4月現在）： 放課後子ども教室（藤が丘小学校：週4回開催）				

⑦光陵中学校ブロック（大山田北・大山田西・星見ヶ丘小学校区）

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人）	144	145	145	145	136
②確保方策（人）	100	109	118	127	136
②-①	▲ 44	▲ 36	▲ 27	▲ 18	0
実施事業所 （平成26年4月現在）	大山田学童保育所コスモクラブ（大山田北小学校区）、星見ヶ丘学童保育所太陽の子（星見ヶ丘小学校区）				
備 考	【参考】区域内関連施設・事業（平成26年4月現在）： 放課後子ども教室（星見ヶ丘小学校：週4回開催）				

⑧多度中学校ブロック（多度東・多度中・多度北・多度青葉小学校区）

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み（人）	21	22	23	23	22
②確保方策（人）	26	26	26	26	26
②-①	5	4	3	3	4
実施事業所 （平成26年4月現在）	多度学童保育所うりんこ（多度中小学校区）				
備 考	【参考】区域内関連施設・事業（平成26年4月現在）： 放課後子ども教室（多度青葉小学校：週3回開催、多度東小学校：週1回開催）				



⑨長島中学校ブロック（長島北部・長島中部・伊曾島小学校区）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（人）	85	84	83	82	75
②確保方策（人）	105	105	105	105	105
②-①	20	21	22	23	30
実施事業所 （平成 26 年 4 月現在）	学童保育所どんぐり（長島中部小学校区）、長島中部学童保育所 レインボー（長島中部小学校区）、放課後児童クラブレインボー駅前（長島中部小学校区）				
備 考	【参考】区域内関連施設・事業（平成 26 年 4 月現在）： 放課後子ども教室（伊曾島小学校：週 1 回開催）				

(13) 放課後子ども総合プランの推進

平成 26 年 7 月に策定された放課後子ども総合プラン（文部科学省・厚生労働省）に基づき、次の事項を定めます。

①学童保育（放課後児童クラブ）の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

	平成 25 年度の 利用人数	平成 31 年度の 目標事業量	備考
学童保育（放課後児童クラブ）	517 人	707 人	目標事業量は、(12)①～⑨の確保方策を集計したもの。

②放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画

	平成 26 年 4 月 現在の箇所数	平成 31 年度の 目標箇所数	備考
放課後子ども教室	7 か所	10 か所	詳細については、P102 を参照

また、教育委員会と福祉部局との連携を強化し、学童保育（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場である「運営委員会」において次の事項を検討します。

- ・学童保育（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施
- ・小学校の余裕教室等を活用した実施 等

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育における実費徴収費用を助成する事業であり、子ども・子育て支援法に基づいて新たに実施する事業ですが、国の動向を踏まえて検討します。




第 7 章

計画の推進



1 計画の推進体制

(1) 全員参加型による推進

子ども・子育て支援に関する課題は、保護者の努力や学校・園・行政の支援だけで解決できるものではありません。子どもたちが桑名に生まれたことに喜びと誇りを感じるとともに、全ての保護者が安心して子どもを生み育てられる環境を整えるには、地域住民やボランティアによるさまざまな支援が必要であり、市民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。そこで、計画の推進にあたっては、市民への周知を図りながら協力を求め、全員参加型による施策の展開を目指します。

(2) 庁内の推進体制

この計画は、教育、福祉、保健、医療、雇用、生活環境など多様な分野にわたっています。このため、保健福祉部および教育委員会事務局が中心となり、庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(3) 関係機関との連携

計画を総合的に推進するため、学校、幼稚園、保育園、子育て支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関、保健センター、療育センター、児童相談所等、関連する機関が、それぞれの立場から子どもと子育てに対する責任と役割を認識し、情報の共有化を図りながら、連携・協力の体制を強化していきます。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県および圏域内の市町と連携して推進していきます。

(4) 事業展開にあたっての留意事項

本計画に基づく子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、市の財政を考慮し、できる限り予算をかけずに、創意工夫を凝らした展開を図るとともに、事業には優先順位をつけて優先される事業から積極的に取り組み、事業に係る費用負担についても工夫していくことを心がけます。



2 計画の管理体制

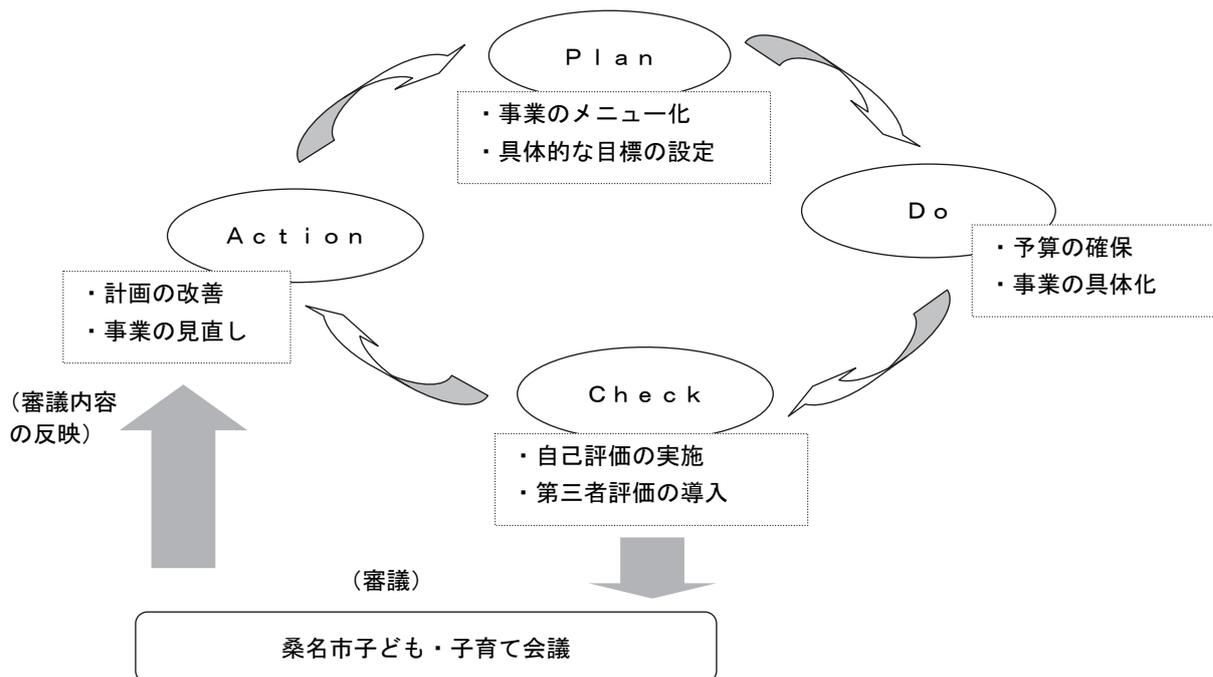
(1) 計画の進行管理

計画の実効性を高め、目標を達成していくためには、計画の進捗状況を把握し、評価することが重要になります。

そこで、桑名市子ども・子育て会議において、本計画に基づいて行われる事業や取り組みが、目的どおりの成果を上げているかどうかを評価し、その結果を反映させることで、より実効性のある計画としていきます。

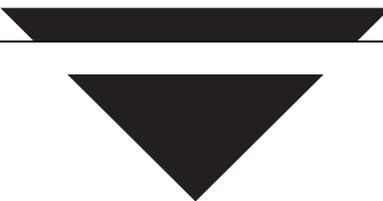
なお、「第6章 子ども・子育て支援の体制整備」における各事業の「量の見込み」「確保方策」は、実際の認定者数と計画上定めた「量の見込み」とが大きく乖離している等の場合には、必要に応じて計画期間の中間年である平成29年度を目安として計画の見直しを行います。

図表7-1 計画の進行管理と評価



(2) 計画の進行管理・評価に関する情報公開

桑名市子ども・子育て会議において審議を行う計画の進行管理や評価結果などについて情報公開し、継続的に市民や関係機関からご意見をいただけるよう努めていきます。



資料

1 用語の解説

ア行

エンゼルプラン

平成 6 年 12 月、少子化傾向を食い止めるため今後 10 年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（文部、厚生、労働、建設の 4 大臣合意）の通称。

カ行

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1 人の女性（15～49 歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は 2.07 とされている。

緊急保育対策等 5 か年事業

平成 6 年 12 月、エンゼルプランを実施するため、保育の量的拡大や低年齢児保育、延長保育等の多様な保育の充実、地域子育て支援センターの整備等を図るため、大蔵、厚生、自治の 3 大臣合意により策定され、平成 11 年度を目標年次として整備が進められることとなった。

くわな里親支援ネットワーク

里親の増加が望まれる中で、本市では NPO 法人、児童養護施設と協働して同ネットワークを設立し、里親となる人材の確保や里親登録の支援等を行う。

桑名市要保護児童及び DV 対策地域協議会

要保護児童等の早期発見・保護や妊婦への支援、またドメスティック・バイオレンス（DV）被害者の保護等の支援を推進するため、関係機関の必要な情報の交換を行うとともに、支援内容の協議等を行っている。

子ども・子育て応援プラン

平成 16 年 12 月、少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るた

め、国が地方公共団体や企業等とともに、計画的に取り組む必要がある事項について、具体的な施策内容と目標を掲げた。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 72 条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本市では、同法第 77 条第 1 項に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、「桑名市子ども・子育て会議」を設置している。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成 24 年 8 月に公布された法律。

子ども・子育てビジョン

少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）第 7 条の規定に基づく「大綱」として定めるものであり、今後の子育て支援の方向性を示す総合的なビジョン。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平成 19 年 2 月、少子化社会対策会議の下に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置され、結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離に注目し、国民の希望を実現するには何が必要であるかに焦点を当てて検討が進められ、平成 19 年 12 月にとりまとめられた。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」

とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとしている。また、少子化対策の実効性を担保するために「利用者の視点に立った点検・評価とその反映」が必要であること、次世代育成支援が十分に効果を発揮するために国民の理解と意識改革が必要であることを指摘している。

コーホート要因法

同年（または同期間）に出生した集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法。

サ行

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。労働力確保等を通じたわが国社会経済の長期的安定の実現や持続可能性の確保にとって大変重要な課題であり、その実現に取り組むため、経済界、労働界、地方の代表者、関係会議の有識者で構成する「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」を開催し、平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念、国・地方公共団体・事業主・国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定め、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成 15 年 7 月に公布された法律。

市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、市町村が五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている。

少子化危機突破のための緊急対策

平成 25 年 6 月に、少子化社会対策会議で決定され、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出し、「3本の矢」として推進することとされた。

少子化社会対策会議

少子化社会対策基本法に基づき、平成 15 年 9 月に設置された機関。少子化社会対策大綱の案の作成、少子化社会対策について必要な関係行政機関相互の調整のほか、少子化社会対策に関する重要事項の審議や少子化に対処するための施策の実施の推進を行う。

少子化社会対策基本法

急速な少子化の進展が及ぼす国民生活への深刻かつ多大な影響に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項等を定め、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成 15 年 7 月に公布された法律。

少子化社会対策大綱（平成 16 年）

平成 16 年 6 月、少子化対策基本法に基づき、少子化社会対策会議を経て閣議決定された。大綱では、社会全体で子育てを応援するとの基本的考えに立ち、少子化の流れを変えるための施策を、国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置づけ、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示した。

少子化対策プラスワン

平成 14 年 9 月に厚生労働省がまとめた少子化対策の一層の充実に関する提案。「新エンゼルプラン」「待機児童ゼロ作戦」等により少子化対策が実施されてきたが、少子化に歯止めはかからず、このままでは少子化は一層進展するとの予測が出された。この流れを変えるため、従来の取り組みに加え、もう一段の少子化対策を講じていく必要があるとし、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」等 4 つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

食育

平成 17 年 6 月に公布された食育基本法の前文に「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づける」と明記され、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」が求められている。国の食育推進基本計画においては、我が国の食をめぐる現状が危機的状況にある中、「このような食をめぐる状況に対処し、その解決を目指した取組が食育である」としている。

女性に対する職場のハラスメント

女性の社会進出に伴い、女性に対する職場での嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）の問題が深刻化している。特に、妊娠・出産した女性に対するマタニティ・ハラスメント

は、出産後の就業継続を妨げる大きな要因になっており、男女雇用機会均等法や労働基準法等に違反する事例も多い。

新エンゼルプラン

平成 11 年 12 月に「少子化対策推進関係閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」に基づき、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治 6 大臣の合意によってまとめられた「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」。

主な内容は、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援。

新待機児童ゼロ作戦

平成 14 年の「待機児童ゼロ作戦」、平成 16 年の「子ども・子育て応援プラン」等により、保育園等の受け入れ児童数を拡大してきたが、待機児童は大都市圏を中心に増加してきている。このため、希望する全ての人々が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に盛り込まれた、仕事と生活の調和やサービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育園等の待機児童解消をはじめとする保育施策の質・量ともに充実・強化し、推進するというものであり、平成 20 年 2 月にまとめられた。

タ行

待機児童解消「先取り」プロジェクト

都市部を中心に深刻な問題となっていた待機児童の解消を図るため、平成 22 年 11 月にまとめられ、国と地方公共団体が一体的に取り組む具体的施策が盛り込まれた。

待機児童解消加速化プラン

待機児童の解消に向けて、平成 25 年度からの 2 年間で約 20 万人分、平成 29 年度末までの 5 年間で合わせて約 40 万人分の保育の受け皿を確保するため、自治体が行う保育所の整備や保育士確保等の取組みに対して、国が支援策を講じることがまとめられた。

団塊ジュニア

昭和 46 年から昭和 49 年ごろの「第 2 次ベビーブーム」に生まれた世代をいう。団塊の世代の子どもにあたる世代。

団塊の世代

昭和 22 年から昭和 24 年ごろの「第 1 次ベビーブーム」に生まれた世代をいう。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条に定められた、①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③妊婦健康診査、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、⑧一時預かり事業、⑨延長保育事業、⑩病児保育事業、⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の 13 事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされている。

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法第 62 条に基づき、都道府県が五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

ナ行

認定こども園

就学前の子どもをもつ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育所の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

ハ行

丙午（ひのえうま）

干支の一つで、直近では昭和 41 年がこれにあたり、迷信等の影響により出生数が少なくなる現象が現れた。

ベビーブーム

出生率がとても高い時期を指し、日本では、第二次大戦後、子どもの誕生が爆発的に増えた時期のこと。通常、昭和 22 年から昭和 24 年ごろを「第 1 次ベビーブーム」と、昭和 46 年から昭和 49 年ごろを「第 2 次ベビーブーム」という。

放課後子ども総合プラン

放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めていくことを目的に、文部科学省及び厚生労働省で策定したもの。

北勢地域若者サポートステーション

北勢地域の 15～39 歳で現在無業の方を対象に、キャリア・コンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練等によるステップアップ、協力企業への職場体験等により、就労に向けた支援を行っている。

ラ行

療育センター

心身に障害のある 1～5 歳の子どもに対しての通園による療育、及び 18 歳までの児童に対し機能回復訓練及び生活指導や、日常生活に必要な知識等、集団生活への訓練を実施している市内江場にある施設。

利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

2 計画の策定経緯

年 月 日	内 容
《平成 25 年度》	
平成 25 年 9 月 8 日	第 1 回桑名市子ども・子育て会議 (1) 委員長・副委員長の選任について (2) これまでの経緯と桑名市子ども・子育て会議の趣旨について (3) 会議の審議スケジュールについて (4) ニーズ調査の調査票案について
10 月 2 日	第 2 回桑名市子ども・子育て会議 (1) ニーズ調査票の検討について【グループワーク】 (2) ヒアリング・ワークショップ等の実施について
10 月 27 日	ヒアリング調査の実施（マタニティセミナー参加者）
10 月 29 日	ヒアリング調査の実施（桑名北高校「わくわくコミュニケーション」を選択している 2 年生）
10 月 30 日	ヒアリング調査の実施（桑名北高校「わくわくコミュニケーション」を選択している 2 年生）
11 月 7 日 （～12 月 6 日）	ヒアリング調査の実施（子育て中の外国人）
11 月 8 日 （～29 日）	ニーズ調査の実施
11 月 8 日 （～12 月 6 日）	ヒアリング調査の実施（一人親家庭の保護者）
11 月 11 日	ヒアリング調査の実施（多度中学校 2 年生の女子バレー部員）
11 月 12 日	ヒアリング調査の実施（陽和中学校 1 年生の男子テニス部員）
11 月 14 日	ヒアリング調査の実施（「桑名子ども・子育て会議」市民公募委員応募者）
11 月 26 日	くわなわいわいワークショップ①（旧桑名地区）
11 月 27 日	第 3 回桑名市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援に関するヒアリング・ワークショップの実施報告 (2) 桑名市における子ども・子育て支援施策の現状の報告 (3) 教育・保育提供区域の設定について【グループワーク】
11 月 29 日	ヒアリング調査の実施（発達に支援の必要な子どもの保護者）
12 月 1 日	パパの子育て講座&くわなパパトーク（父親座談会）
12 月 2 日	くわなわいわいワークショップ②（多度地区）
12 月 19 日 （～平成 26 年 1 月 22 日）	ヒアリング調査の実施（幼稚園教諭）
平成 26 年 1 月 6 日	ヒアリング調査の実施（保育士）
1 月 17 日	ヒアリング調査の実施（保育士）



年 月 日	内 容
1月24日	第4回桑名市子ども・子育て会議 (1) 桑名市の子ども・子育て支援に関する課題の検討 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果速報版の報告 ・子ども・子育て支援に関するヒアリング・ワークショップの実施報告 ・各委員からいただいた意見・提案の報告 ・桑名市の子ども・子育て支援に関する課題の検討【グループワーク】 (2) 教育・保育提供区域の設定について
1月25日	くわなわいわいワークショップ③（長島地区）
2月21日	第5回桑名市子ども・子育て会議 (1) 「桑名市次世代育成支援後期行動計画」の進捗状況 (2) 子ども・子育て支援に関するヒアリング・ワークショップの実施報告 (3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について (4) 桑名市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の柱立て【グループワーク】
《平成26年度》	
4月4日	第1回桑名市子ども・子育て会議 (1) 計画に記載する「量の見込み」について (2) 桑名市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の柱立て等の検討について【グループワーク】
5月20日	第2回桑名市子ども・子育て会議 (1) 分科会の設置について (2) 分科会の委員及び分科会長の指名について 第1回分科会の開催
7月2日	第2回子どもが主人公分科会 ・検討の視点をもとに「課題」及び「その解決に向けた方策」の検討
7月3日	第2回育てる側を育てる・支援する分科会 ・検討の視点をもとに「課題」及び「その解決に向けた方策」の検討
7月4日	第2回地域の子育て力を育てる分科会 ・検討の視点をもとに「課題」及び「その解決に向けた方策」の検討
7月16日	第3回地域の子育て力を育てる分科会 ・検討の視点をもとに「課題」及び「その解決に向けた方策」の検討（継続）
8月21日	第3回桑名市子ども・子育て会議 (1) 各分科会の報告・提言 (2) 計画の骨子案について (3) 計画に記載する「量の見込み」「確保方策」について
9月29日	第4回桑名市子ども・子育て会議 (1) 計画に記載する「量の見込み」「確保方策」について（中間とりまとめ） (2) 桑名市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の検討について【グループワーク】
11月11日	第5回桑名市子ども・子育て会議 (1) 桑名市子ども・子育て支援事業計画案について (2) 計画の周知について
11月25日 （～12月25日）	パブリックコメントの実施
平成27年1月29日	第6回桑名市子ども・子育て会議 (1) 桑名市子ども・子育て支援事業計画の最終案について (2) 計画の周知及び推進について



3 桑名市子ども・子育て会議

(1) 桑名市子ども・子育て会議条例

○桑名市子ども・子育て会議条例（平成 25 年桑名市条例第 42 号）

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、桑名市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画を推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関し、調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、桑名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意見を聴いた上で、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係機関又は関係団体から推薦された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(分科会)

第7条 子ども・子育て会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 分科会に分科会長を置き、委員長が指名する。
- 4 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、委員長の指名する分科会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第5条第3項の規定は分科会長の職務について、前条の規定は分科会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「分科会長」と、第5条第3項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「分科会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「分科会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第8条 委員長又は分科会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は分科会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども家庭課及び教育委員会事務局教育総務課学校・園再編推進室において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則



(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(2) 桑名市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、五十音順)

所属等	名前	備考
主任児童委員 多度地域代表	伊藤 香	
桑名市小学校長会 代表 桑名市立在良小学校長	伊藤 直和	
桑名商工会議所 女性部 (株)コーチング・システムズ代表取締役	稲垣 陽子	平成26年度第5回まで
主任児童委員 長島地域代表	大橋 了子	
桑名市学童連絡協議会 代表	奥田 聖人	
私立保育園連盟 多度・長島地域代表 社会福祉法人耕逸山児童福祉協会 多度保育園長	加藤 隆明	
桑名市子ども会育成者連絡協議会 理事	小竹 広行	平成26年度第2回から
桑名市子ども会育成者連絡協議会 監事	柴田 幸男	平成26年度第1回まで
私立保育園連盟 桑名地域代表 宗教法人養泉寺 養泉寺保育園長	下間 賢了	
第3期桑名市地域福祉計画推進市民会議 会長 (有) ヒューマンケアステーションみえ 会長	高橋 恵美子	
私立小学校 代表 学校法人津田学園 理事長	津田 浩二	
桑名市社会福祉協議会 地域福祉係長	中谷 直子	平成26年度第2回まで
中京大学 現代社会学部教授	野口 典子	委員長
一般公募委員	濱内 洋孝	
桑名市社会福祉協議会 代表	松岡 亜由美	平成26年度第3回から
NPO法人MCサポートセンター みっくみえ 代表	松岡 典子	副委員長
桑名医師会 副会長 松岡医院 院長	松岡 初文	
私立幼稚園協会 代表 学校法人水谷学園 くわな幼稚園 理事長・園長	水谷 秀史	
一般公募委員	水谷 美保	
子育てサークル Beans代表	横山 悦子	
主任児童委員 桑名地域代表	渡部 美紀子	



(3) 桑名市子ども・子育て会議分科会委員名簿

(敬称略、五十音順)

区 分	名 前	備 考
子どもが主人公分科会	大橋 了子	
	奥田 聖人	
	小竹 広行	
	下間 賢了	
	松岡 初文	
	水谷 秀史	分科会長
育てる側を育てる・支援する分科会	伊藤 直和	
	稲垣 陽子	
	中谷 直子	
	松岡 典子	
	横山 悦子	
	渡部 美紀子	分科会長
地域の子育て力を育てる分科会	伊藤 香	
	加藤 隆明	
	高橋 恵美子	分科会長
	津田 浩二	
	濱内 洋孝	
	水谷 美保	

4 分科会からの報告・提言の概要

(1) 子どもが主人公分科会の報告・提言の概要

 桑名市子ども・子育て会議



子どもが主人公分科会 の報告・提言



平成26年8月21日

分科会での課題と解決に向けた方策の整理

課題	課題の詳細・明確化	解決に向けた方策(下線は注意点)	施策・取組みの例など
① 周産期医療・小児医療の確保・充実及び情報提供、相談体制	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間に受診できる医療機関が少ない ・祖父母世代からの助言も不足していることも影響してか、医師に頼り気味になり、医療機関の負担が大きくなっている ・市内の医師の数は増加傾向であり、医療体制は整いつつあるが、それが知られていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間の相談体制の充実 ・確かな知識の伝達。医療機関と市民との情報交流の場 ・妊娠期での相談体制 ・赤ちゃん訪問の充実 ・医療制度の充実 ▶一般市民に医療相談の役割を担っていたことは難しい ▶子ども医療費は、窓口支払いがあることで安易な受診を抑制する一定の歯止めとなっている。現在の償還払い方式は、医療機関の負担を増やさないためには有効 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間の相談ダイヤルの充実 ・医療相談ダイヤル(#8000など)の周知 ・医療体制が整いつつあることの周知 ・応急診療所の周知(保護者の小児科医志向を改める方向で) ・毎月医療セミナーの開催、情報誌の発行、無料配布 ・相談できる助産師の充実 ・マタニティー相談等、妊婦同士の集まれる場 ・先輩母親と話(相談)す機会をつくる(気軽に) ・赤ちゃん訪問の実施率100%を目指す ・子ども医療費助成の対象年齢拡大 ・予防接種ワクチン(おたふくなど)の助成対象拡大
② 仕事と子育ての両立に対する職場の理解、職場環境・労働条件等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの病気等により保護者が仕事を休まなければならないことが少なからずあり、職場の理解が大事 ・育児休暇の取得、職場復帰のしやすさも必要 ・従業員の育児休暇等の際の企業の費用負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主や上司の子育てに対する理解・啓発 ・職場での休暇制度等の充実 ・子育て中でも職場復帰しやすい環境 ・積極的に取組んでいる企業への優遇制度 ・子どもの病気時の一時的な預かりの場 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て優良企業の認定制度を創設(拡充)し、民間任せではなく市がサポート ・優良企業への助成や税負担の軽減 ・子どもが満3歳までは、子どもの病気時に職場で早退したり休むことができる制度 ・育児休暇が3年間とれるように企業に働きかけ ・病児・病後児保育の拡充 ⇒市の人口数からみれば、最低1か所追加が必要か ⇒利用の集中する冬場だけ実施する病児・病後児保育所の検討 ・子どもが満3歳までは、子どもの病気時に職場で早退したり休むことができる制度



課題	課題の詳細・明確化	解決に向けた方策(下線は注意点)	施策・取組みの例など
③ 子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・よく聞くのは、就学前は預かり時間が長いので良いが、小学生になると帰宅時間が早くなる等の課題 ・学童保育の利用率の高まり、安全面・指導員資質向上へのニーズ、父母会での運営の課題 ・自宅以外での居場所の検討だけでなく、家庭で親子と過ごす時間も大事 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内で家族とともに過ごす時間の確保 ・祖父母の協力 ・学童保育の量・質の確保 ・職場の協力 ・地域のコミュニケーションの構築 ・安全なまちづくり ・ファミリーサポートの援助会員の充実 ・児童館の増設 ・公園の安全面の整備 ▶<u>親が子どもと過ごせる環境づくりは重要</u> ▶<u>少子化や現在の家庭状況を鑑みると、やはり保育所・学童保育の確保は必須</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の空き教室の活用・開放 ・公立幼稚園再編後の空き園舎を利用 ・学童保育の適正な施設の確保、指導員の確保と研修、運営面での市のサポート ・放課後子ども教室の拡充(名古屋市で実施しているトワイライトスクールの実施) ・各学区での児童委員の配置とサポート ・子供会、老人会、自治会の再構築 ・我が孫だけではなく、地域の子を見守る組織を ・ファミリーサポートの援助会員養成に関する費用を無料化 ・子どもが集まりやすい場所づくり
④ 家庭での子育て力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所を外に求めるだけでなく、子どもが家族と一緒にいる時間の確保 ・昔は祖父母と同居が多かったし、兄弟も多かったので、日常的に子育てとかがかわることができた ・親の食事に対する意識が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での子育ての重要性の認識 ・家庭での子育て力の向上 ・賢い子どもを育てるために家庭での躰 ・家庭での食育をサポート ・親と子の信頼関係、親の理解と愛情 ・保護者同士のコミュニケーションを図り、家庭での教育の役立てる ・親と子どもと一緒に取り組むことができる場 ・親子で参加しやすいイベント・保育の充実 ・子どものボランティア活動の推進 ・保育園と小学校の連携(就学前の聞き取りはあるが、小学校入学後はないので、その後も連携をとれるような関係づくり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に参加できる子育て講座等を定期的に開催する ・毎月の献立メニューを配布。市主催で親子農園体験。親子料理大会の開催 ・子供会等のサポート、定期的な保護者大会や座談会を開催 市主催で運動会や工作大会、発表会を開催する。それぞれの得意分野があるという ・市で無料で昔ながらの遊びや、自然遊びを教えてもらえる場 ・親同士で子育ての情報交換ができる場 ・人のため、世のために自分を役立てようとする気持ちを家庭で育み、芽生えさせる ・小学校入学後の保育園の聞き取り実施(園での取組み方も変わる、連携して子どもをみていく)

課題	課題の詳細・明確化	解決に向けた方策(下線は注意点)	施策・取組みの例など
⑤ 特別な支援を要する子ども等への支援(障害・外国人等)	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育を利用したい外国人がいたが、言葉や生活習慣の違いから手続きがスムーズに行えなかった ・障害児の親への支援が乏しく結果的に学童保育の利用をおきらめる方もいる ・障害者手帳の取得に至らないいわゆるボーダーの児童の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を要する子どもと保護者への支援 ・外国児童へのサポート体制構築を支援 ・障害児や支援が必要な児童の保護者への支援。相談窓口の開設。サポート体制の構築 ・外国人の一般の行事に参加してもらうことでのまわりの人たちとの関係づくり ・療育センターの充実、保育園と療育センターの連携 ・保護者を対象とした研修会・交流会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口、支援機関の連携 ・NPO団体やサポート団体を把握し、市の援助による協力関係、情報共有を図る ・経済的な支援。物資等の支援。精神的な支援。支援ネットワークの構築 ・専門員の増員や活動の充実(承諾書なしで、園からの連絡のみで調査活動を行う制度) ⇒積極的に発見、アプローチしていく仕組み ・地域のまつりに出店を出してもらおう ・保育園と連携・情報交換のできる環境づくり、支援を要する子どもへの対応、相談の充実、早期発見できる連携体制 ・参加しやすい、わかりやすい会を企画する
⑥ 将来の親となる子どもへの教育	<ul style="list-style-type: none"> ・今の親に改めて教育することは難しく、今の子どもに親教育をする方がよい ・子どもの成長に必要な手助けをしてくれる人が地域にいたが、最近ではなかなかいない 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの時からの体験的な教育の積み上げが必要 ・地域と子どもとの交流 ・家庭での食育でのサポート【再掲】 ・親と子どもと一緒にできることを【再掲】 ・躰や道徳教育の充実 ・中高生と保育園児の交流事業のさらなる充実 ・保育園と小学校の連携 ・自然や緑豊かなまちづくり ・子どものボランティア活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーイスカウト、ボランティアなどの体験学習 ・毎月の献立メニューを配布。市主催で親子農園体験。親子料理大会の開催【再掲】 ・市主催で運動会や工作大会、発表会を開催する。それぞれの得意分野があるというかも【再掲】 ・躰やマナーなどについてのわかりやすい講座開催(尾木ママなど楽しく子育てできる講座) ・教育の現場で実際に親である方に講義してもらおう ・進学に向けてだけでなく、進学後も成長を見守りやすい体制づくり(保育園と小学校) ・桑名の緑豊かな山々を残し、気温の上昇を抑え、住みやすいまちへの環境 ・人のため、世のために自分を役立てようとする気持ちを家庭で育み、芽生えさせる

課題	課題の詳細・明確化	解決に向けた方策(下線は注意点)	施策・取組みの例など
⑦ 今後の少子化社会に向けた対策	・日本全体の課題であるが、本市でも今後の児童数の減少が予測される中、その対策を検討(事務局から検討を依頼)	<ul style="list-style-type: none"> ・大家族でも生きやすい街であることが大切 ・大家族になれる家庭、子どもが多い地域になれるようサポートすること ・出産手当、育児手当、休業手当、教育費等の経済支援 ・24時間365日対応の預かり施設の設置 ・女性が働きやすい職場づくり(時短有給消化、早退・休みがとりやすい制度) ・子育てしやすい環境づくり ・結婚対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本は経済的支援。安全な街。地域のサポート。施設の容量確保、質の向上 ・複数の子どもを育てられる親になってもらう。地域の意識改革 ・高校の義務教育化 ・2人目、3人目以降の助成の充実 ・不妊治療への助成金 ・安心して子育てできる環境。気軽に相談できる窓口、保健センター等保健師さんからの連絡(子育てが順調か悩みを聞いてくれる相手がいる安心感を持てるようにする) ・婚活パーティー

分科会の報告・提言まとめ

- 今回策定する計画の計画期間(平成27~31年度)において、以上のような取組みを本市で重点的に進めていただきたい。
- この取組みを進めるにあたっては、「子どもが主人公・主役」であること、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを見守り・支えることを念頭に、行政はもとより、関係機関、企業、地域、家庭が、これまでの制度や枠組みにとらわれることなく、子どもの命を守ることを、すべての子どもが笑顔で暮らせる環境を整えること、子育て家庭を職場をはじめ多様な視点で見守ることなど、多くの課題を解決していけるような取組みを進めるとともに、連携の体制づくりに取組んでいただきたい。
- また、保護者も含めすべての市民と関係者の理解と協力を得るため、全市的な機運の醸成に取組んでいただきたい。



(2) 育てる側を育てる・支援する分科会の報告・提言の概要



桑名市子ども・子育て会議



育てる側を育てる・支援する分科会の報告・提言



平成26年8月21日

分科会での議論の経緯

【分科会1回目】H26.5.20開催

○ 分科会の検討の視点を念頭に置き、各委員がそれぞれの経験や見識からのご発言や他市などの先進事例もご紹介いただきながら、保護者等が円滑に子育てしていける環境を目指す取組みについて議論し、下記のとおり事務局で整理しました。

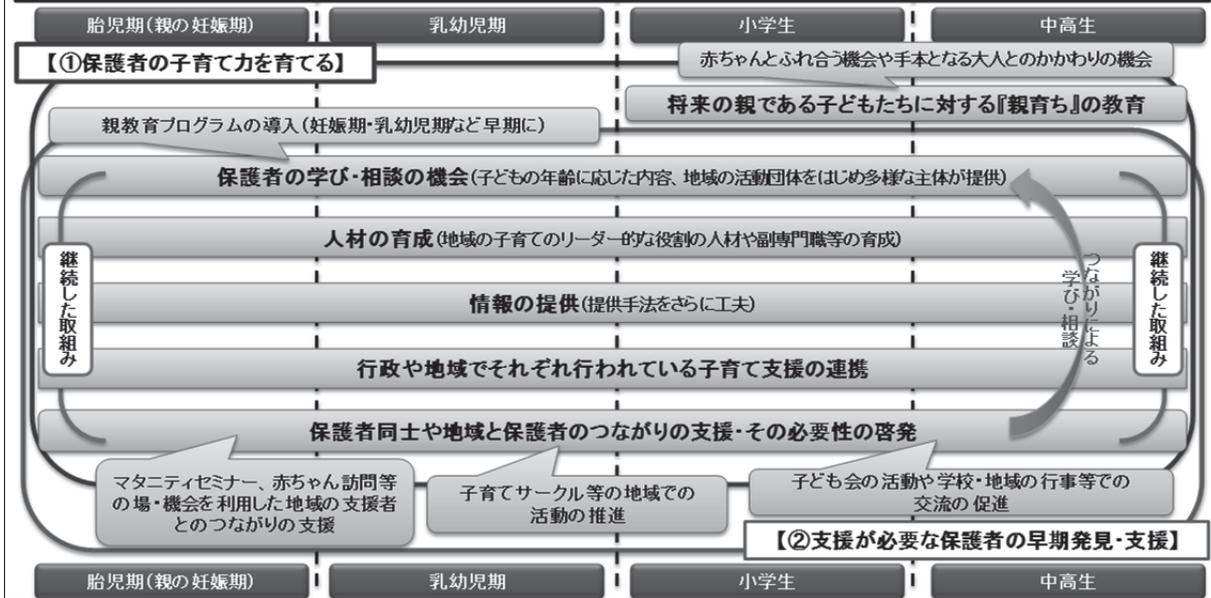
課題	解決に向けた方策(課題に関するご意見)
① 保護者同士のつながり (保護者の孤立、保護者同士の関係が地域で不足)	<ul style="list-style-type: none"> ・有形・無形の保護者をつなげる支援 ・小学校区や地区ごとの行事などを生かしたつながりづくり ・地域のサークル(コミュニティ)への参画による関係づくり ・共通項を持った人がゆるやかにつながる場
② 相談・勉強の機会 (保護者は学びたいと思っている)	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に参加できる相談・勉強の機会 ・相互に育児の相談をすることにより学び合う ・子どもの成長・ライフサイクル等に随時対応できるような学びの機会 ・母親、父親、家族、地域等すべての人に勉強の機会 ・母親の悩み、満たされない気持ちに照準 ・親教育プログラムの導入(妊婦・乳幼児期などできるだけ早いうちに) ・提供者は行政に限らず、地域のサークル等多様に
③ ひとり親への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・公的支援、地域住民の協力を肯定的に活用
④ 情報提供の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の手法の工夫
⑤ いずれ問題として表出する可能性のある家庭へのアプローチ (問題として表面化しないと行政の介入が難しい)	<ul style="list-style-type: none"> ・問題への対応だけでなく、予防も重視
⑥ 将来の親である子どもたちを育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの大人がお手本となって子どもに関われる機会
⑦ 保護者と地域とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりの重要性の啓発 ・学校の校長先生のリーダーシップ
【その他のご意見】	<ul style="list-style-type: none"> ・広く浅くではなく、ポイントを絞って100点を目指す ・母子手帳配布時など既存の機会の見直しによる保護者と支援者とのつながり

【分科会2回目】H26.7.3開催

○ 上記整理した課題や解決に向けた方策を確認し、本市で特に取り組む必要がある課題として大きく2つの課題を掲げました。この課題に対する取組みや支援について議論を深め、次頁のようにあらためて整理し、まとめました。

本市として特に取組む必要がある二つの課題とこの課題に対する方策

- 本市で特に取組む必要がある課題として「保護者の子育て力を育てる」、「支援が必要な保護者の早期発見・支援」の2点を掲げました。
- これらの課題に対する方策としては、現在の制度・事業等の継続はもちろんのこと、「保護者の学び・相談の機会の提供」、「保護者同士や地域と保護者のつながりの支援」、また「将来の親である子どもたちに対する『親育ち』の教育」が必要であることなど、育てる側を育てる・支援する取組みについて様々なご意見がありました。
- 下記の概念図のとおり、子どものライフステージを横軸にとり、分科会でご意見いただいた課題に対する方策について、課題ごとに赤い枠・青い枠でそれぞれ囲って整理しました。
- 子どものライフステージによって、保護者の悩みは異なり、これを支援する内容も変遷していき、次のステップとして各ライフステージごとに求められる事業や取組みを整理していく必要がありますが、これらの取組みを関係機関の連携等により継続して取り組んでいく必要性を確認しました。



分科会での課題と解決に向けた方策の整理

課題	課題の詳細・明確化	解決に向けた方策(下線は注意点)	施策・取組みの例など
① 保護者の子育て力を育てる	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の孤立、保護者同士の関係・コミュニケーションが不足 地区によっては子ども会がなく、地域での交流が不足 保護者は学びたいと思っている 情報提供の在り方に工夫が必要 将来親になる子どもたちを育てるという視点も大事 母親になるまでに小さい子と接する機会の少なさ 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者等の学び・相談の機会(子どもの年齢に応じた内容、地域の活動団体をはじめ多様な主体が提供) <ul style="list-style-type: none"> ・身近で、子どもの成長に合わせた学び ・子どもとの接し方や叱り方などを学ぶ機会 ・コミュニティの中で、困っている人同士が互いに悩みを打ち明けられる、相談し合える機会 ▶小さい子どもがいる間に養成のプログラムを行うと意識が変わる ▶学ぶ機会は、母親以外に、父親、家族、地域等にも必要 ▶学びの提供主体は、行政のほか、子育てサークル、先輩ママ等色々あっていい 	<ul style="list-style-type: none"> ・親教育プログラムの導入【妊婦・乳幼児期などできるだけ早いうち】 ・ファミリーーター養成講座 ・子どもとの接し方や叱り方などを学ぶ機会 ・子どもが0歳児の時のプログラムを充実させ、その時期に親の育児能力を向上させる ・赤ちゃんに触れ合う機会 ・手本となる大人とのかかわりの機会

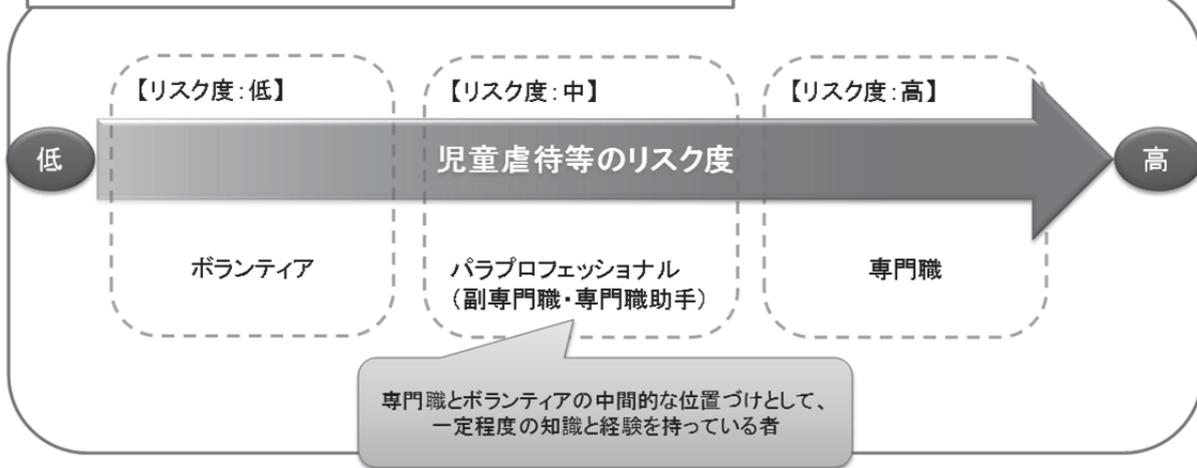


課題	課題の詳細・明確化	解決に向けた方策(下線は注意点)	施策・取組みの例など
② 支援が必要な保護者の早期発見・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれ問題として表出する可能性のある家庭へのアプローチ(問題として表面化しないと行政の介入が難しい)⇒早期発見が必要 ・ハイリスクな保護者はつながりにくい ・保護者の孤立、保護者同士の関係・コミュニケーションが不足 ・地区によっては子ども会がなく、地域での交流が不足 ・ひとり親の中には、他の力を借りず、一人で子育てを頑張ろうとする人もいる ・情報提供の在り方に工夫が必要 ・母親が出産しても地域で支えてくれる人がいる情報がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者等の学び・相談の機会(子どもの年齢に応じた内容、地域の活動団体をはじめ多様な主体が提供) ・マタニティ時代からの保護者同士や地域とのつながり ・地域のつながりの意識の醸成⇒地域のつながりの重要性を理解できれば、自発的につくるようになる ▶<u>育児の不安や疑問は、他人に相談してアドバイスされることで疑似体験でき、学んでいくことができる</u> ●人材の育成(地域の子育てのリーダー的な役割の人材や副専門職等の育成)(詳細は、P5・6を参照) ・各地域でのリーダーの養成 ▶<u>人材の育成については、継続性を考慮し、ボランティアではなく、専属的に担う人材の養成</u> ●情報の提供(提供手法をさらに工夫) ●行政や地域でそれぞれ行われている子育て支援の連携 ●保護者等の学び・相談の機会(子どもの年齢に応じた学び・相談)(詳細は、前ページ参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティセミナーの際に、地域の支援者との交流 ・母子手帳の配布場所を子育て支援センターにすることで、妊婦と支援者がつながり ・小学校区や地区ごとの行事などを生かしたつながりづくり ・地域の公民館などでの赤ちゃんの体重計を測定するなどのきっかけづくりによる保護者同士の交流 ・色々な人の力を借りて子育てすること、子どもを積極的に地域に出すこと等のメッセージを発信 ・地域のサークル(コミュニティ)への参画による関係づくり ・一定のリスクのある家庭にも対応できるパラプロフェッショナル(副専門職・専門職助手)の育成 ・主任児童委員と保健師との協力による乳幼児家庭への全戸訪問 ・行政の縦割りを改善

人材育成のイメージ①

○ 支援を必要とする保護者の早期発見・支援等を行う人材については、児童虐待等のリスク度の高低に応じて、支援者として求められるスキルも変わる点、また、専門職とボランティアの中間的な位置づけとなるパラプロフェッショナル(副専門職・専門職助手)の人材が求められている点などを確認しました。

児童虐待等のリスク度に応じた支援者像【イメージ】



※参考文献:

・Hiatt,S.W.,Michalek,P.,&Younge,P.(2000).Characteristics of volunteers and Families in a Neonatal Home Visitation Project : The kempe Community Caring Program.Child Abuse & Neglect,vol.24,No.1.p.95.「家庭訪問サービスの連続体」

・『子ども家庭支援員マニュアル：地域の子育て支援と児童虐待防止のために』(桐野由美子、家庭訪問支援プロジェクトチーム編著)(2003)

(3) 地域の子育て力を育てる分科会の報告・提言の概要



桑名市子ども・子育て会議



地域の子育て力を育てる分科会の報告・提言



平成26年8月21日

分科会での課題と解決に向けた方策の整理

課題	課題の詳細・明確化	解決に向けた方策(下線は注意点)	施策・取組みの例など
① 住民同士の信頼に基づく地域の見守り	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活動・取組みを住民が知らない (若い)保護者が孤立傾向 交流の機会が少ない 住民同士の助け合い・信頼関係が限定的 	<ul style="list-style-type: none"> 親子と地域住民との交流の機会の創出 地域住民による子どもの見守り方法の工夫 ▶参加しやすい工夫、地域のつながりの構築を意識 ▶面倒臭いものは続かない 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者と子どもの交流会(松ノ木) 登下校の時間帯にあわせて地域住民が戸外の用事をする 散歩の際に付ける腕章(星見ヶ丘)
② 地域における安全・安心の居場所	<ul style="list-style-type: none"> 施設の不足(児童館、放課後児童クラブ) 指導員・ボランティア不足(放課後子ども教室、放課後児童クラブ) 特に小学校1・2年生、長期休暇中のニーズが高い(放課後児童クラブ) 	<ul style="list-style-type: none"> 児童館の増設 放課後児童クラブの運営支援 家族・親族で助け合える工夫(祖父母の支援) ▶学校の空き教室等、既存の施設を活用 ▶児童館、学童保育、放課後子ども教室は連動しているので、現在の利用状況、利用目的の詳細・真意、地域性等を把握し、地域内の補完関係を整理する ▶行政が担保すべき責任(安全面)と付加価値部分(教育的な質)の線引き、利用者負担との整合性をチェック(主に放課後児童クラブ) 	<ul style="list-style-type: none"> 有償ボランティア制の採用(放課後子ども教室) 豊田市は保育園のような形で自治体が運営(放課後児童クラブ) 三世帯同居・敷地内同居、近隣に居住する場合の優遇税制
③ 地域のつながり・交流のきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域で自主的活動している人はいるので、それらをつなげること 若い保護者が地域活動に消極的 やってもらいたいばかりで、「お互い様」意識が足りない 保護者のモラルの低下 	<ul style="list-style-type: none"> 肩肘張らないチームがあると参加しやすい 交流やつながりを深める工夫が必要 同世代、保護者同士など共通点のある間柄での交流 幼稚園・保育園などのコミュニティが基本になる 地区にこだわらず、いろんな人を呼び込む ▶中身を精査して根拠(目的)をはっきりさせる ▶地域で大人と子どもが名前を呼び合えるようなイベントを開催 	<ul style="list-style-type: none"> 立教の運動会、星見ヶ丘の夏祭り 園のイベントに地域住民が参加(オーストラリア) 地域や関係者が協働するための運営委員会の設置

課題	課題の詳細・明確化	解決に向けた方策(下線は注意点)	施策・取組みの例など
④ 公私の壁をなくした地域ぐるみの子ども・子育て支援	・誰もが望んだ教育・保育を選択できる	・私立or公立に関係なく、桑名市の子どものための支援を 〔行政から発信する情報に私立・民間(地域)の情報も掲載⇒選ぶのは利用者 ・市主催・協賛イベントを、園の公私に関係なく公平に開催 ・私立・公立が同額の保育料で運営できるだけの財政支援を	
⑤ 多様な情報提供のしぐみ	・市のホームページや広報には、私立や地域住民の活動の情報が載っていない ・役場や支援センターなど特定の施設に行かないと情報を得られない ・魅力を伝えきれていない情報提供の担当者にも問題あり	・市のホームページから公立・私立に関係なく情報収集できるように(一覧性) ・スーパーなど市民の生活の一部、行動パターンの範疇で得られるように ・企業と子育て支援関係者とをつなぐ仕組み	・アンケート調査の自由意見に、具体的な解決策の記載が多数あるため、担当部署が実現に向けて検討してほしい
⑥ 今後の少子化社会に向けた対策	・日本全体の課題であるが、本市でも今後の児童数の減少が予測される中、その対策を検討(事務局から検討を依頼)	・関連する子育て支援の取組みの全て ・1世帯あたりの子どもの数が多い地域のピンポイント調査 ・多子化地域の情報収集、取組みの分析	・江戸川区のように独自の手当や取組みを行うなど、メリハリがありインパクトのある取り組みが必要

分科会の報告・提言まとめ

- 今回策定する計画の計画期間(平成27~31年度)において、以上のような取組みを本市で重点的に進めていただきたい。
- この取組みを進めるにあたっては、以下の点に留意し、保護者・地域住民・関係機関・行政の協働により、子ども・子育て支援に関する地域の課題を解決していけるような仕組みづくりをお願いしたい。
 - 信頼できるネットワークを構築するためには、それぞれに「面倒臭い」という気持ちを乗り越えることが必要であり、すべての市民や地域住民、関係者が、「お互い様」の意識で気遣い・助け合うことが必要である。
 - 子どもや保護者の安全・安心の居場所づくりにつなげていくためには、市民自らが地域社会の一員であることを認識し、主体的に行動することが必要である。
 - 桑名の子ども誰もが望む教育・保育を選択できるように、公立・私立に関係なく社会資源として支援体制を強化する必要がある。
 - 市の財政運営を考慮し、お金をかけず知恵をしぼった工夫が必要であるとともに、事業には優先順位をつけて優先される事業から積極的に取組み、事業に係る費用負担についても工夫していくことが必要である。



5 その他

平成 26 年 11 月 28 日、東京都千代田区 皇陵会館ホールにおいて、にっぽん子育て応援団主催の子ども・子育て応援フォーラム「いま、子ども・子育て支援からこの国の未来を考える」が開催されました。

この中で、「わがまちの子ども・子育て支援事業計画」をテーマとしたパネルディスカッションに、先進自治体として桑名市職員がパネリストとして登壇しました。また、会議での審議手法やヒアリング調査・ワークショップをきめ細かに実施したことが評価され、「おしえて！子ども・子育て支援新制度」準備大賞を受賞しました。



桑名市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行 桑名市保健福祉部 子ども家庭課
桑名市教育委員会 教育総務課 学校・園再編推進室
〒511-8601
桑名市中央町二丁目37番地
TEL : 0594-24-1354
FAX : 0594-24-1358



本物力こそ桑名力

本書は再生紙を使用しています。